平成２９年度

飯　舘　村　歳　入　歳　出
決算審査特別委員会記録

自　平成30年9月10日
至　平成30年9月12日

飯　舘　村　議　会

平成２９年度

飯　舘　村　歳　入　歳　出
決算審査特別委員会記録

自　平成３０年９月１０日
至　平成３０年９月１２日

飯　舘　村　議　会

平成３０年９月１０日

平成２９年度飯舘村決算審査特別委員会記録（第１号）

平成３０年９月１０日、飯舘村役場議会議場において午前９時００分より開催された。

◎出席委員（６名）

委員長	佐藤一郎君		
副委員長	高橋和幸君		
委員	相良弘君	佐藤八郎君	髙橋孝雄君
	長正利一君		

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	菅野典雄	副村長	門馬伸市
総務課長	高橋正文	住民課長	細川亨
復興対策課長	中川喜昭	建設課長	高橋祐一
会計管理者	石井秀徳	健康福祉課長	齊藤修一
教育長	中井田榮	教育課長	村山宏行
生涯学習課長	藤井一彦	代表監査委員	高橋賢治
選挙管理委員会書記長	高橋正文	農業委員会事務局長	石井秀徳

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	佃野正行	書記	高橋由香
書記	実沢澪		

飯舘村決算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（佐藤一郎君）　おはようございます。

ただいまから、決算審査特別委員会を開会します。

（午前９時００分）

委員長（佐藤一郎君）　議事に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

本定例議会において、決算審査特別委員会が設置され、委員の互選により、私、佐藤一郎が委員長に選任されました。また、副委員長には高橋和幸委員が選任されております。

これより審査に入るわけでありますが、さきの平成23年３月11日に発生した東日本大地震による原発事故での全村避難から７年余り、一部帰還困難区域を除き避難指示解除から２年となりました。しかし、帰村者は震災前の人口の約15%と、いまだ多くの村民は以前の状況が続いており、窮屈で不自由な生活を強いられております。このような中にあって、平成29年度村の各事業は、飯舘村を取り戻し、村民の財産を守り、安心と安全を担保するための施策が求められたものと思われます。

平成29年度の主な事業は、村民の生活再建施策の継続・支援をはじめとして、健康対策や学校再開等村内インフラの整備と、早期帰村と村の復興・再生に向けたものであったと思われます。

さらに、村の財産でもあったコミュニティ再生のため、今まで以上に交流についても気を配り、できるだけ村民の心がばらばらにならないような施策がとられました。

当議会でも、帰村・復興に向けた生活環境の整備が早急に図られるよう、国等に対して強く要請してまいりましたが、今もって課題は山積しています。

このような状況にあって、平成29年度予算執行について、村民のために適切になされたのかどうかについて、本委員会の審査は重要であり、次年度の政策、予算にかかわるものであります。現状を踏まえ、これからの課題を明らかに示していかなければならない時期にあります。

村民の福祉向上、さらには生活の安定のための事業であったのか、そして次年度にどう生かしていくのか。また、議会における予算審議の趣旨が十分に生かされたのかどうかという立場に立って、確認する委員会であります。慎重に審議いただきたいと思います。

ふなれではありますが、円滑な審議にご協力をお願いいたしまして、挨拶といたします。

それでは、決算審査特別委員会に付託されました、議案第69号「平成29年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第70号「平成29年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第71号「平成29年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第72号「平成29年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第73号「平成29年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第74号「平成29年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

お諮りします。

本委員会の進め方ですが、本日、この後直ちに各課長等から担当する事務、事業に係る決算状況について説明を求めたいと思います。

また、２日目、３日目は、議案第69号から議案第74号を一括して総括質疑を行い、十分な質疑の後、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（佐藤一郎君）　異議なしと認め、そのように決定しました。

ここで一旦休憩いたします。

説明員の皆様は一度退席をお願いします。

（休憩中、担当課長の説明）

委員長（佐藤一郎君）　それでは再開をいたします。

以上で本日の委員会は終了いたしました。

なお、次回はあす11日午前10時からこの場にて開催いたしますので、定刻までにご出席くださるようお願いいたします。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後　３時５９分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成３０年9月１０日

決算審査特別委員会委員長　佐藤 一郎

平成３０年９月１１日

平成２９年度飯舘村決算審査特別委員会記録（第２号）

平成３０年９月１１日、飯舘村役場議場において午前１０時００分より開催された。

◎出席委員（７名）

委員長	佐藤一郎君		
副委員長	高橋和幸君		
委員	相良弘君	佐藤八郎君	渡邊計君
	髙橋孝雄君	長正利一君	

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	菅野典雄	副村長	門馬伸市
総務課長	高橋正文	住民課長	細川亨
復興対策課長	中川喜昭	建設課長	高橋祐一
会計管理者	石井秀徳	健康福祉課長	齊藤修一
教育長	中井田榮	教育課長	村山宏行
生涯学習課長	藤井一彦	代表監査委員	高橋賢治
農業委員会長	菅野啓一	農業委員会事務局長	石井秀徳
選挙管理委員会書記長	高橋正文		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	但野正行	書記	高橋由香
書記	松本義之		

飯舘村決算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（佐藤一郎君）　おはようございます。

前日に引き続き、決算審査特別委員会を再開します。

（午前１０時００分）

委員長（佐藤一郎君）　これから質疑に入りますが、申し上げるまでもなく、議題となりました平成29年度飯舘村一般会計並びに各特別会計の決算に係るものであり、特に議事進行上、議題外にならないようにご承知おきいただきますようお願いいたします。

質疑の際は、挙手の上、委員長の発言の許可を受けてから、決算書等のページと事業名、項目等を示し、できるだけ簡明にお願いいたします。

また、答弁者も同じく簡明にお願いいたします。

それでは、議案第69号から議案第74号までの６議案について一括して質疑を行います。

これから質疑を許します。

委員（渡邊　計君）　おはようございます。これから何点かお聞きしたいと思います。

まず、資料ナンバー７のほうで、３ページ、２款１項１目の８節と９節、職員向け人事評価制度研修で48万6,000円ありますけれども、これとこの下の研修旅費、これは同じものなのかということと、この研修に何人行ったのかお尋ねいたします。

総務課長（高橋正文君）　まず、職員向け人事評価制度研修48万6,000円でございますが、これと下の旅費はリンクしておりません。上の研修は、外部業者さんにお願いして、今度制度が変わりまして庁内でも人事評価をしなければいけないということで、管理職等の評価の研修会をやったという48万6,000円でございます。下の旅費については、福島県の自治研修センター等に職員の研修で派遣する旅費でございます。人数については、ちょっと調べさせていただきます。

委員（渡邊　計君）　では次に、ページ６ページ。９款１項２目の11節団員活動服、長靴、制服そのほかと書いてありますけれども、58万3,932円、これの内訳をお願いします。

総務課長（高橋正文君）　これもちょっと詳細な内訳を持っていませんので、後ほど報告させていただきます。

委員（渡邊　計君）　では、後ほどということで、次、10ページ、12款１項２目の公債費利子償還ですけれども、これ上の１項１目のほうの公債費ですと大体予算と決算額が同じくらいなんですが、12款１項２目のほうは予算額と決算額、これなぜこんな、100万円ほど差が出ているんですけれども、これの出た理由はなんでしょう。

総務課長（高橋正文君）　通常、公債費の利子というのは予算決算ほぼ同額になるということでありますが、資金繰りの関係等で一時借り入れの利子等も余分にとっておりましたので、その分が若干、100万円弱ですか、残ったということです。資金繰は、予算はあるんですが村の現金がないというときに、去年ですと３億円ほど何日間か一時借り入れというのをやっておりまして、そういう利子に充てるということで余剰で若干とっているということで

ございます。

委員（渡邊　計君）　次、11ページ、２款１項６目の11節のところに道の駅植栽用苗、それとイベント用記念品ほかということですが、たしかあのときに、小さいブロンズ像ですね、それを追加で購入したいということで議会のほうにもお話があって認めたと思うんですが、そのブロンズ像の使用とかはどういう状況になっているのか。あと、この残数、幾らあって、今後どのような使用をしていくのかお願いいたします。

総務課長（高橋正文君）　ブロンズ像の取り扱い方ということでございますが、まず、当初ブロンズ像600基購入しております。これは、関係者、職員等にも配付しております。あと、今ほどありました追加で購入した物が400基で86万4,000円追加で購入しております。それについては、当初の600基で配付できなかった方に配付したものがあります。また、その後研修に訪れたお客様にブロンズ像を配ったと。また、各種イベントのときの来賓の方等にも若干配付しているということで、現在400基追加した物のうち80基を配付済みでございます。残が、現在300基ちょっとは残で残っているということで、今後もお客様、来賓の方、各種イベント等で配付すべき人に配付してＰＲをしていくということになると思います。

委員（渡邊　計君）　ブロンズ像320ぐらい残っているということは、今後追加でつくるということはないのかなと思うんですが、その辺の意向はどうなっていますでしょうか。

総務課長（高橋正文君）　今のところは追加は考えてございません。

委員（渡邊　計君）　次、24ページの４款１項３目11節の葬儀所整備及び維持管理経費の中で、消耗品が205万2,000円ほど出ていますが、これの主な内訳というものはいかがになっているんでしょう。

住民課長（細川　亨君）　資料提出してある分でありますので、６ページ、７ページ、８ページ、この３ページにわたって消耗品の一覧を出しております。まず、６ページのほうが法具の部分の消耗品でございまして、全部で47品目。７ページから８ページがそれに係る事務用品類の消耗品でありまして、このような形で配置場所、品名、設置数ということで詳細を出しておりますので、こちらをごらんいただきたいと思います。以上です。

委員（渡邊　計君）　今、時間もないので後でゆっくり見て、また質問がある場合質問させていただきます。

次、25ページ、４款２項１目の７節、この一般廃棄物及び不法投棄対応に関する費用となっておりますけれども、この不法投棄、これは私が議員になってからもずっとやってきて、かなりの量が出たときもあったんですけれども、これ決算時期でこの不法投棄のごみの量というのはどのくらい出ていたんでしょうか。

住民課長（細川　亨君）　震災前ですと、100トン未満で大体推移していたんですが、詳細はちょっとつかめておりませんが、100トン以内だということでは間違いないと思います。28年度が、６年間不法投棄の収集を行ってきていませんので257トンという大量でありまして、昨年度、平成29年度に至っては通常、70トンということで推移したと、そういう認識でおります。以上です。

委員（渡邊　計君）　このごみ投棄の費用というのは、財源はどこから出ているんでしょう。

住民課長（細川　亨君）　これに関しましては、一部一般財源もあるかと思われますが、不特

定でありますので、一般財源ということで答えておきたいと思います。以上です。

委員（渡邊　計君）　では、41ページ、3款2項1目の11節の脇に記載ありますが、子育て支援事業すくすくの参加者延べ人数が4,530人となっておりますけれども、このすくすくは、村外の人も利用できるということで、この村外の人と村内の人の利用の内訳がわかりましたら。

健康福祉課長（齊藤修一君）　4,530人のおおよその内訳なんですが、村内の方々が6割、あとほぼ福島市周辺だと思いますが4割というような数字になっております。以上です。

委員（渡邊　計君）　すくすく、まだまだ避難も続いているわけですけれども、福島の地元の人たちとの交流という面も大分いいかと思うので、できるだけ長く続けていただきたい事業の一つかなと思うので、その辺を今後検討願いたいと思います。

次に、48ページ、8款2項3目橋梁点検16橋、そのうち2橋が危険という、きのう説明があったんですが、この2橋というのは場所はどことどこか、言っても大丈夫であればお願いいたします。

建設課長（髙橋祐一君）　2橋については、大倉の小滝橋が、一部橋台のほうにクラックが入っているという形になっています。あともう1橋については、もう一回調べて報告いたします。

委員（渡邊　計君）　次、59ページ、6款2項1目の真ん中あたりにありますフォレストパークあだたらでのキャンプということですが、これ、5人用テント、シェラフ一式ということで備品購入費になっているんですが、18節のほうに備品購入費として39万5,798円上がっているんですが、これはテントだけでしょうか、そのほかの備品も買ったのか。それとこのテントの使用というのは1回で終わっているのか、その後何回か使用したのか、それと今後の使用の目的といいますか、どのようなものに使用していこうと思っているのかお願いします。

復興対策課長（中川喜昭君）　今おただしの、森林環境学習で購入しましたテント等の部分でありますが、資料のほう求められておりましたので資料を提出しておりますが、12ページにキャンプ用備品の購入の状況を書いております。それで、購入しました物がテント5人用が6張、あとシェラフですね、寝袋が24個、これらを購入しまして、合わせて39万5,798円という形で、テントとシェラフの購入で充てております。それで、備品でありますので、今回このキャンプで使わせていただいて、あとは今後公民館のほうで管理していただきながら、公民館の野外活動に使っていただければと思っております。以上であります。

生涯学習課長（藤井一彦君）　去年は、これらの買わせていただいた備品を活用いたしまして、いいたてこどもキャンプというのを実施をしております。去年は8月11日、12日に大玉村で開催いたしまして20人の参加がありました。今年につきましては、9月22日にキャンプを予定しているところでございまして、毎年こういった形で活用しながらやっていきたいと思っております。以上です。

委員（渡邊　計君）　このキャンプのテントと寝袋ということですけれども、今のところは学校の事業というか関連でやっているということですが、これに関して一般の人から例えば利用したいということがあった場合は、一般の人も利用できるんでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君）　貸し出しも行いたいと思っておりますので、ご相談いただければと思います。以上です。

委員（渡邊　計君）　それは、無料ということになるんですか、有料ということになるんでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君）　無料で貸し出ししたいと思っております。ただ、壊れたとかというときは、それが故意であったりした場合は、もしかすると弁償ということがあるかもわかりません。以上です。

総務課長（高橋正文君）　先ほどご質問ございました研修の人数でありますが、県の自治研修センターへ15名、その他の研修で６名で計21名分でございます。あともう一点、消防の非常備消防費の消耗品ですね、購入ですが、長靴が23足、ラッパ隊の制服が１名分、あと消防水利標識が50枚等でございます。

委員（渡邊　計君）　次が、61ページ、７款１項１目企業誘致施設片づけ作業人夫賃金となっておりますが、これ、場所と人数はどのくらいの人数かかったんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君）　商工総務費、商工振興事業の企業誘致施設片づけ人夫賃でありますが、場所は旧草野幼稚園でございまして、ここに刃物屋さんが入るということがありまして、幼稚園関係の備品等がまだ残っているという状況もありましたので、幼稚園のほうと、教育委員会と相談しながらそれらを移動したという人夫賃金でございます。それで、延べ……、ちょっとその辺は調べさせていただきます。

委員（渡邊　計君）　同じ項目の中の下のほうに、13節のところに、新たな特産品商品開発業務費ということで241万1,640円上がっておりますが、これの実績といいますか、これ新たな物は何品ぐらいつくって、それで採用された物、実際販売されている物がどのくらいあるのか。

復興対策課長（中川喜昭君）　これは、県の補助事業でございまして、特産品のＰＲ関係の補助事業ということで、29年度においてまずは村の何か特産品的な物、また土産になるような物が考えられないかということで、までいガーデンビレッジのほうに委託をしながら、特産品づくりをしていただいたと。それで、試作品づくりが29年度に行っていただきまして、内容的にはカブ、ブロッコリーのスープをつくるということでの試作をやっていただいた業務委託でございます。以上であります。

委員（渡邊　計君）　今、カブ、ブロッコリーのスープということですが、ほかに何点か、これ１年間の間で、これだけの予算ある中で、ほかにも何点かそういう物、開発に対して、いろいろな物をつくってみたのか。そしてまたそれの成果はどういうものだったのか、もう一度お願いします。

復興対策課長（中川喜昭君）　計画する中で、委託した報告書の内では、カブ、ブロッコリーあわせてカリフラワー、あとタマネギ関係、これらのスープ製造を考えていただいたということでありますが、いろいろ関連会社ですね、久世さんとかいろいろな業者さんと話す中で、やっぱりカブ、ブロッコリーが外で出ていないという部分で、これらの商品化を目指したほうがいいのではないかということで、最終的には試食までいったところでありますが、カブ、ブロッコリーの試作品でやっていただいたということでございます。以上で

あります。

委員（渡邊　計君）　スープ１点だけというような説明なんですけれども、これで試食まではいったということですけれども、これに対して今後商品化とか、そういう計画とか、あるいはこれの金額ですともっといろいろなものをつくってみる、試作ですか、そういうものもっとあっていいのかなという金額なんですが、その辺はいかがでしょう。

復興対策課長（中川喜昭君）　29年度におきましては、発注時期が遅かったということで、村内にある農作物が、カブとかブロッコリーですね、あとの物についてももう時期が終わっていたということもありましたので、29年度についてはスーパー等で販売している部分の産物を使ってやったということであります。今年度も商品化を目指すということで、また同じ内容で委託をしている状況でございます。それで、金額的に高い状況でいろいろなものという部分ありますが、やはり包装のデザインとか企画料的なもの、あと試作品も何回もつくってもらうというものありますので、金額がこれらの積み上げになってきているというような状況でございます。以上であります。

委員（渡邊　計君）　これは、道の駅で飯舘の特産という形で、飯舘独自の物ということで販売したいということなんでしょうけれども、飯舘の方で、雪っ娘かぼちゃですか、そういう物をつくって独自に開発してカレーとかそういうもので、今、道の駅で売っているんですけれども、今後もこういうこと、試作していくんであれば、そういう個人でやっている人たち、本当に自前でやっている人たちが多いので、そういうところにも今後こういう予算が使えるようにしていただければ、もっといろいろな面から試作品が出てくるのかなと思いますので、今後そういう検討ができればしていただきたいなと思います。

　次、62ページ、７款１項２目、一番下になります、八木沢移住体験住宅賃貸料ということですが、これの実績はどのようになっておりますでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君）　これは、村内に住んでもらう前に、田舎暮らしとはどういうものかという部分で体験をしてもらうということで、八木沢の水戸さんというお宅をお借りして行ってきております。それで、今現在はここに入っていた方、避難しておりまして、下郷町のほうに移転されているという状況で、今空き家の状況でございます。所有者であります水戸さんは、解体をしたいという考えもありましたので、この住宅については今後体験住宅という目的はやめまして、解体の方向に進めたいと思っております。以上です。

委員（渡邊　計君）　ここに出てきている決算の中の、去年の分の、要は実績はどうなっていますかということをお聞きしたんです。

復興対策課長（中川喜昭君）　実績としましては、今言いましたように避難ということで入居者はおりませんが、村としてお借りしているという状況ですので、賃借料は水戸さんに支払いはしているということであります。

委員（渡邊　計君）　賃借料はいいんですけれども、実際これ、体験するために借りているわけですよね。だから、体験に来た人はどのくらいかという、その実績。

復興対策課長（中川喜昭君）　先ほども言いましたように、ここに、震災前は入居していただいてお貸ししていた状況でございます。それで、原発事故になりまして、避難ということになりまして、ここに入居した方は下郷のほうへ移転されたということで、ですので今は

空き家という形であります。以上です。

委員（渡邊　計君）　次、65ページ、３款１項６目、下のほうになりますけれども、公的宿舎からのエアコン、ガスコンロ等撤去費用の中に、113万3,668円とありますけれども、この撤去した物はどういう形で始末されたんでしょう。

住民課長（細川　亨君）　各公的宿舎等から出てきましたエアコンとガスコンロ、こちらのほうについては片づけごみということで、環境省のほうに片づけを依頼したということであります。

委員（渡邊　計君）　そのほか、湯沸かし器とかあと仮設等から出る物といえばエアコンとか洗濯機とかもあるわけですけれども、そういう物がどのくらいあって、それも同じように環境省等に頼んで片づけてもらったのか。

住民課長（細川　亨君）　説明資料のほうに書いてあります部分ですね、エアコン42台、ガスコンロ16台、湯沸かし器12台、照明器具49個、排水用ブロック62個の撤去費用を、まず管工事組合に委託したと。その後、草野小学校体育館に運搬しまして、環境省のほうに片づけごみとして処分していただいたという経過でございます。なお、冷蔵庫、そちらのほうについては、当人が持っていくという形で、家電リサイクルという形で処分していかないといけませんので、こちらではできないということであります。以上です。

復興対策課長（中川喜昭君）　先ほど、渡邊委員からご質問いただいております61ページ、企業誘致施設片づけ作業人夫賃の人数等ということでありますが、30.5人の経費がかかっている状況でございます。以上であります。

建設課長（髙橋祐一君）　先ほどの、橋梁点検の16橋のうちの危険橋梁ということで、２件と申しましたが、申しわけございません３件ございました。判断区分としては、１が健全、２が予防保全段階、３が早期措置段階、４が緊急措置段階ということで、今回この３の部分ですね、早期措置段階の部分が３橋ありまして、先ほど言いました小滝橋、あとは小宮の沼ノ江橋、あとは松窪橋ということで、深谷松窪線の新田川にかかっている橋の３つが、判断３という形になっております。

委員（渡邊　計君）　次に、68ページ10款１項２目のスクールソーシャルワーカー１名ということですが、これの勤務実績と内容をお尋ねします。

教育課長（村山宏行君）　追加資料のほうにまとめさせて（「マイク近づけてお願いします」の声あり）失礼しました。追加資料のほうでまとめさせていただきました。追加資料の17ページに実績のほう載せさせていただいております。学校と、それからご家庭あるいは健康福祉、そういった関係期間とを結ぶというそういう役割をしていただいておりました。勤務日数で114日ということになってございます。

委員（渡邊　計君）　同じ枠の中の８款報償費の中で、講師謝礼７件ほど出ておりますけれども、この講師謝礼、いろいろな課でも講師とかそういう謝礼はしているみたいですけれども、この講師謝礼７回、人数７人でいいのか、そしてこれ講師謝礼というのは何を基準にして決めて、講師謝礼としているのか、各課ごとに値段大分開きがあるんですが、とりあえずここの中でこの講師謝礼の基準というのは何なのか、何人に支払ったのかお願いします。

教育課長（村山宏行君）　講師謝礼の基準につきましては、村のほうで一応一律のものを持っております。例えば、大学教授であるとか、それから県外の方であるとか、遠方の方であれば交通費も含みということになりますと高くなりますし、そういった基準というもので設けているというものでございます。済みません、中身の人数ですね、こちらについては調べさせていただきますのでお時間ください。済みません。

委員（渡邊　計君）　次、72ページ、10款２項２目の13委託料のところに、ＡＬＴ英語活動支援ということで上がっておりますけれども、これ、その次のページの中学校のほうにも同じような項目が上がっておりますけれども、これで、これの成果はどのように上がったのかお尋ねします。

教育課長（村山宏行君）　72ページ、10款２項２目の小学校につきましては、週２日ということで、女性の方にＡＬＴということで来ていただいておりました。また、73ページのほうの中学校の分につきましては、こちらは男性の方で、週５日間ということで活動しております。こちら、一般質問の答弁でも答えさせていただきましたけれども、各授業に入っておりますし、また、昨年ですと英語の弁論大会で全国大会に出場するというような、そういう子供も出ましたので、こういった形でＡＬＴの活用がなされていると考えております。

（「終わります」の声あり）

委員長（佐藤一郎君）　そのほか、ございませんか。

委員（相良　弘君）　おはようございます。

平成29年度決算書についてお尋ねいたします。この資料ナンバーにはないんですけれども、昨年の一般質問で質問したのは、決算にバランスシートはなぜつけないんですかという質問のときに、当時の総務課長は平成29年度の決算から添付しますという答えだったんです。今年度、今ただいま審議をされている平成29年度の決算書にはついておりませんでした。総務課に尋ねたところ、忙しくてできなかったという答えだったんですけれども、村長にお伺いします。忙しくてできなかったのはやむを得ないことなのか、またバランスシートはそんなに重要視していないのかお尋ねいたします。

村長（菅野典雄君）　忙しいのは事実でありますけれども、忙しかったという理由はなかなかどうなのかなと思って、注意をしたいと思っております。ただ、バランスシート、当然いろいろな面から多角的に見るというのが必要でありますから、そういう意味ではないよりは間違いなくあったほうが見方が多角的にできると、こういうことだと思いますので、今後内部で検討させていただいて、やはり忙しい中でやったほうがいいのか、やらないほうがいいのか、内部で検討させていただいて、改めてお答えをさせていただきたいと思っております。

委員（相良　弘君）　このバランスシートについては、国からも指導があるはずです。そして、なぜ必要かといいますと、飯舘村は今のところ心配ないんですけれども、財政の健全化計画なりをつくるときはバランスシートがないとできません。それで、私は今後のためにも必要だと考えているわけですけれども、ただいま村長の答弁を聞いておりますと、これから検討するということなんですが、例えば平成29年度は間に合いませんでした。平成30年度は間に合うのかどうか、再度お尋ねいたします。

村長（菅野典雄君）　30年度の決算までには、まだまだありますし、まだ真ん中でありますので、いろいろなところから準備をしていくということはできるであろうと思いますので、意を用いていきたいと思っております。

委員（相良　弘君）　了解いたしました。

それでは次に、資料ナンバー７の12ページ、それに復興拠点整備に要する経費ということがありますが、その中で道の駅の決算書、過般頂戴したんですけれども、この決算書を見ますと、１年には満たなかったんですけれども900万円からの赤字になっております。これについて、このままでもいいとは思いませんが、具体的にそれの赤字解消する方法、計画、それがあれば教えていただきたいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君）　道の駅の決算の部分でございますが、一般質問の中でも答弁させていただいておりますが、税引き後の部分の利益がマイナスの902万6,000円になったということであります。その原因としましては、どうしてもオープニングのイベントで、やはり宣伝効果を上げたいということで500万円ほど出しているという状況もございます。これについては２年目以降については支出もないかなと思っております。あとは、当初やっぱり冬場、売り上げが下がるという部分は認識はしておったんですが、レストランなどでは９月11月から見ると、12月２月の間はもう半分ぐらい下がってきている、あとセブンについてもやはり３分の１くらいまで減少しているという部分が、昨年の冬ですね、経験しましてわかりましたので、その辺の支出をどう削減するかという部分も今年の冬場で考えていきたいなということであります。やはり、赤字という部分は避けなければならないと思っておりますので、なにしろ毎月１回の取締役の定例会もございますので、その中で今後も検討していきたいと思っております。以上であります。

委員（相良　弘君）　この900万円の赤字につきましては、通常、一般企業であれば大変なことであります。それで、当初のオープニングイベントに500万円ほどかかったのはありますけれども、当初は珍しさもあって来客数はふえているはずです。だから、これからは珍しさもないわけですから、慎重に売り上げ増を図らないと毎年これくらいの赤字がいったんでは大変だと思ったわけです。それで、具体的にもよく検討していかなくてはならないと思うんですが、私の計算したところ損益分岐点では900万円の赤字を解消するには4,000万円から5,000万円の売り上げ増をしなければ解消できません。ということは、容易なことではないですから、それをもっと真剣にどうやって売り上げ増を図るのか、村内の農産物を販売するということは十分わかるんですけれども、この道の駅の運営のためにはそうとばかりも言っていられないんで、お客様が喜んで来れるように売り上げ増を図るように検討していただきたいと思うんですがいかがでしょうか。

村長（菅野典雄君）　ご指摘のとおりであります。確かに、復興のシンボルということで道の駅を開かせていただきました。間違いなく復興のシンボルになっているなと思いますが、だからといって赤字を出していいということでは全くないわけであります。いろいろ１年間やってみて、いろいろな課題がやっぱり見えてきています。それをどういうふうにしていくかというのが課題としていろいろ会議の都度出ていることも事実でありまして、なかなか、緊急にできるのと、やはりいろいろ全体的な形の中で人事配置であったり、いわゆ

る販売の心構えであったりとか、そういうのがいろいろな課題として見つかってきておりますので、もう少し時間をいただきながら、すぐにということになりますかどうかわかりませんけれども、間違いなく赤字垂れ流しというのはやってはいけないことでありますので、誠心誠意その辺はこれから心構えをして、あるいは改善をしてやっていきたいと思っております。

委員（相良　弘君）　そういうことで努力をしていただきたいと思います。

それでは、資料ナンバー７の76ページ、これは確認なんですけれども、真ん中のほうに学校給食センターの賃貸借ということで、賃借料491万9,000何がしがあるんですが、これについては飯野町のことを言っているんでしょうか。お尋ねします。

教育課長（村山宏行君）　給食センターの件でございますが、こちらの分については仮設の給食センターの分ということでございます。

委員（相良　弘君）　了解しました。

それともう一つ、雑談の中で話したことがあるんですけれども、今の中学校の教育方針です。ここの資料には載っていないんですけれども、せっかく飯舘村でこのように立派な学校ができましたので、私は中学校の歴史の教科、日本史、世界史あると思うんですが、ぜひ飯舘史を入れてはどうかと。飯舘の歴史を学ぶことは、ぜひ今の子供たちにも必要ではないかと私は思ったわけです。その辺の考え方、やる気はあるか、それは必要ないのかお伺いいたします。

教育長（中井田　榮君）　日ごろから、議会の皆様には大変お世話になって、29年度学校再開ができました。ただいまご質問ありました飯舘史ですかね、なんですけれども、飯舘史というのは教科には特にないわけでありますけれども、現在、中学校は総合的な学習の時間というのがございます。それで、１年生から３年生まで各学年70時間ずつとってやっております。今までも、震災以降、仮設の掃除とかあと田植え踊りとか、あと郷土料理とか、それが５年間の活動が認められまして、博報賞、さらには文化大臣賞をいただいてやってきたわけでありますけれども、その中のふるさと学習ですね、田植え踊りなんかは今年も含めてなんでありますけれども、ラオスとのホストタウン事業をメーンにやるに当たって、その中の一つとして田植え踊りも引き続きやっております。田植え踊りをやるに当たっては、技術だけ教えるのではなくて、今までの歴史とか取り組みとか、飯舘村の全体の取り組みとかというのも含めて学習しておりますので、そういう意味では飯舘史というまでにはならなくても、飯舘のふるさと学習を続けながら、現在も学習をしているということであります。今までありましたので、総合学習の時間の中でのふるさと学習の時間の中でも、飯舘村の歴史をさらに先生方から生徒たちに学習していただくように、その辺は話をしていきたいと考えております。

委員（相良　弘君）　ということで、ぜひご検討をお願いいたしたいと思います。これで私の質問を終わります。

委員（長正利一君）　おはようございます。

ちょっとダブって質問いたしますけれども、この道の駅の決算書について先ほど答弁ありましたけれども、やはりいろいろな面で課題があると村長から答弁ありましたけれども、

我々いろいろなご意見を聞いてみますと、数字的な部分については本当に大変な数字で、今後黒字に向けて、いつまでも3,200万円云々に浸るわけには多分いかないと思いますけれども、そういう中では問題が聞かれるのはやっぱり内部的な人事的な、組織的な部分でちょっと欠落している部分があるんでないかという声が聞かれます。やはり、あそこの駅長さん初め相当優秀なスタッフが入っておりますので、今後そういう人事面で、きちっと両輪で回っていかないとなかなか難しい部分があるんではないかと。一つの話になれば、駅長が蚊帳の外にいるような話を伺ったりそういう声が聞こえますと、本当にこの飯舘村が復興に向けて、あそこが復興の明るい拠点としてあった場合に、まさかこのような赤字の決算が出るとは想定もしていなかった。本当に１週間以内で５万人とかそういうすばらしい報道がされましたけれども、その裏にはやはりそこまで来る部分で、そういうふうなくすぶったお話が聞こえるということは一村民として大変残念なことでありますので、まずこの一点について、そういうふうな声が担当課のほうに、さらにはトップ、村長のほうに、こういうふうな問題が聞こえているのかどうかお伺いします。

村長（菅野典雄君）　赤字の件なんですが、初年度、先ほど担当課長が言いましたように、最初のイベントであったりあるいは村民の笑顔を飾って、できるだけほかと差別化というようなこともあって、そこが300万円くらい内部で払ったとか、いろいろ初年度ということでのことはあるなというふうには思っています。ただ、だからといって２年目は安心だという話はもうまったくございません。やはりしっかりやっていかなければならないなという気がします。今、ご質問のあった点については、十二分にこちらも耳に入っていますし、あるいは改善の大きな課題だなと思っておりまして、間もなくコンサルを入れる予定であります。コンサルというのは、ちょっと言葉はどうかわかりませんが、やっぱり内部からどういうふうな課題があって、どこをどうすればいいのかというのを、やはり一緒になって職員ともども、そして我々経営する者も、一緒になってやっぱり一つ一つ改善に向けてやっていかないと、また同じようなことを繰り返すのではないかと。もう契約は済んでおりますので、これからそのような形で改善に向けてしっかりやっていきたいと思っております。

委員（長正利一君）　今、村長からありましたけれども、ぜひともこの月１回取締役会をやっているということでございますので、やはり忌憚のない意見を出して、あそこが繁栄をしないとこの飯舘村がやはり寂れてしまう。ましてや寒い期間になれば、いろいろ計画の中でも想定はしたと思いますけれども、冬場になってはなかなか来客数も少なくなってくるんだと、そういう懸念もありますので、やはり、組織で決まったことについては、役場もそうでございますけれども、この中でみんなで一緒にやっていくような雰囲気づくり、ムードづくりがやはり必要であると。中でくすぶった意見なんていうのは、村民は聞きたくありませんので、そういう中では一つ、ご努力をお願いしたいと、よろしくお願いいたします。

あと、決算については基本的にはもう、本当に、このような数字でかたまっていますけれども、私、その中で何点か質問したいのは、この資料ナンバー４の中で、一般会計の中で税金ですね、12ページ、13ページでございますけれども、やはり我々本当に想定外の避

難をして、それなりに頑張ってきました。帰村宣言から２年目を迎えていますけれども、そういう中では以前から引きずっている部分があろうかと思いますけれども、税金の滞納部分です。大分減少はされたと、当然、評価はしますけれども。この滞納の部分について担当課としてですね、金額的には大したことないかどうかわかりませんけれども、担当課としてどのように解消に向けて取り組んでいくのかお聞かせをお願いします。

住民課長（細川　亨君）　税金の部分でございますが、震災前まで地方税、目的税の保険税合わせて１億5,000万円という滞納があったという事実でございます。現在、平成29年度決算においては、地方税、国保税合わせて滞納額が800万円ということで、２桁ほど減っております。今後も、この徴収、いわゆる臨戸徴収については力を入れながら、庁内でもいわゆる徴収の滞納者対策会議等、昨年も４度ほど行っておりまして、対処方法をいろいろ検討しながら徴収に努めてまいりたいと、そのように考えております。以上です。

委員（長正利一君）　大分、800万円という数字で、努力をされているという部分で、この税金については本当に皆平等の中で納めるという部分がありますので、いつまでも数字的に取れない取れないじゃなくて、取れる、いただく、納付をしていただくような、やはり努力が必要なのかなと。その努力の中には、一般質問の中にもありましたけれども、やはり慎重を期して徴収をしていかないと、村民が村に対して不信感を抱くような対応では困ってしまう。それが口伝えで、こういうことがあるよということになれば、本当にどうなのかなと。そんなこともありますので、慎重を期して、さらには金額の多い少ないではございませんので、ぜひとも足を向けて、出向いて、顔の見えるような中で徴収に当たっていただきたいと希望いたします。よろしくお願いいたします。

　あとは、ちょっと何ページというのはあれなんですが、私、疑問に思う部分がございまして、村が予算を出して、我々に諮って執行しますけれども、この中で見えないこの随意契約の中では、その決まりに基づいてやっているかと思います。130万円以内であれば大丈夫だよということなのかな、ちょっと私も専門的にはわかりませんけれども、しかしながら、その金額130万円の範囲内でそういうふうに決まっている部分についてはそれで結構でございますけれども、それを超えるような随意契約なんていうのは、多分にしてそうないと思いますが、そういうふうな随意契約の中で高額を張るような随意契約、さらにはその29年度の決算の中でどれくらい130万円を超えるのがあるのか、お願いしたいと思います。

総務課長（高橋正文君）　随意契約の件についてでございますが、まず、委員おっしゃったとおり工事については130万円以下は少額ということで随意契約ができると。あと、理由としては、競争入札に適しない契約、あとまたは緊急に必要な契約、あとは競争入札に付することが不利になることということで随意契約ができると、ほかにも理由がございますが、随意契約をすることができるということになっております。ただ、委員おっしゃるとおり、随契というのは競争原理が働かないということもございますので、契約額が高くなる場合もございます。ただ、村として随契を取り交わしているものは、例えば本体工事の附帯工事で、その本体工事の業者さんと随契をする。さまざまな理由があると思いますが、村で随契を取り交わしているものは合理的な理由があるものだけを随契でやらせていただいていると。そういう合理的な理由のないものは、財政当局としても随契しないように庁内に

も指導しているという状況でございます。済みません、随契の件数についてはちょっと調査させていただきます。

委員（長正利一君）　そういう要項の中でやっているということは理解できますけれども、やはり、例えばそういう大きな工事関係に、例えばですよ、附随しての適正なものというお話ありましたけれども、やはり、いろいろな条件があるのはそれはわかりますけれども、やはり、そういう決まり、そういうルールに反するようなことがないように、やっぱりやっていかないと、我々こういう資料を見てつつくような論議をしても前には進みませんので、私はやっぱり我々に諮るものは諮っていただいて、そして飯舘村、後世に残すような村づくりをしていくためにも、開かれた村政でなければと私は思っていますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

あと、まだまだ時間ありますので、後ほどまたあればよろしくお願いしたいと、とりあえず終わります。

副村長（門馬伸市君）　業者の選定については、指名委員会という組織があって、そこで業者の選定をするわけですが、ただいま総務課長のほうでもお答えいたしましたが、随契の理由というのはそれぞれあって、その理由のもとで指名委員会で業者を選定しています。理由もなく随契に持っていくということは基本的にはしておりませんので、何か今お聞きしますと、村のほうで不信感を持つような業者選定をしているんじゃないのかなというふうな質問にも受けとれましたので、決してそういうことで業者を選定しているわけではありません。指名委員会は、各それぞれの担当課長が、私が責任者になっておりますけれども、そこからの発議が上がってきて、そこで工事なり委託業務なり物品の購入なりいろいろあるんですが、その中で協議をして、担当課から随契にしてほしいという要請があっても中身の精査をして随契にならない場合もあります。ですので、ある程度不信感の持たれないように、一応業者の選定はしているつもりですので、ご理解いただければと思っております。

委員（長正利一君）　言葉足らない部分については、本当に誤解を招くという部分がありますけれども、私は今副村長がおっしゃったことについて、私は村がそれをやっているという意味合いで申し上げた部分ではございません。もし、そういうふうに聞こえたとすれば謝りますけれども。130万円の中に、今回例えば金額云々って、これから出てくると思いますけれども、例えば高額な700万円だ、800万円だ、例えばですよ、そういう金額が、そういう審査会、最終的には副村長が採択をしてそんな形で流れが行くと思いますけれども、例えばそういうふうな、金額が多い少ないではございませんけれども、そのようなことはこれから頻繁にあっても困りますし、やはりそういう規定、緊急を要する部分も含めてですよ、そんなことでお願いできればということでございますので、あくまでもそういう意味合いで申し上げたことでございますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。終わります。

委員長（佐藤一郎君）　そのほか、質疑ございませんか。

委員（佐藤八郎君）　私は、この昨年の、29年の予算委員会に出ていませんので、議事録をもってずっと読ませていただいて、そこから拾って、皆さんにお諮りして予算通過されたの

で、いろいろと尋ねながら成果を確認したいと思っています。

最初に、ホームヘルプサービス、デイサービスなどの在宅サービスの再開を進めるというふうに、提案理由で申しておりますけれども、この件の具体的な協議や取り組みについて伺うものであります。

委員長（佐藤一郎君）　八郎委員、ページ数とか、

委員（佐藤八郎君）　ページ数いらないの、総括質問。余りこだわらないで、ページ。提案理由とか答弁したものに対して、方針掲げているわけですから、そのことについて総括質問しているんですから。

健康福祉課長（齊藤修一君）　昨年度、29年度は避難指示解除ということもありまして、村にそれぞれ住民の方が戻られているということから、さまざまな健康福祉事業を新たに始めてまいったところでありますが、特に帰村された方々の見守りということも含めて、社会福祉協議会の相談員等々による家庭訪問、あとは同じく社会福祉協議会にお願いしながらクリニック内でサポートセンターの開設等々で、帰村された方々の交流の場をということで健康維持あるいはそういった見守りですね、それを重点的にしてきたということがございます。あと、あわせまして、まだ戻られない方々につきましても引き続き家庭訪問、相談員の訪問等々を続けてきたというような中身になっております。それと、あわせまして、まだまだそういったいろいろな事業所ですか、福祉関係の事業所等々が村にないということもありまして、村からそこの事業所までなかなか行けない部分もありますので、村外の事業所が村のほうに来て、在宅介護、ホームヘルプ事業を展開していただく際に、それぞれ１件当たり2,000円等々の補助をしながら見守りをしていただいているというようなこともあります。以上です。

委員（佐藤八郎君）　その後、議員になってから実態を見てきていますけれども、この再開を進めるとして提案理由で言ったんですから、協議とか、具体的な会合なり調査なり、何をしたのか伺っているんであります。

健康福祉課長（齊藤修一君）　ただいまの件につきましては、県のほうでも避難指示解除後のそういった非難自治体の帰村等々を、住民が戻られるかどうかということを心配されまして、いろいろなそういった戻った方々の福祉、医療に対する会議等々がありまして、その中でそれぞれ自治体、村も含めまして、そういった事業を組んでいただきたいということをお願いしながら今の事業を展開しているということであります。

副村長（門馬伸市君）　在宅サービスですが、今のところ、震災前はいいたてホームのほうで訪問ヘルプサービス、デイサービス、入浴サービスの３点セットでやっておりましたが、ご案内のようにスタッフが現在は足りなくて、入所さえ今30人、40人足らずの入所者でありますので、スタッフが足りない中でいいたて福祉会で在宅サービスまでは今のところは実施できないということでありまして、先ほど課長からも答弁しましたが、どうしても必要な場合がありますよね、ホームヘルプサービスとかデイサービス、それは当座、今のところは村内ではできませんので、村外の業者さんにお願いをして、今ヘルプサービス、デイサービスをやっております。今、サポートセンターのつながっぺ、スタートしてやっていますが、いずれいいたてホームのほうで、いつまでもつながっぺのところ、いいたてク

リニックでというのも難しいですので、補助の関係もありますので、いずれはいいたてホームのほうでスタッフを準備しながら、デイサービスをしていけるようにということで、社協のほうともいいたてホームのほうともその話し合いを三者で進めておりまして、できればホームヘルプサービス、デイサービスですね、村内でできるように、いつからというのは私今ここでは言えませんが、そういう協議をしておりますので、いつまでも協議協議っていう話もありましたが、とにかくスタッフがいない中で在宅サービスの必要性は全くそのとおりです。そのサービスがないと村に戻れないという方もおられますので、できるだけ早い機会に見通しですね、見通しだけでもつけられるように協議をしてまいりたいと。村だけではこれどうしようもないので、関係機関団体と協議をしなければなりませんので、その辺も含めて、早期にというのも時期を示すことはできませんが、できるだけ村内で在宅サービスができるように取り組んでまいりたいと、こんなふうに思っております。

委員（佐藤八郎君）　特養も含め関係する方々、非常に大変な状況の中でご苦労していると思います。日本は世界的にも福祉労働者ってなかなかいない、施設もあちこちで倒産しているような状況もあったりしていますので、そういう中での取り組みなので、そういう意味では、協議や具体的な取り組みをしようとしてもなかなか、今副村長が言うように、人が集まらなければ機能していかないという部分もあって、この間やられてきたこと、大変努力されたと思いますけれども。ある程度、いつ、来年度とか、再来年度とかは在宅だけはしようとか、ヘルプサービス、デイサービス全部できなくても何かをしようとかね、そういう部分の取り組みがないとなかなか再開を進めるという言葉だけでは、なかなか進まないのかなと思いますので、関係各位ね。仮設住宅で高齢者の方々に聞いても、その辺が非常に、戻る前心配で心配でいたんですよね。心配のまま今も、現実になっているわけでありますけれども。その辺は、今副村長言うように見通しを伝えるというのが大事かと思うんですけれどもいかがでしょうか。

村長（菅野典雄君）　ただいま担当課長のほうから、あるいは副村長のほうからありましたように、在宅にしろ福祉にしろ非常に、こうして避難してしまった後の村に戻って来るに当たっての心配というのは、我々痛いほどわかっていますし、重要な課題だと思っておりますが、いかんせんこの福祉は、いわゆる金があればできる、機械化ができるということではなくて、人なんですね。ということで、今、ありとあらゆる形で人を、スタッフをご用意をさせていただく準備をしているところであります。したがって、明示をしたいということなんですが、人がいついつまでこれだけスタッフがそろいますという話が明示がなかなかできないというところが、先が見えないということであります。ただ、それでいいということではなくて、いわゆる戻るに当たっては、先ほど言いましたように、私、懇談会に行くと「いや、うちの年寄り、こういう在宅サービス受けているんだけれども、村に戻ったらばやってくれるのかい」っていう話なんです。私は「申しわけないけれども、今はできないので、そのままいてください」と、非常につらいですけれどもそう言うしかなかったんです。それを担当のほうが「よし、それじゃあもうちょっとやっぱり考えよう」ということで、いわゆるほかの方たちが、事業所が村に来てくれた場合には2,000円ということで、かなりの方が今、データそのうち拾ってお答えさせていただきたいと思いますけれ

ども、やっていただいている。ところが今度は、逆に今度は戻って来たけれどもなかなかないので、外の事業所にいかなければならないというところに、今回も補助事業を使わせていただいて、約70人の方が登録をして、週何回か、あるいは週１回をそちらのほうに使わせていただいているということで、とりあえず間に合う事業をさせていただきながら、早く人の確保をしながらちゃんとした村の中での在宅のことをやっていければと、こんなように思っておりますので、非常に、明示ができないというのが本当に申しわけないんですが、人しだいということなものですから、そこにこれからも意を配ったり工夫をしたりしていきたいと、このように思っているところであります。

委員（佐藤八郎君）　質問を変えますけれども、帰村しての生活支援ということで、ごみ収集、買い物、緊急通報装置、防犯カメラ設置、街路灯などの取り組みを上げていらっしゃいますけれども、るる、きのうの説明聞きましたけれども、実態として戻った方に対しての支援という成果にきちんと結びついているのかと。今のやっている中での課題ですね、お知らせ願いたい。

住民課長（細川　亨君）　まず、住民課に至っては３点ほどあったと思います。まず、防犯カメラという部分での帰村者へのどういうふうなあれだったかということでありますが、防犯関係、見守り隊も含めホームセキュリティー初め防犯灯の整備機能回復工事ということで、大分昨年度力を入れてやってきました。その結果でありますが、全刑法犯罪22件から17件に減っております。うち、窃盗犯罪も17件から８件に半減しております。いわゆる防犯については、力を入れてきた成果が徐々に出てきているのかなと、そんな感じでございます。防犯指導隊等もありますが、とにかくみんなで一斉防犯ということで、今取り組んでいる状況でございます。

もう一点は、ごみについてでありましたが、現在ごみについては不法投棄回収に全力投球ということで、先ほどトン数を上げましたが、かなり減りました。この先ですが、今後、いわゆるまだ野焼きができない状況でありますから、そういうふうな部分でのごみの収集の課題はまだあろうかと思いますが、一つ一つクリアできるものを取り組んでいきたいなと、そのように思っております。

ごみと、今防犯についてはお答えしましたが、あと何か、逃した部分……いいですか、以上であります。

復興対策課長（中川喜昭君）　私のほうから、買い物支援についてご説明いたします。29年度におきまして、一つは共同店舗の動きがございました。それで、共同店舗でまちづくり会社を設立しながらということで、商工会のほうもそこに入っていただきまして、商工会の理事会総会等でまちづくり会社への出資なども決めていただいて進めてきたところでございます。それで、村内業者に入居していただくところも５社、６社という部分もある中で進めてきたところでありますが、場所も旧テレサを、建物を改修して、あの土地についても村で購入しながら進めるという形で、議会のほうにも建物と土地の購入なども含めながら予算化をしながら進めようとしてきたところでありますが、いろいろな経過がございまして、最終的にはそのまちづくり会社の社長さんが、やはりこのまま進めてしまうと運営的に厳しさが出てくるという苦渋の決断をして、共同店舗については計画どおり進まなか

ったというような状況でございます。同時に、すぐさま避難解除が３月31日でしたので、買い物支援をなるべく早くということで、移動販売のほうが２社、７月から週２回ほど村のほうに入っていただいてやっているのが１社、あと11月から週２回入ってくるので２社目ということで、２つの会社の方に移動販売をお願いする、あと一方では宅配ということで、福島にあります生協、コープ福島のほうにお願いしまして宅配を、これは４月から実施してきたということでございます。あとは、仮設のセブンが、29年度も８月まででですが仮設で運営しながら、あとは道の駅に８月12日からは入って運営しているというような状況でございます。買い物支援という形で、もっと生活必需品ですね、それらのフォローをするという部分で共同店舗のほうに期待をしておったわけでありますが、今それが、残念ながら計画どおりいかなかったという部分でございます。以上であります。

村長（菅野典雄君）　つけ加え、若干させていただきたいと思います。足の確保については、この前も、いわゆるもともと循環バスといいますか、患者バス、村のほうに１台今年度から回させていただいているということであります。これは今年度の話でありますけれども。

それから、ごみなんですが、実はもともとは南相馬と協定を結んでいまして、そのまま皆さん方集めたのを持っていけるわけでありますけれども、残念ながらこの避難中に、南相馬には持っていけないと、こういう状況の中で村のごみ対策を何とかしなきゃならないなということで、今、特別に環境省にお願いをいたしまして、現在蕨平に持っていくのには、途中でフレコンバッグに入れかえてクレーン車で持っていくと、こういうところでやらせていただいています。なお、南相馬市との交渉もずっと続けておりまして、できるだけ蕨平が終了する前に南相馬のほうに運べるようにということで、今やっているところであります。

防犯の件についても、今、それぞれ担当のほうからもいろいろお話がありましたが、今議会に提出させていただていることは、1,700世帯が3,200世帯に、いわゆる避難で離ればなれになってしまった、それが戻る家庭もありますが意外と戻らない家庭があったり、あるいはいろいろなことでいわゆる後継者である息子さんとか娘さんが県外に行っているということもある、そうすると非常に心配だということがあるんではないかと。ある自治体では、親の見守りをふるさと納税のお返しということもありますが、飯舘村は今議会に皆様方に提出させていただいているのは、郵便局とこれから提携を結ばせていただいて、わずかな件数ではありますが、それぞれの家庭に１カ月に１回ぐらいの、ちゃんと局長さんクラスの方が行って、その状況を子供さん方に全て情報として伝えると、そんなこともやりながら、少しでもやはりこういう大変な状況に、介護といいますか福祉といいますかやっていきたいと、このような形で努力をしていきたいと思っています。今議会に提出させていただいていますので、どうぞ審議のほうをよろしくお願いしたいと、このように思っております。以上です。

健康福祉課長（齊藤修一君）　先ほどありました、在宅サービス提供加算費等々でありますが、訪問系のサービスにつきましては、昨年４月から今年３月まで242件ほどのサービスを受けておりますし、通所系デイサービス等につきましても198件の事業を受けておりまして、それに加算という形で村のほうとして対応しております。あと、今ほどありました戻られた

方々への対応ということでありますが、先ほど申しましたサポートセンターつながっぺを昨年９月から開所いたしまして、昨年の利用状況につきましては９月から３月まで140回ほど開所しておりまして、利用者が1,533人ということでやっております。その中で、利用者等々がなかなか自分で来れない等々がありますので、そういった方々の送迎事業といたしまして、これは、サポートセンターのみではなくて村内の買い物、用足しですか、そういったことを含めましての送迎支援ということで862件ほど対応しております。あと、先ほども若干触れましたが、村内での家庭訪問につきましても、これも９月から本年３月が、延べなんですが1,682件ほど家庭訪問しながら、それぞれさまざまな相談を受けていると。あわせまして、これも放射線相談員という形の者も一緒に展開しているわけなんですが、そういった方々を含めながら相談を受けて、さまざまな問題、いろいろな悩み事等につきましてはそれをそれぞれ村の担当課に伝えながら対応しているというような状況であります。以上です。

委員（佐藤八郎君）　端的にお願いしますけれども、緊急通報装置と街路灯の整備点検はどのように。

健康福祉課長（齊藤修一君）　申しわけありませんでした。緊急通報装置につきましては、現在38件の方が利用しております。以上です。

住民課長（細川　亨君）　防犯灯の件でありますが、昨年度新規で16基ほどつけております。全体でも773基ということで、村内全てＬＥＤ化しておりますので、大分村内街路灯、防犯灯で明るくなっているとは思いますが、そういうことで少しずつやっているという状況でございます。以上です。

委員（佐藤八郎君）　街路灯の点検と、工事……交換かな、そういうのは原発事故前の業者さんがそのまま引き継いで管理委託されているかどうか伺っておきます。

住民課長（細川　亨君）　おただしの件は、震災前の業者と、工事施工した業者、管理した業者は同じかということでありますが、全く同じでございます。工事は全てＬＥＤ化ということを目標に、この防犯設備機能回復ということで、大分明るさを増しておると思いますが、そのような形で進めさせていただいたということでございます。点検についても、夜の点検をやっておりまして、切れた部分については行政区長が村のほうに報告という形で今もやっておりますが、ＬＥＤ化したことによりましてなかなか長持ちするような電器になっておりますので、まだその辺は入ってきている状況にはありません。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　除染のほうに移りますけれども、ホットスポットの除染の取り組みについて、高線量箇所はどのような場所というようにして、できるだけ被ばくしないように周知してきたのか、実態と成果を伺うものであります。

復興対策課長（中川喜昭君）　ホットスポット、除染関係でございますが、除染につきましては、29年度末まで一応全体、おおむね完了したという認識をしておりますが、ただ、まだ所有者、地権者の都合によって、29年度に繰り越した事業もありましたし、あとは地力回復工事がおくれた部分も29年度に行ってきているという状況でございます。それで、おただしのホットスポットの部分でありますが、除染を面的にやった場所において、やはり著しく高いところについてはホットスポット対応という形で、その根源ですね、どこにある

かというものを調べて、そこを普通ですと削り取り５センチという部分でありますが、線量をはかりながら５センチから10センチ、10センチから15センチということで、その根源がある程度除去されるまで削り取りというか、掘り起こしをしながら除染をしてきているという状況でございます。国の計画としましては、除染が全て一応面的には終わったといいましても、やはり線量の高くなる場所もあったりとかあとは面的にやった場所でもやはり線量が高いところもあるという部分については、詳細モニタリング等を29年度行ってその対応をしてきたところでございます。今現在も、除染が終わって２年目のところも詳細モニタリングやるということでありまして、あと高いところについては根源等を探しながらホットスポットをやるということであります。あと、今後、やっぱりそういうふうに著しく高いところについてはホットスポットの対応をすると、30年度の計画の中でも環境省と確約をしておりますので、それについては情報という部分になるかもしれませんが、対応してきているというところでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　課長ずっと担当しているので、私らも７年間村中あちこち定例化して計測したりいろいろしているんですけれども、もうほぼ高い場所の確定はしているし、天候によって高くなったり低くなったりというのもある程度読めるようになっている。村民もいろいろ測定機器を持っていてわかる。しかし、避難先の福島市とか、他市町村では、１ミリシーベルト未満まで除染を続けている、申し出によって、拒否はしていない。そういう流れでありますけれども、この今言われたホットスポットについては１センチ、３センチ、５センチ、25センチまでもやるようなお話でしたけれども、やった後私の庭も何カ所かやったみたいですけれども、このくらいの、これよりも狭いようなところをやって、放射能ってこのくらいの中で動いたり固まったりしているものなのかどうか、環境省の見解はいかがなものかと思うんでありますけれども、そういう茶番劇みたいなホットスポット除去、除染というのはそもそも、環境省が言っていましたけれども、放射性物質を除去して隔離するというまでについて除染という言葉が国から出された言葉でありますけれども、しかしながら、私のうちの西角でも今も18、20の数字、マイクロシーベルト時間当たりですけれども、出すところも。リフォームした草野の方の家で、後ろの窓際で0.68あった。部屋の中ですよ。そういういろいろな場所が存在しているんですよ。目に見えない、においしない、だから何でもないといえば何でもない、村長はずっと言っていましたけれども、７年間、放射能は人によって考え方、見方、捉え方違うからということで片づけていますけれども、どんな学者にしろこの放射性物質によって体の細胞、植物の細胞壊されたと言っているんですよ。壊された量が多いか少ないかで学者によって違うだけであって。しかしながら、今のホットスポットの対応では、今の答弁からするとやったんだなということですけれども、私も自分の家も含めてあちこち高いところ常にはかるんですけれども、全く変わっていません。変っていないということは、ホットスポットが永遠に続くという中で生活をするということになるのではないでしょうか。そういう意味では、環境省と今度検証をしてもっとやっていくような確約するというような、今お話ですけれども、どのような場所が高いというふうに分析されているのか。どの程度のことで被ばくしていくというふうに思っているのか、行政執行者として考えを伺っておきます。

復興対策課長（中川喜昭君）　ホットスポットについては、やはり土にとどまっている部分がやっぱりエネルギーを出している状況かなと思っております。今、八郎委員からもありましたように、家の隅のほうが高くなっているという部分は、多分にして水がよどむようなところなのかなと、私の経験からですね、思う部分であります。やはりそういうところは、５センチのところにとどまっておらずもっと進行して10センチとか15センチにあるのかなと思っております。ですから、そういうところをフォローアップ除染で深く削って、その根源をとるというような対応かと思っております。それで、除染が終わって２年間ほどは詳細モニタリングでその状況を調べておりますが、その後はモニタリングのほうをお願いするという部分もありますが、今、八郎委員からありましたように、どこどこの家ではどのくらいの窓があるんだよという情報を私らにいただければ、環境省と話をしながらまず私どもが行って、そのモニタリング調査をして、その数値をきちんと環境省に知らせながら、その根源が何なのかという部分の対応もしておりますので、八郎委員の自宅も含めて、あとはそのリフォームされた方のお宅のほうも情報としていただければ、その対応を国に申し入れをしていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。以上であります。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　私ずっと、事故が起きてから言っているんですけれども、行政として放射性物質、放射能エネルギーを発する物がどれだけあるんだということをつかまないと対応できないんではないかということでずっと言っていますし、今、課長が言うように情報があればじゃなくて、各家にアンケートでもなんでも報告書を配って、現在のあなたの家は東窓の角で幾らとか、何カ所か設定して、自分で持っている計測器さらにはない人は村から貸し出しでもなんでもして計測して、全体に上げてもらったらいかがですか。自主申告で。村が執行者としてそういうこと１戸１戸はかってできないんだとすれば。そういう実態を、真実をつかむという努力を怠れば怠るほど、戻った村民が被ばくを続けることになるというのが現実だと私は思っていますけれども、そういう意味では、私はよく言うんですけれども、病弱な人や子供や若い人はなるべく行かないほうがいいというふうに言わざるを得ないんですよね。だって、目に見えないしにおいしないから、どこが高いかわからない、なかなか。だからって計測器を持ってこうやって歩いているわけにもいかないのでね。そういう意味では、実態、真実をきちんと早くつかむということを、原発事故以後、ずっと主張しているんですけれども、今、避難解除されて戻って暮らせというふうに国から言われているわけですから、戻って暮らすところがどんな真実や実態となっているのかを数字でつかむというのは、これは安心・安全な生活のいろはじゃないですか、基本じゃないですか。その部分について、どれだけ取り組み、成果、あったのか確認したんですけれども、今の答弁でありますと私としては不十分だと思うのでね、対応を伺うものであります。

復興対策課長（中川喜昭君）　先ほど除染という部分でありまして、除染のフォローアップ等については、先ほどの形で環境省とはやるということでの協議はしているということでございます。それで、一方で、先ほどご提案いただいたそのそれぞれのお宅に線量計などをやって申告してもらってはどうかという部分もございますが、今、環境省のほうと事業を

組んでいますのは、個人積算線量計という部分で、24時間、１時間単位で24時間単位なり１日単位なり、あと年間なりのいわゆる放射線を受けた量を調べる線量計がございます。今、多分150くらいの希望する方々が使っていただいておりますが、そういう物でも自分の生活の中でどれだけ放射線量を受けているのか調べる方法もあるということで、それらは、時間帯までわかりますので、１日の例えば午後３時に線量が高くなっているという部分があれば、それはどういうところに行ったかとか、どういう行動をしたかというのも聞けるというのもあります。そういう意味ではやはりそこが高いというふうに調査すれば、フォローアップにも行きますし、あとはなるべくそこを避けて生活をしてもらうというようなこともできるのかなと。今現在、それらの読み取り、個人個人にお貸しをして読み取りをして、その行動なども聞きながら無用な線量を受けないような話も相談としてやっているという部分もありますので、村としてはやはり個人線量計の貸し出しをしながら、一人一人の行動全然違いますので、それらの行動で見る。線量を受けないような相談業務なり指導等もやっていければと思っておるところであります。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　帰村された全員がそれって持っているんでしょうか。申請主義なんですか。帰村した方全員に持っていただいて、それを分析調査して、行動や時間も含めきちんと村民の健康、安心・安全を図っていくというのが本来の行政の仕事でありますので、その辺は全員なんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君）　この事業を取り組むに当たりまして、いろいろ国のほうと、あとは学識者の方々と相談させていただきました。飯舘村よりも早くその個人積算線量計で事業に取り組んでいる自治体もあったということで、その辺の話も聞きながらということで、ある程度方向性を決めさせていただきましたが、やはり帰る方全てに配付という形にしますと、個人個人の考えで俺はそういう物はいらないよという方もおります。そういう方はもう使わないでただ置いておくと。であればその事業としての意味合いがなくなってしまうということから、村としてはやはり希望する方、夫婦でいれば、家族４人で帰って来られれば４人の人にやるし、あとその家では俺だけ持てばいいから、俺だけ見れば家族全部わかるから１個でいいよという方もおりますし、やはりその人その人の考えで、事業のよしあしが決まってくるという部分もありまして、村としてはやはり全配付ではなくて、希望して、自分の体は自分で守っていく、自分の状況は、自分のところの家は線量はどうなっているのかとかそういうのを見てみたいという方々を優先して貸し出ししたいということで、一応希望する方という形で今取り組んでいるところでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　その辺はわかりましたけれども、飯舘村以外の市町村で学校の子供全員につけてもらって、それをきちんと集めてデータ出して状況を見ていったと。それと同じことをやればいいんじゃないですか。別に、そんなのいらないとかいるとかって関係じゃなくて。だって、その家の放射線量の状況って、その家でしかわからないでしょう、多分。推測はできるでしょうけれども。そういう意味では、今のところは課長が言ったような流れなんでしょうけれども。なかなか大変だと思うよ、一人一人の家の角々まではかって歩くというの。誰に頼まれて、幾ら請負金額が出ても。私ども福島に住んでいて、はかる専

門の方が、除染と全く無関係の計測専門家が来て、家の中五、六カ所許可もらって、２階から天井から、高いと思われる雨どいの近くの家の中から、いろいろなところをはかって、報告書をきちんと出して置いていきますけれども。そういうことをやる、本当は避難解除前にそういうこときちんとできる体制を国に確約させるべきだったんですけれども。遅くても、これからでも。やっぱり、自分たちで守らないと、守ってくれないんじゃないですか。だって、解除してもこれだけの放射能汚染物、村中に置いて平気なんですもの。自分で守らないと守れないんじゃないですか。自分を守る代表は村であり、うちでいえばトップランナーは村長であるわけです。家族の健康や不安を解消するというのは大切なことだと思いますけれどもね。

復興対策課長（中川喜昭君）　いろいろご意見等いただいております。村としましても、やはり村民一人一人の健康を守るという部分も考えなくてはならないし、考えていくべきと思っております。事故後、放射性物質が降参した部分として、まず第一段階として除染というものをやりながら低減させるというのが一つの目標で行ってきたと。ただ、状況によっては、かなり高線量の箇所もあるということで、ホットスポットのフォローアップ事業なども行ってきたということであります。今、言いましたように、いつまでも、私自身はモニタリングという部分も大切と思っておりますが、なかなかそこができない部分であれば、やはり、個人積算線量計を一人一人が自分のためだということで身につけて１日を暮らしてもらう、365日を暮らしてもらう、それはやっぱり今までの生活をしてきたような形で生活をしてもらう、その中で線量の高いところがあるという部分は現実的にあるかと思いますので、その辺を今度どう対応していくのかが大切なのかなと思っております。ですので、今、個人積算線量計、業者の方も職場におりましていろいろお話をさせてもらっておりますが、いろいろなお茶飲み会とかですね、村の祭り事、そういうところに出向いて、その個人積算線量計の意味とか目的とかそういうものをお知らせしながら、多くの方に持っていただくような取り組みもしていただいておりますので、今後もその個人積算線量計をやはり優先しながら進めていければと考えているところでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　県民健康調査、基本調査で、市町村別放射線量別集計で、飯舘村、年齢ごとにミリシーベルトの単位が発表されていますけれども、他町村、浪江町よりは放射線を浴びる率は低いのかなというデータ見た限りであります。ですので、まだまだ飯舘村は高いんだという認識は忘れないで対応願いたい。

次に、不法投棄のごみ回収、先ほどありました、課長から。これ、夏、秋と２回行っているのかな、総合的に。257トンということで昨年のお話ですけれども、本年の実績、どのようなごみが実態として多いのか伺っておきます。

住民課長（細川　亨君）　平成28年度で257トン、昨年度の実績は70トンということですが、不法投棄のごみは、道路脇に投げられている物は全てコンビニから買ったような形のごみが多数を占めております。あと、ちょっと見えないようなところに行きますと、ほとんどが家庭内のごみ、中には燃えないごみ等があるということで、かなり大変な状況だということでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　その状況といいますか、そのことについてはどのようにされて、処分と

いうか処理されているんでしょう。

住民課長（細川　亨君）　処分については、ある一定程度は片づけごみでやっておるんですが、燃えないごみについては、埋め立てということで処理しております。以上です。

委員（佐藤八郎君）　大分、避難解除なり避難解除前からですけれども、長期にわたっての避難生活の中で、新築、増築、リフォームなどが増加しておりますけれども、１月31日で……63棟の家屋調査、評価を実施しているということでありますけれども、その後の中で１年間での実態は。新築、増築別で伺っておきます。

住民課長（細川　亨君）　ただいまの質問は、家屋評価の部分でございます。平成29年度実績でお答えいたしますが、全部で154棟実施したということでございます。うち、増築件数、新築件数はちょっと内訳は調べておりませんが、ほとんど９割以上が新築住宅になっております。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　その家屋評価をされて、それは評価した次の年の課税対象になっていくということですか。

住民課長（細川　亨君）　前の全員協議会でも説明しておりますが、家屋評価したから次の年に課税されるということではなく、固定資産税については平成33年度から一斉に課税するということになっておりますので、そちらのほうが優先されることになっております。以上であります。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤一郎君）　喫飯のため、休憩します。再開は13時10分とします。

（午後　０時００分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤一郎君）　休憩前に引き続き、委員会を続けます。

（午後　１時１０分）

住民課長（細川　亨君）　先ほど、午前中に佐藤八郎委員から質問のあった件でありましたが、家屋評価の件数についてであります。こちらの154件という実績の中で、新築数は幾らなのかという質問に対して90％以上という答えでありましたが、新築件数は151件、98％でございます。増築件数が３件、全体の２％であります。以上であります。

教育課長（村山宏行君）　午前中ご質問がございました資料ナンバー７のページ68ページ、10款１項２目の講師謝礼の件でございますが、延べで19人ということになってございました。5,000円から、一番高額の方で50万円、ただしこの50万円という方は何回か村のほうに来ていただいて、何回か子供たちの指導をお願いをしている、また実は絵を描くワークショップを行っているんですが、そこの教材費等も含んでいるということでございますので、このような金額でお支払いをしているというところでございます。以上です。

総務課長（高橋正文君）　私のほうからも、午前中ご質問いただいた随意契約の件数についてお答えいたします。これはあくまでも村の指名委員会にかかった案件の数でございます。トータルで318件が指名委員会に付されております。そのうち121件が随意契約ということでございます。先ほども、130万円以下は随意契約を少額でできるというお話をさせていただきましたが、指名委員会にも130万円以下の案件がかかっておりますが、この少額だとい

う理由での随契は飯舘村ではしておりません。午前中も申し上げたとおり、随意契約の合理的な理由があるもののみ随契でやっているところでございます。

委員長（佐藤一郎君）　質疑ございませんか。

委員（長正利一君）　総務課長、ありがとうございます。この121件が随意契約ということで理解はできますけれども、金額問わずの部分もあると。私が、望む部分については、基本的にはやっぱり諮るべき部分は諮っていただく部分も必要、それは村のほうでやっているというのは理解できますけれども、例えば随意契約の金額で、高額な部分ちょっと教えてください。

総務課長（高橋正文君）　高額な随意契約の案件ということでございますが、まず、高いほうから３つほど申し上げますと、見守り隊業務、これが約３億1,600万円でございます。あともう一つ、スポーツ公園工事管理業務ということで5,290万円、あともう一つ申し上げますときこりの指定管理業務で4,650万円でございます。（「わかりました」の声あり）

委員長（佐藤一郎君）　質疑ございませんか。

委員（高橋和幸君）　資料ナンバー７の３款１項１目社会福祉協議会運営費助成事業で、事務職員等５人の人件費を補助、負担金補助及び交付金でこれだけの金額が出ているんですけれども、これ５人分でこの金額、１年分の給料という形で考えてよろしいんでしょうか。（「ページ数」の声あり）36ページです。３款１項１目。

健康福祉課長（齊藤修一君）　今ほどありました件につきましては、社会福祉協議会の会長を含め４人の職員ということで、計５名の給与等々でございます。

委員（高橋和幸君）　同じく資料ナンバー７の３款１項１目、38ページ、障害者移動支援事業について、対象者が２名と書いてあるんですけれども、これは飯舘村村民の対象者が２名という意味だとは思うんですけれども、この障害者という認定の仕方というか度合いというか、これは何をもって障害者としているんですか。

健康福祉課長（齊藤修一君）　この部分につきましては、基本的に支援障害者手帳等々を持っておられる方々の移動に要する支援ということで、今回２人がこの事業を使ったということでの内訳であります。

委員（高橋和幸君）　この障害者２名というのは、障害手帳がある者と聞きましたけれども、いろいろな見方、形があると思うんですけれども、例えば今回の７年間の被災生活で精神的苦痛で病院に通っている方もいらっしゃると思うんですけれども、対象者２名というのは、ちょっと少ないと言ったらおかしいんですけれども、もっとほかに対象者がいるのではないかと思うんですけれども。

健康福祉課長（齊藤修一君）　この部分につきましては、先ほど申しましたように障害者手帳を持った身体障害者が、例えばさまざまな施設の体験等々を行うための際のそういった移動への支援というような形になっておりますので、対象者が２名ということになっております。

委員（高橋和幸君）　同じく40ページ、３款１項２目緊急通報体制整備事業についてなんですけれども、ひとり暮らしや高齢者とあるんですけれども、30年３月末までで28台、これ定年でいえば65歳、高齢者マークでいえば75歳という、村は何をもってして高齢者という定

めて、800人近く帰っている中でこの28台というのは、私的には少ないかなと思うんですけれども、どのような形でこういう結果に至ったのかお伺いします。

健康福祉課長（齊藤修一君）　この分につきましては、要項上は60歳以上ということになっておりますが、今ほどありましたように数百人高齢者が戻っている中でこの数だということでありますが、ある程度こういった相談、それぞれ訪問した際にこういったことの装置を進めている中で、基本的に避難以降それぞれ個別に携帯電話等々がありまして、家族とのそういった連絡の際にも不自由がないという中での数ということで、28台、28人ということになっております。以上です。

委員（高橋和幸君）　今の説明、わかりました。

　続いて、70ページ、10款１項２目学校等再開に伴う施設用備品の後に２行あるんですけれども、この備品購入費、この内訳を出してもらったんですけれども、金額が……済みません、学校等のほうの備品の金額がわからないというのと、あとこのブロンズ２体ですか、これは道の駅のブロンズですか、学校のブロンズですか。

教育課長（村山宏行君）　資料ナンバー７の70ページ、学校再開に係ります備品なんですが、追加資料で21ページにお示しをさせていただきました。それぞれの金額なんですが、実はこれ、回数ごとにまとめて入札をかけております。したがいまして、もともと設定するときの金額というのはこちらで持っているんですが、それを入札をかけて落ちてくる金額、それぞれの個々の部分についての金額というのはちょっとわかりかねるということです。ですので、まとめて今回の入札のときに総額幾らで何ぼで落ちたというのは、それはデータとしてありますけれども、個々の物についてはありませんのでご容赦いただきたいと思います。

　それと、環境整備の備品なんですが、同じくこの資料の中の43ページにリストとそれから後ろのほうに写真をつけております。全て学校施設の中に整備をしておりまして、ブロンズそれからＦＲＰ性の物については屋外、前庭のほうに整備をさせていただいております。また、木彫それから小さなブロンズ像等については校舎の中に、子供たちの憩いのスペース、そういったところにあわせて設置をしているというところでございます。なお、47ページの右下にあります「きずな」という、これはアルミ合金なんですが、こちらについては認定こども園の前庭に設置をしております。以上です。

委員（高橋和幸君）　この備品購入で、ブロンズ像、木彫とかあると思うんですけれども、これ以前から議会でもいろいろ、木彫は何十万で銅だったら何百万とかご指摘、ご質問があったと思うんですけれども、これを設置するに当たって、これ誰がこの人選を決めたりとか、この物、物体を設置すると決めたのか。教育関係機関か村長かと思うんですけれども。私事でありますけれども、先日新潟の芸術祭に出させていただきまして、アートの奥深さをすごい感じたんですけれども、これ芸術というものは人によって捉え方がいろいろとありまして「何だこれは」という人もいれば「いや、ここの空間にこれがあるのはすばらしい」と思う人もいると思いますし、村民の間では「何だ、こんな物に何十万も何百万も使って」ってあるんですけれども、それを村民に対しての説明責任とかは果たすつもりはないんでしょうか。

村長（菅野典雄君）　学校の環境整備備品選定は、私とアドバイザーのサガワさんという方と、現場に行きまして選定させていただいて、学校の場合にはこういうのが子供たちにいいのではないかと、このような形で選ばせていただいているということであります。それから、今お話がありましたように、人によっては全く無駄な話であり、人にとってはすばらしい話とこういうことになります。ずっと思ってきたのは、今までは余り感じなかったんですが、避難をしたことによって子供たちはみんな仮設の、ちょっと言葉はどうかわかりませんけれども、プレハブの校舎に入っていると、こういうことであります。そうしますと、何とも殺風景な校舎に子供たちは通うということになるんではないかと。何とかやはり、少しでもプレハブであったとしても子供らしい環境をつくってやるのが我々の務めではないかと、こういうことで、プレハブのところにもいろいろな物を置いたりあるいは壁に飾らせていただいたり、あるいはご存じかどうかわかりませんけれども、各学校が避難によって交流した相手の学校の生徒の言葉とか何かを入れたりとか、そういう形で非常に先生方も苦労して、子供たちの環境をよくしてくれているなと思いました。全く、震災に遭って改めて子供たちの環境をどうするかというのを考えたところです。今回、こういう形で新しい学校にといいますか、リフォームした学校にということですから、何とかそういう環境もさらに向上させてやることが、これから村の子供たちにとって、場合によってはほかから来ていただく子供たちにとって、いい環境をつくっていくことが結果的には生徒の数あるいは児童の数をふやしていくと、こういうことに、あるいは園児の方ですかね、ふやしていくことになるのではないかと思っております。なお、これ、村のお金をということになりますと、当然説明責任はあります。ということで、２年、３年前ですか、ふるさと納税をスタートさせていただきました。本来はできるとは思っていなかったんですが、ひょんなことから可能性としてあるなということで、今大体、ここ２年半ぐらいで総額８億円近く入っているんですが、その使い道を限定させていただいて、ぜひ子供たちの施設を充実するためにという項目を入れていまして、そのほかそういうブロンズや何かとか、花をとかっていうんですが、それぞれアンケートをとっていただいて、何が一番皆さん方が望むことかということでは、やっぱり子供にというのが全体の大体50から60％ということで、高い数字になっていると。お金には色がついていませんから、それはこうということではありませんが、できるだけそのふるさと納税の中でなかなか村の一般財源を少しでも使わない形でやっぱりやっていくという形で、今までやってきたところであります。以上であります。

委員（高橋和幸君）　この道の駅だったり、学校の銅像だったりに関しては、私もできる前まではっきり言って多額の金額ですので、反対というかいかがなものかなと思ったんですけれども、いいたてっ子夏まつりで殺風景で何もない空間にブロンズ像があったり、また、私事でありますが新潟の祭典に行って芸術祭を見させていただいて、やっぱりアートってすばらしいなと思ったんですけれども、今村長がお話になったように、人それぞれ捉え方はあると思いますので、今後もしこういうような銅像設置とか、多額な金額を使用することがあるんであれば、議会ないし住民にそれなりのわかりやすい説明をしていただけるようにと思います。

それと、この、ブロンズ像の設置に関して、以前も議会で多分教育長が情操教育と申していたと思うんですけれども、大人の私たちでさえもやっぱりアート、芸術って何かなって、自分はこの間の芸術祭に行って思ったんですよ。わかりやすければはっきり言って、小学生、中学生がつくった図工、美術と同じであって、わからないからこそ、クエスチョンがつくからこそ芸術、アートなんじゃないかなと思ったんですけれども、それをこのブロンズ像とか壁をつくったりして、子供たちの情操教育というか、どうやって知ってもらうのかなというか、教育課としてその情操教育の概念をもう一度お伺いしたいんですけれども。

教育長（中井田　榮君）　学校の前庭なり、校舎の中にあります重岡健治さんの彫刻でありますけれども、世界的に有名な彫刻家で、重岡さんの作品は全体では20体ぐらい今回入ったということで、本来ですと伊豆に行かないと見れないくらいの物が学校さらには村内の中に入ったわけであります。この方そもそもこのような家族、きずな、あのような作風をつくられたその出発点というのは、子供たちと美術館に行ったときに実際触ったと、そうしたら注意をされたと。そして、重岡さん自体が、実際触ってみて、そして触れてみて、そして美術を鑑賞するというようなそういうような彫刻をつくって、やっぱり子供たちの情操教育に寄与していきたということで、ずっとああいうふうな家族、きずな、愛というテーマをもとにつくっていらっしゃるということをお聞きしましたので、そういう意味では、全体で20体近く、全体ではいろいろな形を含めて37体、そのうち重岡さんのは20体ということでありますから、今後とも触れてみて、触ってみて、やっぱり子供たちを含めて大人もそのような心の教育、情操教育の一環として進めていきたいと考えております。

委員（高橋和幸君）　私的に、決して悪いと言っているわけではなくて、私もできる前まではいかがなものかと思いましたけれども、でき上ってやっぱり物を見てからはなかなかすばらしい物で、こういう取り組みも十分にありではないかと思ったんですけれども、ただやっぱり、多額のお金を使ってつくる、設置するものですから、今後もこういうことがあれば、先ほど申し上げましたように、説明をきっちりしていただけるようにと思います。

あと、80ページ、10款５項４目のビレッジハウス管理事業についてなんですけれども、先日の課長の説明において飯舘村振興公社への貸し付けとありましたけれども、これは総務が支出しているというお答えでしたけれども、現時点においては振興公社から貸し付けなので返還は済んでいるのでしょうか。

総務課長（高橋正文君）　貸し付けの件でございますが、ここに書いてありますとおり、29年12月で公社のほうから村のほうへ返還されております。年額で約95万円ですね、賃借料を公社のほうからいただいております。その後、30年１月からは総務課で管理をしているということで、現在は移住定住のほうで使っているという状況でございます。

副村長（門馬伸市君）　補足します。実は、震災前は本屋さんほんの森だったんですね。そこの管理運営を指定管理者の振興公社のほうに、あそこの本屋さんを経営してもらっていたんです。震災になって、本屋さんの再開ができませんので、除染、公社のほうで始まりましたので、除染で25年からかな、あの施設を公社のほうでお借りをして、除染の事務所として使って、その利用料、使用料を村のほうに公社のほうから支払いをしていたという経

過でしたが、除染が終わったので、公社のほうではなくて今度は村のほうで管理をしていくと。その経過を説明させていただきました。

委員（高橋和幸君）　わかりました。最後になんですけれども、何でこういう人数面とか金銭面のことを細かく聞いたかといいますと、別冊の道の駅の決算報告書、これナンバー書いていないので、ちょっと何と申し上げていいかわからないですけれども、私も日商簿記２級、３級勉強させてもらったんですけれども、こういう貸借対照表というのは初めて目にしまして、なかなか見づらいものだなと思ったんですけれども、資料ナンバー７番の15ページ２款１項６目の21節に3,000万円貸し付けとありますけれども、この3,000万円の貸し付け分はこの決算報告書のどこに入っているんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君）　決算報告書のほう、株主総会を終えまして、そこで協議をした部分について議会のほうに決算報告をさせていただきました。それで、貸し付けの部分でありますが、29年度分について貸し付けについては、６月28日付で30年の３月31日まで貸し付けしますということでまでい館のほうからは４月10日付でお返しをしていただいたということであります。それで、この損益計算書は、貸借表の中でどこに載るのかという部分でありますが、若干この部分では、この貸し付けという部分が出てきていないというのが、ちょっと私も見ておったんですが……、会計のほうを委託しておりますところに再度確認させていただきたいと思います。大変申しわけありません。

副村長（門馬伸市君）　会計処理上、運転資金、例えば銀行から一時借りて返す、そういうのは一時借りる部分は入らないんです、会計処理上。運転資金ですから。その当座の経営のやりくりができない場合に一時借入というのがあるんですが、村のほうの会計処理上でも一時借り入れしたのは決算の中では出てきません。そういう処理なんですね。ですから、ここの貸借対照表には出てこないということなので、経営の収支ということではなくて、経営の、例えば、途中でお金が足りなくなって銀行なり金融機関から一時借り入れをして、それはその期間内に返すものですので、この経営の収支には入ってこないということです。

委員（高橋和幸君）　決算報告書のほうに負債の部で短期借入金1,000万円は書いてあるんですけれども、これは、どこから一体何を担保をもってして、今言った村の3,000万円の短期借入は表には入らないと言いましたけれども、ここには1,000万円という短期借入が載っているんですけれども。

副村長（門馬伸市君）　こちらは、出資金1,000万円なんですね。そこを取り崩してこちらのほうで使ったということでありまして、1,000万円の出資金のうち900万円、これ赤字になっているわけですから、実際出資金はあと100万円足らずしか残っていないと。こちらは、その年度内に返せないわけですね、赤字ですから。これは載ってきていると、こういうことであります。

委員（高橋和幸君）　この道の駅の運営に関しましては、先ほども長正委員、相良委員からもあったと思うんですけれども、今現状で今回は900万円の赤字、これをじゃあ来年度からどういうふうにプラスに持っていくかというのは、今回は物珍しさで二十何万人ですか、入場者がいたと思うんですけれども、これがじゃあ今年度も二十何万人入るの、30万人近く入るかっていったら、ちょっと私はどうかなと思っているんですけれども、一般質問でも

多分委員長からの質問だったと思うんですけれども、例えば、飯舘村であれば例えば花卉栽培に力を入れていますけれども、その名のとおり花なら花に特化した取り組みをするとか、新潟の研修に行ったときにも違う道の駅を見たんですけれども、ハウスで花を販売したりしていたので、高速道路並みの道の駅をつくれというのはちょっと無理ですけれども、そういうもっと規模を大きくして、ハウス店舗をつくったりとか、裏とか横に子供たちが遊べるアスレチック施設をつくったりとか、また、お子さん連れの子供たちが遊べるようなカート場をつくったりとか、何かしらの工夫、これからプラスアルファとか、販売物にしてもやっていかないと、黒字決算には、普通に考えても３年、５年、今のままの状態では持っていけないと思うんですけれども、それに対して、先ほども取り組むというお話はありましたけれども、具体的にもう少し踏み込んで、どのようにプラスの方向に、黒字に持っていくためにどのように取り組んでいくのかをお伺いします。

村長（菅野典雄君）　復興拠点道の駅に多くの委員の皆さん方から心配をいただいていること、本当にありがたいわけですし、またこちらとしては責任のあることだなと、このように思っているところであります。最初から大黒字になればいいわけですけれども、なかなかそうもいかないという中で、これからいろいろな努力をしたり改善をしていくと、こういうことでありますが、やはり集客をどういうふうにするかというのでいろいろな方法があると思います。いわゆる品ぞろえをする、あるいはもっとサービス精神をする、あるいは場合によってはいろいろなイベントをする、あるいは先ほどご提案ありました道の駅の裏に32年度春には子供の公園ができる予定でございます。そうすると若干というかかなり親子連れを呼び込むということになるんではないかとか、いずれにしてもその前にまず、どうやって少しでも多くの皆さん方に来ていただいて喜ばれる、あるいは場合によっては何回も行ってみたい、寄ってみたいというそういうのをつくるということが大切だと思っています。まだ残念ながら、そこまで全体として行っていないというのが皆さん方からご心配をいただいていることだと思っておりますので、皆さん方からそういう声がいっぱい出ている、心配してくれているよというところで、職員、役員一緒になってやっていきたいと、このように思っております。

委員（髙橋和幸君）　何点か質問したんですけれども、全てにおきまして前向きなご検討ありがとうございます。これもそれぞれ考え方があると思うんですけれども、議員はこういうものの指摘を見つけて、行政をただすことが大切でありますから、執行された案件ですので、大事なのは前向きに物事を捉えて建設的な意見のやりとりをするべきだと私は思っております。この道の駅に関しましても、議員の方々いろいろ心配しておりますので、これをどうにかするのは行政の役目と言ってしまえば終わってしまうかもわかりませんけれども、ぜひ議会のほうにも何かあれば相談ないし意見を求めていただけたりしてもらえればと思います。

委員（髙橋孝雄君）　私からお伺いしたいです。資料ナンバー７の58ページ、６款２項１目林業総務費、林業振興に要する経費についてでございます。ここに、危険木除去、支障木伐倒とありまして、金額が52万4,400円とこうなっていますが、実際的にまだまだ危険木というのはいっぱいあるわけなんです。それからまた支障木もかなりあるわけですから、今回、

決算で終わったんですが、来年、この事業予算を大きくして危険な松くい虫の状況とか、そういうのをやっていただきたいと思うんですが、予算の中で814万8,243円となっていますので、その中でもこれ大切な作業だと思うので、ひとつ、その辺のお考えはどうなんですか。

復興対策課長（中川喜昭君）　危険木除去の部分でございます。58ページのほうにあります支障木伐倒10カ所ということでありまして、これについては枯れて危ないというようなものを切っている状況でございます。これは、村の単独事業でやらせていただいている事業であります。あとは、59ページに森林環境交付金事業ということで、キャンプのテント用の備品の下のほうに、森林病害虫防除業務ということで松くい虫あとカシノナガキクイムシの病害虫への対応ということでやっております。こちらは、大体600万円ほどの予算でやっている状況で、松くい虫等々で枯れ始まった、あとは山の中で枯れている状況のものを除去するということで、県の補助を受けてやっているという状況であります。どちらも、村のほうで山を見たり、森林組合にお願いをして山の状況を確認してもらいながら伐倒をしている状況でありますので、ぜひとも情報を担当係のほうにいただければ前向きに対応していきたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。以上であります。

委員（髙橋孝雄君）　そういうことであれば、まだまだ松くい虫に侵された木があるので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

　次に、村内のイグネ伐採材の集積を図った、この金額が1,987万2,000円となっておりますが、大体村内のこのイグネ伐採の何パーセントくらい片づいたんですか。

復興対策課長（中川喜昭君）　イグネの伐採材の運搬ということで、除染事業において村民の方々から自分の家の後ろにある針葉樹には、当初、放射性セシウムがついているということで、除染の説明会をする中で環境省のほうに村民の方から伐採するようにというような要望が出されました。半年以上かけてその要望を何とか環境省に取り入れていただいたということであります。その当時は、伐採をした木については、あくまでも個人所有の物だということで、切る際にはそれぞれ補償費を国のほうからいただいて、自分の土地に保管するという契約で切っていただいたという部分でありますので、イグネ材については本来は個人の物ということだったんですが、ただ、帰還を進める中でやはり置き場所が傾斜地とか、そういう部分があって、なかなか戻るにも戻れないよという部分があったものですから、村としては交付金関係で何とかこの事業を進めていきたいなということで、28年から交付金のほうの要望をしてきておったんですが、なかなかその該当にはならなかったということだったんですが、28年、29年の２カ年で大体2,000立米ほどの伐採をしておるところでございます。全体から見ればまだ６分の１程度かなと思っておりますが、まだまだ材的にはところどころにあるということであります。それで、先ほど言いましたように、これ、帰村の足かせになるという部分もあるものですから、復興庁のほうにいろいろ交渉をしまして、交付金を活用しての運搬が可能になってきておりますので、それについては、何年かかけて運び出しのほうを進めていきたいと思っております。以上であります。

委員（髙橋孝雄君）　そうすると、結局村内のこの伐採材は全部、最終的に片づけてもらえるということですか。

復興対策課長（中川喜昭君）　今復興庁とはそういう話し合いをしております。それで、いわゆる各保管しているところですね、それぞれの世帯の保管しているところから集めまして、チップ材にしまして、そのチップ材を今のところ蕨平の減容化施設のほうで燃やすということで国のほうとは調整しているところでございます。以上であります。

委員（髙橋孝雄君）　では、ぜひともそういう方向に持っていっていただきたいと思います。

その下、ふくしま森林再生事業についてでございますが、ふくしま森林再生事業、飯舘村全体計画作成業務で365万400円になっていますが、これどんな作業をやっているんですか。ちょっとお聞かせいただければ。

復興対策課長（中川喜昭君）　議会の皆様方、あと村民のほうからも放射能で汚染された森林についてどんなふうな考えをするんだということで、いろいろ村のほうでも考えてきた経過がございます。そういう中で、ふくしま森林再生事業ということで、県の補助事業でありますが、これらを活用して林内の間伐材などの伐採、あとはそれらを運搬する道路などの部分もという思いはしております。今のところ、前々からお話ししていますように、林野庁のほうから作業する空間線量が2.5マイクロシーベルト以内のところで作業をしてください、以上のところでは作業しないようにという指導がございますが、今回、29年度においては村内の全体計画をつくるに当たって空間線量を調査しております。それで、その線量に基づいて、一応５地区に分けまして、それらを今後計画していくような全体計画をつくっているところでございます。それで、一応北部、西部とか中央部、あとは南東、南西というふうに５つほど分かれておるんですが、今すぐさまかかってはという計画は北部ということで、佐須、大倉、八木沢・芦原の３行政区の公有林等の部分ですね、これらの作業をしてはという計画で、30年度においてはその計画で今動いているというようなことで、一応空間線量をはかって順位を決めていただいたと、全体計画をつくっていただいたという内容でございます。以上であります。

委員（髙橋孝雄君）　確かに、復興対策課は一番仕事の多い、そして村復興体制に向けても大変な部署だと考えております。

最後にもう一点でございますが、鳥獣被害対策についてでございます。報償費として605万3,000円となっています。これ、ハンターの日当とそれから巡回補助となっていますが、この件についてですが、このほかに今度は電線の配付とか何かでかなりの金額になっていると思うんですが、それをやらないでハンターにもうちょっと頑張っていただいて、害獣がいなくなれば、これやらなくて済むわけですし、作物も安心してつくれるんですが、その点は復興課としてはどう考えているんですか。お聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君）　今、お話しいただきましたように鳥獣被害防止対策ということでは、今お話しいただいた駆除の部分と、あとは野菜をつくったときの被害防止と、今二本立ての政策的な部分を行っております。片方、とるほうにだけ予算をかけてというようなおただしでございますが、200頭、300頭とっている中でも、正直なところ減っていない状況なのかなと思っているところもあります。やはり、飯舘で200、300とって、ただ原町でも500とっても全体的にまだ双葉地方からくるイノシシもいるのかなと思っておりますが、そういう部分ではやっぱり全体的な駆除が必要なのかなという部分から見れば、やは

り駆除も必要と。ただ、野菜をつくるほうでもやはりつくった物が一晩でなくなってしまうという部分でも、農家の方々の意欲もうせてしまうということもありますので、今はその牧柵等を使っての農作物の被害防止、あと駆除対策という二本立てでやらせていただければと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上であります。

委員（髙橋孝雄君）　現在は作付、農業を再開した人も少ないものですから、結局防護柵というかそれで何とか対応できるかもしれませんが、今後、作付が進んだ場合には追いつかないような状況にならないですか。いかがでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君）　29年度におきまして、電気牧柵等設置した箇所が、182カ所、あと、牧柵ですね、電牧という部分と、あとはワイヤーメッシュという網をかける、２メートル幅の物があるんですが、それらを合わせますと14万1,000メートルですから141キロメートルほど、29年度のまだ始まって間もないところでも141キロメートルほど張ってあると。今年、30年度についてもかなりの量を出しているということであります。ですので、今後それらについてもしっかりとやっていきたいと思っております。以上であります。

委員（髙橋孝雄君）　今、復興課の取り組みはまさに大変な作業でありますが、今後村が復興再生するには避けて通れない作業ですから、ひとつ、復興課の方々も大変ですが頑張っていただくようにお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

委員長（佐藤一郎君）　そのほか質疑ございませんか。

委員（佐藤八郎君）　帰村している村民も、帰村しようとする村民もやっぱりフレコンバッグの早期処理の取り組み、29年度でどれだけ進められたんだかというのと、国との協議でいったいどういうふうに見通しが立っているのかというのが、多くの村民に見えていないので、改めてここで確認をしておきます。

復興対策課長（中川喜昭君）　フレコンバッグにつきましては、本当に村民の方々から早期に搬出をという形でご要望いただいている部分でございます。ご承知のとおり、それぞれの仮々置場等に置いてある物については、燃える物を入れてあるフレコンバッグと、土等の燃えない物を入れてあるフレコンバッグと２種類ありますが、その中で燃える物のフレコンバッグについては、蕨平の減容化施設、仮設焼却炉のほうで焼却をしている状況でございます。焼却施設のほうが稼働が始まってから、７月末現在でありますが、全体で78万袋あったものを７月末までには31万袋を燃やしているということで、50％まで行かない状況でありますがかなり減少をしている状況かなと思っております。あと、土等の燃えない、土も入っているフレコンバッグでありますが、総体で172万袋ですね、ありますが、これについては７月末までで５万袋ほどの搬出ということで、残っているのがあと167万袋くらい、７月段階ではなっているという状況であります。今年においては、中間貯蔵に15万1,000袋運ぶということでありますので、大体27年から運び始まりまして２万6,000袋ほどが28年度までの実績でありますので、済みません、29年度までに２万6,000袋ですね、あと30年度に15万1,000袋ですから、今年で大体17万から18万が減るのかなと思っております。そうしてもまだ150万なり140万袋あります。一方では、長泥の環境再生事業が今年度、あとは来年度初めころまで実証事業という形で進められるかなと思っておりますが、こちらはまだ実証ですから、どの程度になるかという部分はございませんが、本事業になればかな

りの量が長泥に運ぶことができるかなと予想はしております。あと一方、中間貯蔵施設のほうも、土地のほう大分契約数がふえてきておりまして、例えば29年度が２万袋しか運べなかったのが、30年度に15万というふうに運べるという、13万袋ふえたというのは、土地の確保ができたからということになっております。31年度もかなりの袋が運べるかなという話は聞いております。倍まで、30万袋までいくかどうかという部分まではあれなんですが、かなりの量が運べるような状況の話も聞いております。これらについては、今月環境省から説明があるということでありますので、機会があれば議会のほうにも報告したいと思いますが、中間貯蔵施設へ運ぶ量も土地の確保ができまして年々運べる量がふえてくるというような状況でございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　どうも県道12号線周りはどんどん減っているように見えているんだけれども、二枚橋の辺だと何か集会所入っていった、もと山田さんが借りてつくっていた牧草地にまた新たにあそこに積んでいるんだか何やっているんだかわかりませんけれども、何か、表舞台から見えなくなって、裏のほうにまだあるという形に見られているのかどうかわかりませんけれども、全体としてね、あそこ通ったときに、村民が「何だべ」って思うんだよね。あったところの物が、中間に運んでいるのはわかるわな、だけど何であっちのほうに運んだりなんだりしているのかがよくわからないので、非常に誤解を招くというか、そういうの私らもわからないんだけれども、追っかけていって見ているわけじゃないし。役場ではわかっているのかな。

復興対策課長（中川喜昭君）　フレコンバッグ、除染の廃棄物の輸送については、国のほうとの協議もしております。やはり、除染を早く始まって保管の長い期間のところ、いわゆる須萱とかですね、あとは二枚橋とかが早く除染が始まって長く保管している状況もありますので、そういうところは優先の順位を上げようということも話しております。あとは、県道沿い、あとは営農再開に向けて希望あるところも考慮しましょうということで話をしているところでございます。特に、草野のほうの文蔵橋の辺の仮置き場については、道路のバイパス道路ができるということで、すぐさま搬出したという経過はございます。今、おただしいただきました場所ですが、須萱に行く道路の川向いですね、県道から南手の、あそこはちょうど二枚橋の曲がりから南に入る農道を通って奥のほうですね、あれは、片づけごみと解体ごみの仮置き場に利用している場所でございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　今、わかりましたので、村民にそういうふうに県道に標識上げておいたらいいんでない。片づけごみ、解体ごみだっていう。でないと何か、汚染物移動しているように見えるよ、わからないから。お金かかりますけれども。コンパネ切って書けばいいだけですから。私やってもいいですけれども。わかったほうがいいでしょう。

復興対策課長（中川喜昭君）　参考にして、国のほうと、環境省と相談させていただきたいと思います。なお、委員のほうからもそういうものがあるんだよというふうに、ぜひお声がけしていただければ幸いかなと思いますので、よろしくお願いします。

委員（佐藤八郎君）　国にやって、また公費使うのも大変だと思って、いろいろ思うんですけれども、それはご相談いただいて、しかるべき措置を。

あとは、昨年は中山間地域など直接請求支払い交付金事業の協定農地の見直しですか、

農用地か、の見直し、今年は多面的機能支払い交付金事業の協定機能見直しということで報告あるんですけれども、実態としてはどういうふうに成果はなっているんですか。

復興対策課長（中川喜昭君）　５年ごとの見直しという形でやっております。というのは、耕作する方々が５年間はつくるということで国と農用地の協定をするということでありますので、その協定を結ぶ際に自分の計画がどうなのかという部分を考えてもらうという見直し時期が５年に１度あるということでございます。ですので、中山間においては５年間、例えば私がこの土地を使って保全します、営農しますといった際に、もしも２年目でそこを私はできないとなったときには、その交付金が全て返還になってしまうというのが中山間であります。あと、多面的、いわゆる農地水のほうはそこまで規制はないんですが、やはり地域には迷惑をかけてしまうということもありますので、やはり自分たちの地区の農用地を見て、ここはやれる場所、やれない場所という部分の見直しをまた29年度の多面的の中では中心にやっていただいたということでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　見直しといっても、似たようなことの継続事業になるのかな。

復興対策課長（中川喜昭君）　そのとおりで、例えば今までつくっていた田んぼを今後５年間自分が管理できるかどうかという意思確認の場にもなるかと思います。もしつくるのであれば、そのまま面積に入れる。私はもうそこを管理しないのでとやめる場合は外すというような手続が出てくる、見直しという形でやらせていただいているということであります。

委員（佐藤八郎君）　中川課長のところだけになるかもしれませんけれども。繁殖肉用牛の飼養実証で、２月中旬に採血、生体の体内放射線量測定など実施されたという話で、その結果や課題についてはどういうふうに出てきているのか、どのようなことになったんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君）　28年度にも行っておりましたが、29年度においても小宮地区の和牛繁殖農家の方１件のところを飼養実証を行っております。今、お話しした検査をしまして全てＮＤ、もちろん牛舎のほうも全て線量等もはかる、あとは血液検査も全てやるということで、その結果についてはＮＤということで飼養開始をしているところでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君）　餌はどのように供給されて、結果としては。購入飼料ですか。

復興対策課長（中川喜昭君）　購入飼料と……パドックに牧草をまいて、それを食べさせているという飼養をしているそうです。牧草についても、事前の検査で全てはかりまして、その中で安全を確認してから事業開始をしておりますので、その草についてもＮＤという判断をしているところでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　パドックの面積はどのくらいで実証されていますか。

復興対策課長（中川喜昭君）　ちょっと調査しますので、時間をいただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君）　農地の地力回復工事の内容と実績、さらには除染完了として飯舘村の除染検証委員会を立ち上げると言っていますので、立ち上げているんでしょうけれども、どのような検証と実績になったのか伺っておきます。

復興対策課長（中川喜昭君）　地力回復工事につきましては、除染のほうの地力回復工事かと思いますので、ルールに基づいてゼオライト、リン、カリを施肥しまして耕うんして農家

の方にお返しをするというやり方でございます。あと、除染検証委員会でございますが、説明のほうでも申し上げておりますが、一応委員会については28年度から、28年度に３回、29年度に２回をして、29年に提言並びに報告書をいただいているということであります。それで、検証委員会設置が29年２月８日に行いまして、29年６月８日まで５回しまして、その後資料をまとめていただいて29年６月23日に提言及び報告書等をいただいているところでございます。この検証委員会には、村内の低減状況の効果とか、放射線の各種調査、あとは環境回復についての部分を審議いただいております。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　報告書は議員はいただいているんでしょうか。私、前にいただいたのか。

復興対策課長（中川喜昭君）　議員のほうにお出ししていたかあれなんですが、ホームページのほうには掲載しておるところでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君）　配っていなければ配っていただきたい。

　蕨平の仮設焼却炉での処理が、先行５行政区及び地元のものから順にとしていたが、どのように進めて全体処理量はどういうふうになっていくのか。全体として。

復興対策課長（中川喜昭君）　今のお話、先行５行政区というのが除染の早く始まったところを優先にという意味の先行５行政区でございまして、先ほどの中間貯蔵施設の部分も、あと蕨平の焼却についてもその考えで進めているというような発言でございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　全体の処理量はどうなんですか。５行政区以上にふえてきているんでしょう。どこまでやっているの。

復興対策課長（中川喜昭君）　27年からか、蕨平始まっておりますが、当初は家屋解体あと片づけごみの部分までは計画の中に入っておりませんでした。その後に、家屋解体の廃材、あとは片づけごみの燃えるごみについて追加という形で、国のほうと環境省のほうと話す中では最長５年間ですね、５年間の中では処理できるだろうということで、家屋解体なり片づけごみの燃えるごみの処理もふやす形で燃やしているという状況でございます。あと、量については調査して、報告させていただきます。

委員（佐藤八郎君）　先ほど、地力回復で言うの忘れたんですけれども、地力回復に土を盛ったところに、土じゃない石を入れたということはあるんでしょうか。大分いろいろな方から電話をもらうんですけれども、私現場に行って石拾いやったことはないんですけれども、本人にすればやるとかなり拾えるということで言っているんですけれども、一体なぜそのようなことが起きたんでしょう。

復興対策課長（中川喜昭君）　除染の中で、削り取りをした後に客土をするんですが、当初、土取りをする場所で振るい分け、石を取り除くという部分をせずに、もうバックホーでボンと積み込みしたまま農地のほうに持っていって客土をしたという部分で、当初の部分については石が入っているというところもございました。あと、その後村民の方から要望があって、それでは困るという部分で、村としてやはり営農再開に向けては支障を来すということで、国のほうに言いまして、それを現場のほうで、土取り場のほうで振るい分けをするという手立てをしたところでございます。ただ、その中でも、やはり石が入っているという部分がありまして、その際には環境省の除染工事の中でとっていただいた部分もあ

りますし、あと追加工事としてやっていただいた部分もございます。多分当初、そのような話もあったところでありますが、後からはないのかなと思っておるところでございます。ただ、今現在も、そういう支障があるという話があれば、ぜひ私らのほうに言っていただければ、国のほうと対応を検討してまいりたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。以上です。

委員（佐藤八郎君）　支障あれば、言ってもらえれば、国が対応するということでいいんですね。

復興対策課長（中川喜昭君）　除染での客土が原因という部分であれば対応ができるかなと思っておりますので、その辺は場所と状況と見させていただいて、あと国のほうには伝えながら対応を考えていきたいということでございます。以上でございます。

委員（佐藤八郎君）　蕨平の仮設焼却炉ですけれども、どのぐらいの灰が出て隔離されているんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君）　それについても調査して後で報告させていただきます。済みません。

委員（佐藤八郎君）　深谷拠点の整備として道の駅やら商業施設に加え、Ａ３のエリアの造成、県道南側の花畑ということですが、この間の協議や課題と成果について伺うものであります。

総務課長（高橋正文君）　深谷地区の復興拠点については、ここ数年来続けておりますが、成果につきましては道の駅までい館ができ、村内への入り込み客が増加して、あそこの拠点としてシンボル的な施設ができたというものが大きな成果だと考えております。また、現在村営住宅15戸、あと深谷の集会所ですか、整備中でございますので、今後人口増等も期待されると。協議ということでは深谷地区の皆さんには総会並びに各集会で、その整備計画等を村のほうから説明させていただき、ご理解いただき、現在の工事の進捗につながっていると考えております。課題ということでありますが、当初計画ですとコメリのところまで整備する計画でございましたが、諸事情で最後の工区ですね、現在は買収するという段階には至っておりませんが、今後も工場誘致等の計画があれば皆さんとも協議させていただいて、整備できるかどうかもあわせてご相談させていただきたいと思います。またあと、課題につきましては、一部地権者の方から工事騒音等の件で村のほうに要望等もございますので、今後も随時真摯に対応させていただいて、説明できることがあれば真摯に丁寧に説明してまいりたいと考えております。

委員（佐藤八郎君）　私も深谷総会、集会、必ず出ている立場というか、本来出なくちゃならないんですけれどもいろいろあって出られないことが多々あるんですけれども、そういう中で、ある一定の深谷の村民の方と話す中で、最初に示した村の計画書、私が地権者でいるうちの計画書、そして現在の姿、このＡ３エリアの今の課長の答弁ありましたけれども、県道南側の花畑、いったいどうなったんだろうということもあって、どうなったと私も言われてもあれですけれども、13ページにあるように工事請負費でＡ３エリア造成工事からずっと集会所建設まで、地元深谷の方々に示された当初の図と全く違うことに驚いている人がいるんですけれども。このスタートから関係機関への変更届、ああいうものは最初に

示したもの、自分の土地内で建設するから何も変更届も何も出さなくてどんどん勝手に変更して自由にやれるっていうものなのか、国県が絡む事業であればそのたびに変更届って出すのかとは思うんですけれども、出さなくてもどんどんできるものなのかどうかと、もし変更届が必要で出されてきたんだとすれば、いつ申請されたか年月日を教えていただきたいんですけれども。

総務課長（高橋正文君）　今お尋ねの、当初の構想と若干違うんではないかということ、あとは変更ですか、転用等の変更申請ということでございますが、まず当初の構想、地権者から用地を買収するときの構想図、イメージ図と申しますか、そういうものを行政区の総会あと集会、あと地権者個人に買収の折は構想図及びイメージ図で今後の計画については説明してきたところでございます。構想図でございますので、実施設計ではございませんので、例えば村営住宅が建つ位置、あとは花卉栽培施設の建つ位置、道の駅の位置、若干動いてはおりますがおおむねは構想図の内容で現在も進捗していると考えているところであります。その計画の変更申請ということでございますが、当初、村の復興整備協議会のほうにかける段階には、そこに整備する箱物等は道の駅、村営住宅、花卉栽培施設あとは多目的広場ということで一体的に整備するという内容で申請しております。農政局のほうにもそのような内容で一体的整備の内容で転用の申請をしておりますので、現在進捗している工事につきましても、おおまかにはその計画から違ってきていないということで、変更申請の必要はないということで変更しておりません。さきに申し上げましたとおり、当初のイメージ図、構想図からは若干設置位置等の場所は違っていても、おおむねは当初の計画どおり、村としては進捗していると考えております。ただ、いろいろな地権者等からご意見、ご要望等があれば、今後も真摯にその方に対応させていただきたいと考えております。

委員（佐藤八郎君）　最初からボタンがかけ違いで進んでいるので何とも言えませんけれども、私が地権者でいるうちは、何か変更あれば地域の皆さんにお知らせしながら進めるんだということで、まさか集会所があちらのほうに建つなんていうことはいつなったのか知りませんけれども、そういうこともあるし、道路の、村道の脇は集会場なりの広場なり駐車場であったわけですけれども、そこには温室が建てられるは、旧道というか、深谷の旧道を通っていくと、もっと違うことでみんな思っていたんです。ところが今は、何か施設の後ろを通っていくような格好になっているんですけれども。そういうことで、国県は構わないと、敷地内であればどんな箱物の場所を変えても何ら問題ないという流れで進めたんでしょうけれども、結果としては、住民としてはあそこは駐車場があって集会場がその近くにあるという流れでいたんですけれども、いつ区長さんなり部落の総意をとったんでしょうか。

総務課長（高橋正文君）　集会所の配置等が前の計画と大分変ってきているということでございますが、どんな方法で説明したのかということでありますが、その都度、毎年度ですね、まずは総会に村の職員が出向いて、その計画の内容等は毎年説明していたと。また、深谷行政区の総会以外の集会ですか、そちらのほうにも村長及び村の担当者が赴いて、その構想、計画についてはその都度説明してきたと思っております。ただ、その内容ですね。地

権者の方でまだご理解がいただいていない、内容がよくわからないという方がいるということでありますので、その辺についても今後、その方の意向もあると思いますが、説明が必要だということであればこちらから出向いていっても結構ですので、丁寧に説明していきたいと考えております。

委員（佐藤八郎君）　Ａ３エリアについては、不同意の人がいて買えないので変更していくんでしょうけれども、当初からいえばそこも買って開発していくところですけれども、そういうことが起きれば変更できるんだとすれば、最初のイメージ図だか構想図だかわかりませんけれども、そういう変更をしていくのにというものがない限りで印鑑をとって土地を買っておいてですよ、今になって全然違うことを建てて、最初から言ってくれればその人だって売らなかったでしょう。そういうことが、Ａ３は年度がずれているので売らないで済むようになるんだけれども、それ以外の地区は構想図、イメージ図で協力するという気持ちがあれば売らざるを得なかった。今聞く限りでは、道路の脇に駐車場と集会所があるものだと思って新築した方は、そこに住めなくなる場合、その家を出なくちゃならないでしょう。せっかくイメージというか構想図で了解して、気持ちよく拠点整備に協力したものが、今になればその前を大きな網やら建物やら温室やらで覆い隠されたそういう住居に住む、そういう方の思いというのは、構想図で売ると決めたのが悪いというだけになるんでしょうか。

総務課長（高橋正文君）　今、委員のおっしゃることもわからないではないんですが、当時この集会所が道路の前ですか、住宅がその南手ということでご説明していたというのはあると思います。ただ、先ほども申し上げましたが、村としてはあくまで実施設計前のイメージ図、構想図でございますので、実施設計後に地盤調査をやった結果とか、あとさまざまな調査の結果、実施設計でこの配置が若干動いたということはあるとは思いますが、大規模な計画の変更にはなっていないということで、当時の土地の計画についてはご納得いただいて村のほうに地権者の方からも売買いただいたと考えているところでございます。

委員（佐藤八郎君）　課長、そういうふうに理解すれば、今、弁護士頼んで裁判起こすほど騒ぐ必要ないんですよ。理解していないんです。だまされたんだと、構想図でもってだまされたんだという思いしかないんですよ。総会で毎年説明してきた、だから、じゃあ実際飯舘村民それぞれが実施設計でどうだこうだなんてそんな行政のやり方を、村民一人一人が理解しているかどうか、示された構想図でもって土地を売ってください、協力してくださいってなってきたのに、実施設計だから変更は何も問題ないんだっていう言い方で、村民がそんなことを学んで生きてきている人が何人おるんですか、村民の中に。

副村長（門馬伸市君）　あそこの復興拠点のエリアの整備に当たっては、面積がかなり広大な面積でありました。特に、Ａ３まで含めますと、今整備しているところの10町歩以上の面積になりますから、特にＡ３エリアについては、ご質問ありましたが、なぜ計画どおりに買収しないのかということですが、Ａ３エリアについては飛び地になる可能性が今のところ大ということで、飛び地で農地転用は国のほうの許可が得られないと、こういうことも十分可能性としてありますから、最終的に地権者の同意を求める努力はいたしますが、工場団地としての整備は今のところ難しいのかなと、諦めたわけではありませんが、難しい

のかなと思っています。今まで整備してきたところについては、総務課長がたびたびご説明はしているところですが、あれだけの面積ですから、今ご指摘の集会所の位置と、花卉栽培施設のハウスの位置、あと住宅の位置、この３つの位置が一部の地権者のほうからご指摘をいただいている点でありますが、どうしても道の駅の上の整備については、一部公園の整備計画もありました。その公園の整備の上に今の住宅と集会所と花卉栽培施設ということで、今後の栽培施設と今の道の駅との間ですね、そこの空間に花卉栽培施設を４棟建ててしまいますとなかなか公園の整備なりその後の住宅の整備なり、計画が難しくなるということで、一部変更をさせていただいたと、こういうことであります。契約のときに、構想のときに、そうであれば契約しなかったというお話も聞いているところでありますが、全体計画をする場合に、きちっと設計まで組んで、配置もきちっと決めてお示しできればこれ最高なんですが、あれだけの面積の中で、あれだけの施設を整備するわけですから、途中一部、位地の変更というのは出て来ざるを得ないのかなと思っています。そのときに、行政区の集会のときに説明はしていたということでありますが、地権者の方が欠席されていればわからないということにもなりますが、その計画、こういうふうになりますというのは多分郵便で本人のほうに送っているんではないのかなと思います。後で確認はしたいと思いますが、こういう計画になりますというようなものは、多分欠席された方に送っているのかなと思います。でも、送っても納得いかない方は納得いかないと思いますが、これだけの大きなプロジェクトですから、位地の変更というのはやむを得ない面もありますし、全体の効率的な施設の配置というのもありますから、引き続き地権者の方にも丁寧にご説明申し上げたいと思いますが、ご理解いただければと思っています。今も、施設の整備で騒音の問題とか、いろいろ申し出がありますので、その都度担当のほうから出向いて、丁寧に説明をして、工事の進め方等については了解をいただいて、工事を進めているところでございます。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤一郎君）　暫時休憩します。再開は３時とします。

（午後２時４７分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤一郎君）　休憩前に引き続き委員会を続けます。

（午後３時００分）

復興対策課長（中川喜昭君）　先ほどの、佐藤八郎委員からご質問のありました肉用牛飼養実証、小宮地区で行った部分のパドックの面積ということでありましたが、675平方メートルでございます。あと、一応飼養開始してからは、県の確認調査ということで３カ月に１回ずつ入っていただいて、見ていただいているという状況でございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　じゃあ、副村長に、答える気になっているようだから。全体としてイメージどおりでやっていくと、公園とかいろいろ差しさわりあるということで、ハウスあそこに前のようにやるという話であったのですが、深谷集会所とあそこの復興住宅に入る集会所の人数では、深谷の住民のほうが多いわけですし、深谷住宅をあそこにという、最初からの流れなんですよね。それを、深谷の住民の全体の声を聞きもしないで、自分らの都

合で、あんな真ん中の雪や風がどんどん当たる最高のところに建てているんですけれども、最初からの趣旨と、私その点でも違うと思うんです。集会所というイメージのというか、部落に対しての思い、その点いかがですか。

副村長（門馬伸市君）　集会所の位地については、行政区の皆さんとも説明をしておりますから、全く独断であそこに持っていったということではありません。それから、駐車場なんですが、今もイベントをやると前の駐車場も満杯で、どこにも置けない状況です。それで後ろに今度公園整備の中に、西側ですか、そこに駐車場、ちょうど道の駅から近いものですから、裏道通って近いものですから、そこに駐車場のスペースを確保するためには、あそこの位地がちょうどいい場所なんですね。ですから一部、集会所の前の駐車場からすれば遠くはなりますが、一般の道の駅を利用する人とあと集会所を利用する方の間をとったというわけではありませんが、効率性を考えてあそこの位地にしたということで、したがって集会所の駐車場の位地も変更したと、こういうことであります。勝手にやったわけではありませんので、こういうふうにしますよという地元の皆さんにも説明をしておりますので、ご理解願えればと思います。

委員（佐藤八郎君）　いつお諮りしたのか、後でお教えください。私も、私の知る限りの人は、そういうお話聞いたことないと、区長と相談してやったのかなと思っている人が多いので、具体的にいつの会議、いつの資料をもって説明したか、あとで示していただきたい。

あと、もともとあそこに深谷のごみ集積庫があったわけですけれども、そのことも含めて集会所というのは駐車場があって、集会所があってというのが、深谷の大方の思いでしたけれども、その思いを一蹴、消し去って、今あそこ全体の流れでそういうふうになったのか。私としては、深谷の住民全体からすれば、あの道路来てあそこにあるというのは自然だというふうに、最初の構想時が一番よかったのかなと、今でも思っていますけれども。あとは、実施設計が村民にどれだけそういう言葉やそういうやり方、行政のやり方が理解されているのか、教えてください。

副村長（門馬伸市君）　ごみステーションの件は、前にあったところは理想的なんだと思いますが、一部変更せざるを得ないのかなと。あと、実施設計については、ほとんど反対という意見は、この設計の、住宅の、集会所の設計ではだめだということではなくて、設計の段階から住民の皆さんに、ここはこうしてくださいよみたいな要望は聞いておりますし、中の備品の件なんかも、話も聞いております。ですから、全く村のほうで独断であの集会所をつくったということではありませんので、先ほども申し上げましたが、欠席された方についてはどうかわかりませんが、出席された方でこの集会所ではだめだという話は私は聞いておりませんが、担当のほうからも私のほうの耳に入っておりませんので、大方の理解をしていただいたのではないのかなと、こんなふうに思っております。

委員（長正利一君）　大分、一日座りっぱなしで、我々のほうも職員のほうも大分疲れてきていると。ただ、今回、こういうふうなカメラ（議会配信）をもって大分期待している部分あると思いますから、やっぱり一生懸命やっている姿勢はお互いに必要なのかなと。だから、疲れは疲れで評価できますけれども、私から見れば余りにも疲れ過ぎている職員もいるのかなと思いますので、よろしくお願いします。

その疲れている中で、ちょっと確認したいんですが、まず、学校給食の件についてお伺いしたい。大分復興に向けて農業に意欲的に取り組んでいる村民も日増しに多くなってきております。そうした中で、生きがい農業も含めて、飯舘で食べる物をつくって基準値以下であればやはりこれからの農業に対する考え方も違ってきて頑張ろうという意欲が見えてくるんでなかろうかと思っていますけれども。なぜこんな質問をするのかということになれば、まず学校給食、先般原町の自治会のほうに行ったときに、村民の方から出た声でございまして、父兄のほうから飯舘で取り組んでいる物については極力使わないでくださいというような話があるかないか、まずそこら辺確認したいと思います。

教育長（中井田　榮君）　学校給食につきましては、今年開校してそれにあわせて学校給食のほうも一緒に食べるようになっております。現在、給食につきましては、今ほどご質問あったように、どのような意見があるのかということでありますけれども、今現在は量も品目もそろわないということもあって、今、県内産を使いながらやらせていただいておりますけれども、教育委員会としても状況を見ながら、慎重にその辺は取り組んでいきたいということで現在進めているところであります。

委員（長正利一君）　やはり、そういう声が村民のほうから聞こえてきますと、飯舘村、完全に本当に安全・安心な村かという部分ではちょっと考えるところがありますけれども、やはり学校再開をして、飯舘でそういうふうに大丈夫だと、環境省からお墨付きをもらって、基準値以内で、生産の意欲を、しようとする生産者にとっては本当に言葉が適切なのかなという考えをしています。いずれにしても、福島県の物が、例えば東京に行って懸念されるように、世界に行ってもそうでございますけれども、やっぱり地元で大丈夫だとそういう宣言をしていかないと、なかなか前に向いた農業再生はあり得ないのかなと。ただ、小さい子供たちにその危険性のあるかないか、これは誰もがわかりませんけれども、やはりそういう危険性は、例えば回避しなくちゃいけませんけれども、村の姿勢としては、今教育長がおっしゃったとおり、いろいろな材料、数量的な部分でまだそろわないと、それも当然であります。そういう中では、十二分にやっぱり今後、村民に理解をいただける、やっぱり何か知らせをしていいかなと、一部の、原町地区でたまたま集まった方がぎゃあぎゃあ、わいわいという形で多分出した意見ではないと思います。そういう点も、私疑問に思っていましたので、今後、来年度はまだまだ、今度は水稲栽培のほうも多くなってくると聞いておりますけれども、まず毎日食べるお米が、須萱を中心とした、村を中心とした中で、本当に100ベクレル、本当に出ない数字の中では検討しながら、やっぱり判断する必要はあると思いますので、ただ父兄のほうからこうだという部分ではなくて、判断は適切に、慎重にやっぱり出していただければなと。やはりこれは飯舘村のためにも、自分らでつくった物を食わない、これではやっぱり第三者的な方が考えればいかがなものかなと思いますので、安心な物を飯舘ではつくっているという考えで、一つその点、もう一度確認しますけれども、教育長よろしく。

教育長（中井田　榮君）　今、ご質問ありましたように、学校給食につきましても飯舘村の農業振興ということでこれから米、さらには野菜、いろいろな品目を作付をして、農業振興を図っていくわけでありますから、その状況を見ながら、さらには今ほどのそういう話も、

一方ではあるわけでありますから、教育委員会としては、教育委員会にかけながら、そういう話もあるので、慎重に品目も量もそろえて、さらにゼロ歳から15歳までのお子様を預かりながら学校運営をしているわけですから、その辺は慎重に、取り組んでいきたいと考えております。

委員（長正利一君）　ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。

あと、ちょっと先ほど副村長のほうから道の駅の件について、ある委員から質問出まして、その1,000万円の云々について、なかなか理解、ちょっとしにくい部分ありますので、再度その1,000万円の分について副村長のほうからご回答をお願いしたいと思います。

副村長（門馬伸市君）　決算書の裏のページになると思いますが、短期借入1,000万円となっています。実は、新しくできた会社までいガーデンビレッジが、財産何もありません。したがって、担保がなければ金融機関では貸してもらえません。それで、一番後ろの……後ろから２枚目かな、株主資本等の変動検査書ありますよね。1,000万円、金融機関に預けているわけです、出資金。一番下に残高90万7,000円とあります。この1,000万円が、こちらの２枚目の1,000万の借り入れとなっていますが、資本金の取り崩し分です。今、残高が90万円しかないとこういうことであります。村の施設、いっぱいあるんですが、飯舘楽園も同じです。お金、借りられないんですね。施設が皆村のものなので。それで、当座の運転資金ということで、今の道の駅は3,000万円貸し付け受けていますが、飯舘楽園もそういう形で震災前は貸付金の中で運転資金の中でやっておりました。担保物件があれば、それを担保にして借り入れはできるんですが、担保がないものですから、ここの会社は、までいガーデンビレッジいいたては借りられないんですよね。

委員（長正利一君）　本当に、こういう貸借対照表なり損益計算書、見慣れている部分については、今副村長の答弁で理解できますけれども、なかなかここから、例えば遠ざかっている方については、理解がちょっと難しい部分もあろうかと思いますけれども、そんなことで、いずれにしてもこの道の駅の部分も含めて、やっぱり復興の拠点として、努力をしていただいて、今後赤字でなくて黒字で進むような管理運営をお願いしたいと思います。

委員（相良　弘君）　再度質問します。資料７の12ページの中ほどの結婚新生活支援事業補助金、これは該当者なしということでゼロになっています、決算額が。予算が192万円でしたが、ゼロになっております。この件については、予算委員会のときに私質問した覚えがあるんですけれども、このせっかく192万円の予算をとっていて該当者がいなくてゼロだったというこの主な要因はなんだと思いますか、お尋ねします。

総務課長（高橋正文君）　結婚新生活支援事業補助金で、29年度飯舘村では該当なしということで、ゼロ決算となっておるということでございます。この事業ですね、県の事業でございます。結婚した方が、ご夫婦で村に住んでいただくと補助金を出すということでありますが、この要件が夫婦の所得合わせて340万円以下でないと該当しないということでありまして、二人合わせて340万円ですので、一人200万円ずつあるご夫婦は該当しないということでございます。それで、結論から言いますと、29年度は該当する方がいなかったと。他の市町村を見てみますと、28年度でもいわき市で１件該当があったということで、なかなか県の要項上該当するご夫婦がいないという状況でございます。

委員（相良　弘君）　私も、このゼロについては所得制限が邪魔したのかなと思っております。ただ、これは私は大変いい制度だと思っておりまして、これは県の補助事業だと今聞いたんですけれども、例えば今年は移住定住政策事業、重点事業でやっておりますね、それに何とかこの事業を該当といいますか、それに振り向けられないかなと私は思っているんです。それは、必ずしも若い夫婦だけじゃなくてもいいんですけれども。結婚している人が飯舘村に住みたいという人には、この支給額は25万円だと思うんですけれども、それでもいいから今年の飯舘村の重点事業に向けられないものかなと思ったんですけれども、ご意見、見解を伺いたいと思います。

総務課長（高橋正文君）　先だっての全協で、移住定住の事業種目のご説明をさせていただきましたが、10項目程度助成のメニューがございます。その中に、結婚して配偶者の方が村外の方が一緒に入ってきた場合ですね、１人は村の方でもう一人は配偶者の方は村外の方が結婚して入ってきたというときには、この就農の関係で月10万円を出すというメニューはございます。ただ、今、委員おっしゃったように、結婚して村に来た方に純粋に結婚補助金というメニューはございませんので、今後そういったものがつくれるかどうか内部で協議させていただきたいと思います。

委員（相良　弘君）　それはあくまでも県の補助金に該当させるということだと思うんですけれども、例えば村の自己財源でそれを創設するというような考えはないんでしょうか。

総務課長（高橋正文君）　私申し上げたのは、県の補助事業ですと、この要件が２人で340万円という所得要件がありますので、なかなか難しいと思いますので、村単独でできるかどうか、内部で検討させていただきたいと。

委員（相良　弘君）　それでは、62ページなんですけれども、パークゴルフ場なんですが、場所は大体決まっていると思うんですけれども、それの進捗状況と、前に村のほうの説明だと今は九十何人の会員だけれども、大体200人くらいいないとペイしないんだというような説明を受けました。その辺の会員の状況といいますか、現在の状況をお知らせいただきたいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君）　パークゴルフ場整備について、資料のほうを求められておりましたので、資料のほうに背景なりあと29年度の事業、あと現状について載せておりますが、ページが10ページになります。ここにありますように、今、おただしにあったように、パークゴルフ場の造成といいますか整備についてのきっかけは、震災前からパークゴルフ場を要望されていたという部分と、平成27年に村のパークゴルフ協会が設立され、何しろ村外で今、福島市とかですね、相馬のほうでやっている方、会員もいるから、ぜひ村内でもできるようにという声で28年度から動いてきたということでございます。29年度については、パークゴルフ場の基本設計業務ということで、センター地区が28年度に計画をして基本設計をつくったところですが、議会のほうから飯樋の村民グラウンドと、相農飯舘周辺の農地を活用して部分、この３カ所で一度比較をしてはということで、４月早々発注をしながら比較検討をしまして、結果、経費関係からセンター地区、当初の計画で決定をさせていただいたという経過がございます。29年度中に、パークゴルフ場の実施設計、あとは管理棟の実施設計をしてきておりまして、今現在、建設している土地が林地ということで

の県のほうの開発許可の部分と、あと都市計画による開発行為の許可をもらわないと工事が発注できないということで、今県のほうとの手続関係を行っているということでございます。許可後については、すぐさま実施設計をつくっておりますので、発注する形で、4番にあります今後のスケジュールのような、30年度に造成工事等、31年度には芝張り、管理棟の工事、進捗によってであります、芝養生の進捗によりますが、31年度の秋ごろというようなスケジュールでいるということであります。それで、パークゴルフ協会の皆さんとも何度かお話をしている中で、やはりできた後の管理の部分も重要ということでの話もしておるところでございます。それで、芝についても、ある程度知識を持った方でないと枯らしてしまうというものもありまして、芝キーパーとかという名前の資格みたいなものもあるようでありますので、その辺の養成なども31年度中にはしていきながら、その辺をやっていくと。あと、管理についても、パークゴルフ協会の方々もご支援をいただくということの話をしております。あと、採算性の部分になりますが、これについても31年度の工事の中で検討していければと思っているところでございます。パークゴルフ場も、南相馬市あと福島市のほうの隣接している自治体にもございますので、その辺も参考にしながら進めていければと思っているところでございます。以上であります。

委員（相良　弘君）　今現在の会員数は90名くらいでいいんですか。

復興対策課長（中川喜昭君）　パークゴルフ協会の代表の方と話をしたときに90名程度とは聞いております。以上であります。

委員（相良　弘君）　それでは、63ページなんですけれども、相馬野馬追の件であります。これについても前、予算委員会か何かで質問した覚えがあります。というのは、毎年30万何がしを執行委員会に負担金として納めているわけですけれども、ただ関係なく毎年三十何万納めている、それでは大変何かもったいないというか、これ同じ相馬地方だから納めなくちゃならないということもあるんでしょうが、ただ、前に質問したときには、飯舘にも何人か出る人がいるので、飯舘村で騎馬を組めないかと。そうしたらそういう人も本当にいるかどうかわからないけれども、ちょっと当たってみるというような答えでした。その後どうなっているのか、村としては余りこれには力を入れないほうがいいと思っているのか、お伺いしたいと思います。

復興対策課長（中川喜昭君）　前に、相良委員からもこの相馬野馬追の執行について、ご質問いただいたところでございます。あの時は多分にしてその出馬するような方々へ、村として何か激励金みたいなものを出してはどうなのかというご意見をいただいたかなと思います。それで、その際に、執行委員といいますか南相馬の事務局に確認しましたら、自治体で実際に個別個別出しているところはないと。あくまでも執行委員会でそれぞれの負担になったところで、いろいろな郷のほうへ、補助金というかそういう形でやっているというような話をいただきました。それで、野馬追については昔思い出しますと、多分、山中郷という部分で出られるくらい集まったかなという、実はうちのおじもその一人でよく集まっているのを見たことがあるんですが、そのときは山中郷で出られる雰囲気までいったんですが、ただ、今現在ですと、その方々の一人の方が、息子さんが出られるということで、二、三年前は出ていたらしいです。ただ、今は出ていないという話になっているところで

ございます。それで、野馬追についてはやはり歴史あるもので、村も山中郷というような名前がある部分もありますので、これについては存続といいますか、必要性はあるのかなと思っているところでございます。この負担金については、あくまでも均等割あとは人口割で決められている金額でありますので、この額になっているということであります。歴史あるものですから、もう少しこれらに参加すべきものかなと思っているところでございます。以上です。

委員（相良　弘君）　野馬追につきましては、多分10騎ぐらい出ないと郷を組めないというか、郷大将とか組められれば県の補助金が別にあるはずなんですよね。ただ、10騎が集まるかどうか問題だと思うんですけれども。これからもぜひ、検討していただきたいと思っております。以上、私の質問を終わります。

委員長（佐藤一郎君）　そのほか質疑ございませんか。

委員（渡邊　計君）　統括的な質問になりますけれども、先ほど教育長から子供のほうに田植え踊りとかそういうものを教えているというか習っているという話が出ましたけれども、震災前、飯舘はお祭りというと大抵田植え踊りや、あと神楽、あと佐須のほうでいくと虎捕太鼓、そしてあとはどこでも大抵やっていたのは豊財踊りとか、そういうのをやっていて、飯舘の相農の飯舘校を出た人たちはもう必須で必ずやっていたということで、そういうものを継続していくことが可能だったんですが、この震災によりもう若い人が、継続する人がいなくなってきていると。そして今、村のほうに戻ってきている人たちもう高齢者が多いということで、私の小宮地区におきましても、去年の道の駅の開店のときは踊ったんですけれども、今回は人がいないということで、要望あったのをお断りしたということですけれども。これ、要望がありますと地区でも１カ月くらい前から練習をすると。そうすると、その費用弁償とか日当とかそういうものを地区で一生懸命出してやっているわけなんですけれども、今のところは原発の賠償というものがあって何とかなるんですが、これどんどんどんどんそういうのもなくなってくると、費用弁償とか日当とかそういうものが出せなくなってくると。でもこれ、本当に無形文化財的なもので、後世に残していかなきゃいけないなと思うわけでありますが、これに対して村のほうがどういう考えでいるのか、また残していきたいならばこういうことに関して今後費用を、予算をとっていく必要があるのではないかと考えるわけですがいかがですか。

教育長（中井田　榮君）　まず、学校のほうからなんですけれども、後で村長のほうからあるかと思いますけれども。学校のほうとしては、先ほどお答えもしましたけれども、震災以降ふるさと学習ということでずっと田植え踊り等々、地域の方にも入っていただいて指導していただきました。おかげさまで、先ほどお話ししたように、博報賞も、あと文科大臣賞も頂いたと。その流れで、現在総合的な学習の時間ということでふるさと学習を、さらにオリパラの関係でラオスのつながりをということで、継続してその辺もやっております。現在はテーマとして、知る、伝える、来てもらうということで、それぞれ中学校３人から４人のグループに分けて学習をしていますし、さらに中学校を挙げて引き続き田植え踊りも継続して伝承しておりますので、これからもこの時間を使いながら、学校としてはやっていけるのかなと考えております。

生涯学習課長（藤井一彦君）　こういった無形民俗文化財、非常に大切だと、生涯学習課のほうでも思っておりまして、震災以前は文化祭とは別にこの踊りの方たちのステージを組んで、３年から４年に１回は順番が回ってくるような感じで保存をやっていたということでございます。今、交流センター新しくなりまして、ステージもできたということで、今までも文化祭でこういう民族芸能の方々に踊っていただいておりましたけれども、だんだんメンバーがそろわなくなってきたというところが多くなってきたと。今、担当のほうで、毎年「今年は出られますか」ということで、直接ダイレクトメールやお電話をして、状況をお聞きしているところなんですけれども、例えば比曽の三匹獅子舞なんかは、震災後いろいろなところで踊られたかなと思うんですけれども、今笛を吹く方が遠くに行ってなかなか一緒に練習ができなということがあって、出場ができないんだということがあったり、そういった形でメンバーがなかなか今集まれない状況が、少しずつふえてきたかなとは思っております。村としても、少しでもお金の支援ということでも考えていまして、震災以前よりかはそういった出場のための報償なんかも金額を上げて、少しでも出やすいような状況をつくっているところではあるんですけれども、残念ながら今、そういった状況で、なかなか練習できないところがふえてきたのかなと思っております。以上です。

委員（渡邊　計君）　このお祭りのときの踊りで、昔は、今は文化祭とかで踊っていますけれども、昔は遷宮とか、４月29日からの５月の連休にかけてのお祭りの中で、各地区で踊られていたわけですけれども、金額的な問題もありますけれども、要は今回小宮の断った理由というのは、高校生の女の子がいないんだと。それで、どうにもならないと。本当は協力したいんだけれども、結局踊り子の数がいなくてどうにもならなくてということで、やむを得ずお断りしたわけですけれども、先ほど教育長の話のように、学校の教育の一環でやっていただき、これぜひとも継続していただきたいと、そのように思います。

それと、次に、ちょっと２点ほど。ページ15ページ、２款１項６目の18節に車両購入となって、営業車１台、それから保冷車１台、これは軽自動車かと思います、それとユニック車、これ２トンのユニック車を購入しているわけでありますけれども、営業車は時々道の駅で見かけることもあるんですが、軽のこの保冷車と２トンユニック車が動いているのをちょっと見たことないんですが、私が行っているときが悪いのかどうか、これの使用状況とかそういうものはどうなっているんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君）　おただしの営業車１台、保冷車１台、ユニック車１台でありますが、道の駅までい館で使っている物かなと思っております。営業車については、連絡調整ですね、村内を歩き回ったときに使うという目的で購入しております。保冷車は、当初、農家でつくった野菜などを、農家のほうに行った際に、までい館で出すときに預かってくるときに使う保冷車ということです。あとユニック車については、までい館から出るごみの産廃処理をするために運ぶユニック車ということで、３台購入をしておる状況であります。それで、私も４月から担当になりまして、状況を７月の段階で確認しました。営業車、あとユニック車については使用している状況はあります。ただ、保冷車については今、目的で、そういう農家の方々がつくったものをとりに行くということでの保冷車ということだったんですが、今現在農家の方々が持ってきていただいているという状況でありまして、

今のところ動いていない状況であります。ただ、今後、購入して１年程度でありますので、またその作付も昨年から始まったばかりというものもありますので、もう少し様子を見て、今後この対応をしていこうかということで話をしているところでございます。以上であります。

委員（渡邊　計君）　この厚いほう、ナンバー４の63ページにその内訳書いてあるんですけれども、これ普通車よりもこの軽貨物車が225万7,200円とかなり高額な金額の、保冷車ですからそういう金額になっているんだと思いますけれども、これ遊ばせておくというのは本当に無駄だと。行政の金を無駄遣いしていると。これ村民から見れば何なんだと言われてもいたし方ないところなので、何らかの形で動かしていかないと、今後あそこに来て村民、皆さん立ち寄るんですから、そういうところで車を遊ばせておくのかと、そんなに経営状態いいのかと言われかねないので、この辺のところもう少し今後気を使って使用していただきたいなと思っております。

次に、49ページ、８款３項２目河川維持全般に要する経費ということで、これは２級河川の除草業務、これ現在のところ震災以降委託の状態でやっていると思うんですけれども、現在帰村している人も年寄りばっかり、この先も年寄りと。震災以前は７月の第１日曜日に行政区でみんなが機械を持ち寄って草刈っていたわけですけれども、この河川の草刈り、これ委託の状態でいつごろまで継続できるのか伺います。

建設課長（髙橋祐一君）　49ページの、河川の草刈りというところでありますが、それにつきましては、昨年度２級河川を含めた草刈りを生活環境整備事業でやっております。復興庁との取り交わしの中では１回のみという取り交わしになっております。ただ、普通河川というか村管理の河川については、どうにか継続できる方向で進めておりまして、今年度も一部やるような形でなっておりますが、２級河川については県のほうの管理下でありますので、そちらで対応をということで復興庁の事業からは外れております。あと、今後この事業も、一応32年度までという決まりもありますけれども、河川愛護とかそういう形で、県からもそういう形で少しずつできないかということもありますし、行政区のほうにも多面的機能の中でも多少なりともできるような状況ではあるんですが、先ほど言ったように労力の問題がありますので、それについては今後検討していく事項として考えておりまして、まだこの先の見通しとしては立っていないという状況であります。

委員（渡邊　計君）　本当に、労力が少なくなっている中での河川の草刈りですので、これ何とか行政のほうからの力添えがないと、各自治体、この２級河川を抱えている自治体でも自分たちだけでは非常に今後草を刈っていくのが難しいのではないかと思うので、ぜひその辺は行政側からの力添えをしていただきたいと思います。以上です。

委員長（佐藤一郎君）　そのほか質疑ございませんか。

委員（佐藤八郎君）　教育プログラムとして、しっかりと自分で考え動く、そのように教育の転換を図って、新生飯舘村を担う人材育成をするということでしたが、どういうことをやりながら、能力向上や、あとは、はなまる学習塾との連携ですか、そういうものをやってきたのか伺っておきます。

教育長（中井田　榮君）　これまで学校は、しっかりと教える、さらには考える授業をやって

きておりました。授業だけではなくて、外部からも力を借りながら、総合的な考える力をつけることによって、子供たちの自信につながるように、それが学力向上につながるように、全体的に取り組んできたというのが流れかなと思っております。それを進めるに当たっても、常に私から先生方に言ってきたのは、時代は変わってもやっぱり読み・書き・そろばん、さらに最近は英語ですか、それが追加されてきたわけでありますから、基礎学力をきちっとつけて、さらに知・徳・体のバランスのとれた学びを進めていくということで、進めてきました。全協の中で、この学校再開に当たっては、グランドデザインを示しながら教育目標を１本にして、そして学校のほうに教育課程の編成をお願いをして、昨年度は進めてきたというのが大きな流れかなと考えております。

委員（佐藤八郎君）　はなまる学習塾との連携というのはどういう流れで、あと大学とかいろいろ、展開しているようですけれども、その辺が人材育成にとっては非常にプラスになっているのかなと思うんですけれども、全体的な参加数なり、この実態というのはどういうふうになっていますか。

教育課長（村山宏行君）　はなまる学習会の取り組みということでございますが、まず、小学校と中学校と両方入れております。小学校の授業につきましては、帯で時間を設けて、はなまるの指導方法に基づいて、学校の生徒たちが学校の授業に向かう姿勢ですね、それを養うようなそんな時間を設けております。具体的にはパズルをやったり、大きな声でいろいろな教材を読み上げるとか、そういった勉学に向かう姿勢、そちらのほうを育てるということで小学校での取り組みはしております。中学校のほうにつきましては、学力向上、特に受験対策というところに向けて放課後の学習を重点に行っております。こちらについては放課後、３年生が部活が終わってからの、３年生が中心というふうにはなりますが、ほとんどの生徒がそういった形でこの放課後学習には参加をしていると、そういう状況でございます。

委員（佐藤八郎君）　片づけごみの回収、28年で終わりかなと思ったら、特例によって引き続きやられたということで、この周知の仕方なり実績はどのようになったんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君）　片づけごみでありますが、避難期間において管理等もできないということで、解体のほうと含めながら屋内のごみ、あとは外にあるいわゆる放射性物質を浴びたごみなりを環境省のほうで片づけるということで実施しております。多分、26年からかなと思っておりますが。当初、避難時期の部分ということで、28年度までだったんですが、国のほうで戻ってきてからもやはりごみが出るであろうということで、29年度まで引き継いでやっていただいたということでございます。実施が国のほうでやっておりますので、周知はダイレクトメールで、国と調整して、行政区ごとに期間を設けて、受付から運ぶ期間をきちんと周知して、あとは請負業者のほうに郵便が行くという形での対応をして周知をしてきたということであります。あと、数量の実績については、国のほうの事業ということで、村のほうでは把握していないというのが現状でございます。以上であります。数量については、今申し上げましたとおり国のほうでの事業ということで、村のほうで周知しておりませんが、調査したいと思います。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　まさか30年度も特例で延ばすということはないでしょうから、国は終わ

るんでしょうから、結果ちゃんと聞いて、教えてほしいと思います。

あと、村民の生活支援ということで、要するに基幹産業農業でありますので、農業基盤の整備について、暗渠用排水路に着手していくんだということでありましたので、本年度の取り組みと成果を伺うものでありますけれども、暗渠は1,400メートルなのかどうかわかりませんけれども、私議会で政府交渉に行ったときに、地下にある暗渠は除染によって全部壊されたんですけれども、器物破損でないですかと言ってきましたけれども、見えない、におわない放射能で、私ら被害者が国がやりたい放題できているので、私どもとしても敷地の中にある親の代からつくりあげた暗渠排水という農業をやるのにとって大切な施設を、あんな重い機械どんどんあるってつぶして、排水もできなくしておいて、それで今度国に言いますと、それは別事業でやりますからなんて、一般的社会通念上、物を壊したら壊した人が直すというのが常識なんですよね。そういう意味では、村に言いますと別事業で別事業でって言って、国から何せ金をという考えなんでしょうけれども、基本的には私ら農民からすれば、先祖代々苦労して入れた暗渠を壊されたというふうに思っていますので、そういう観点を強く言いながら除染で大型機械が入った、最初から暗渠入っていたものは全部もとどおりに復旧していただくというのが基本だと思うんでありますけれども、本年度の取り組み、成果を伺っておきます。

建設課長（髙橋祐一君）　暗渠排水の件でありますが、今お話ありましたように、除染等で破損しているというふうなことで、除染のほうではという話もありましたが、除染の始まりがその暗渠排水を見込んだ除染の始まりでないので、その当時最初から暗渠の調査もしていないということから、その暗渠に関しての原因者が不明ですという部分が、まず一つの原因かなと思います。ただ、除染のほうでは、仮々置き場については、ある程度地元と協議をしながら暗渠排水までやっていくということで今話は進んでおります。それ以外の部分に関しては、八郎委員が言ったようにですね、ほかの事業でということで、農水のほうの事業ですね、復興庁の農水事業のほうで暗渠整備をするということになっております。昨年度の実績としては、須萱工区ですね、二枚橋の須萱工区の部分をメーンとして行っております。その中では、延長的には2,351メートルが第1回、28年度の繰り越しで、2,662メートルが29年度ということで、須萱のほとんどのエリアがこれでカバーできたという形になっております。須萱のほうは、作付がある程度早い時期から作付をするということもあって、ちょっと1年おくれた部分もあるんですが、やはり営農に必要な施設として今年の秋の稲刈り等にも効果を発揮するのではないかと思っております。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　須萱地区、2年で4,000メートル、わかりませんけれども、その規模でありますから、それでどのくらい経費かかったのかもありますけれども、村全体で、国が今回除染した田畑の暗渠が入っている面積については、どのくらいあるというふうに実態を捉えておるんですか。

建設課長（髙橋祐一君）　暗渠の今の実態の件については把握はしておりませんが、この基盤整備促進事業で行われている暗渠排水に関しては、現況がないからできないというふうな事業ではないので、営農計画をもとに地元と協議をしながら、できる限りの暗渠排水を入れていきたいと考えております。

委員（佐藤八郎君）　須萱地区全体をやるのに、予算的にどのくらいかかったんでしょうか。それと、私のほうで調査して計算すると、村全体で幾らって出ますから。課長に計算してもらってもいいんですけれども。

建設課長（髙橋祐一君）　須萱の部分に関しましては、ここの51ページですね、51ページにあるように28年度の繰り越しと29年度実施しております。両方で大体2,200万円、2,300万円くらいの金額になっていますが、28年度中にも完了している部分がありますので、大体3,000万円から4,000万円、須萱地区でやっているような形になるかなと思います。村全体の予算ということでありますが、現在この事業の取り組みとしては、飯舘西部その２という形で、一番最初に須萱、松塚、臼石、そのほかに深谷という形で事業採択を順番にしております。それは営農再開なり除染が早く終わったところということで進めております。今回、10地区を追加しまして申請をしているところであります。ですから、営農再開に向けてどれだけの面積がこれから出てくるかというところで、村全体の金額が変わってくるかなと思っています。今現在の部分で、申請部分であれば、時間をいただければ数字的には出すことはできます。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　事業を知らせて申請があってやるという流れで、除染して暗渠つぶしたという、つぶされたという村民からの調査はしないんでしょうか。

建設課長（髙橋祐一君）　基本的には、暗渠を壊されたということではなくて、水田等の状況を見てこの事業に関しては暗渠が必要な部分を地元と協議をしながら実施していくという方向で、除染と絡めてではなくて、この事業自体ということで進めているところであります。

委員（佐藤八郎君）　課長の言うのはわかるんですけれども、要するに、畑や田んぼを耕作する用件が整って、排水をよくしてつくるという流れですけれども、私が思っているのは、もともと暗渠排水の管理というのは年に少なくとも３回ぐらい抜いたりとめたり、流れを詰まらないようにしたり管理をしているんです。それを、７年間管理もさせない、来れないわけですから、避難して。つまり、それだけでも壊れる要素があるんです。その上に立って、あんな大型機械、全国から集めてね、新車しか使ってだめだという除染のルールの中で、新品の大型機械で踏み荒らしてつぶして壊しているわけですよね。だからそれは、つくらないから、耕作しないんだから壊れたままでいいんだということにはならないと思うんですよ、私は。私自身としては、今後も政府にこのことは要求しますけれども。そういう問題ではないですかっていうの。地下にあるから見えないからって、上にあったら木を倒しても家壊しても、工事でね、弁償するでしょう。土の中だから壊して弁償しなくていいなんていう、そういうことは成り立たないんですからね、通念上、と私は思うのでね。余り耕作するか云々でなくて、私もぜひ前のように排水できるような田んぼ、畑にしておかないという人には、きちんと直してやるという事業にはなっていくんですか。

建設課長（髙橋祐一君）　今ほど言われた話の中では、この事業に関しては、先ほど言いましたように営農を目的とした暗渠排水の整備という形になります。委員お話しのとおり、もし除染で壊れていて、営農はしないというところに関しては、実はこの事業を取り組むことはできないというところもあります。そうなってくると、何が原因かということで、今

その除染の部分とその７年間の管理ができない中での部分というお話がありましたので、その除染に関しては今まで幾度となく協議をした中で、先ほど言ったようにその原因者という部分が明確にならないということで、除染のほうでやらないと。もう一つあったのが、管理の部分ですよね。毎年管理をして、暗渠を常に有効にさせておくという管理のもとでいけば、別な事業としても考えられるのかなと。生活環境整備事業とかいろいろありますが。ただ、それにしても、今の現状がどうするのかと、現状把握、そういう部分と地元のほうとの要望という部分をマッチングさせなくちゃいけないので、その辺に時間を要するのかなと思っています。そういう分については、今後、行政区の中で、まずこの基盤整備促進事業をやるに当たっては、営農の計画を立ててもらいます。その中で、営農する場所だけで今進んではおりますが、営農しない部分に関してはいろいろ聞き取り調査をしながら、どういう方向でとれるかということを今後検討していきたいと思います。以上です。

委員（佐藤八郎君）　私たちは、村議会で議員という立場ですので、村民が、私たちが何をしたわけでもないこの原子力発電所の爆発事故、放射性物質を空から降散された、そういう立場で考えて、もとのような形にとか、もとのような生活にというのは難しいのわかりますけれども、復興できるもの、復旧できるもの、いろいろ分けてきちんとやっていくべきだという見解のもとに発言をしております。

質問を変えますけれども、本年度中に福島県森林再生事業全体計画を策定すると、できるだけ早い機会に間伐、除伐などが、森林事業が再開できるように取り組むんだという話でありましたけれども、どのように実態としては検討なり協議なり、あいの沢のモデル実証はわかりましたけれども、全体の作成計画というのはどういうふうにできたんでしょうか、これからなんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君）　ページ、58ページのふくしま森林再生事業であります。29年度におきましては、ここにありますように、事業実施するために必要な全体計画を作成したということで、全体計画の作成業務ということで、29年度は行っております。先ほど髙橋孝雄委員にも説明させていただきましたが、今、森林産業については、先ほど言いましたように、林野庁から2.5マイクロシーベルト以上のところでは作業を控えるようにというような通達をいただいておりますので、まずは森林計画を立てる、森林作業をしてもらうにはやっぱり空間線量の調査が必要ということで、29年度にその空間線量の調査をしておるところでございます。それで、線量を調査しまして、５つほどの地区に分けているという状況でございます。北部地区というところが、先ほど話をしました佐須、大倉、八木沢・芦原、平均が0.7、時間当たりでありますが、0.7マイクロシーベルトということであります。あと、中部については……済みません、西部ですね、前田、二枚橋・須萱、臼石、深谷、関根・松塚ということの行政区が西部地区ということで、ここが平均で1.1という形であります。先ほどの北部でも最大で1.7、あと西部でも0.9ということでありますので、空間線量を見れば最大で2.5という数字がありますので、可能な部分なのかなと判断しております。あと、中部以降ということで、中間から南手のほうは、最大で2.5マイクロシーベルトを若干超えている部分、あと、一番南のほうですね、蕨平とか比曽、長泥の部分については、最大で4.5という数字がありますので、すぐさまは作業は難しいかなと思っておりま

すが、一応、29年度においては空間線量をはかりながら、優先順位を決めてきているという状況でございます。それで、30年度においては、先ほどの北部地区ということで、佐須、大倉、八木沢・芦原を作業に入る準備ということで、作業の同意書とりとか、事業の説明を今年度していくという形で、同意がいただければ作業に入っていければという計画でいるところでございます。あと、なお、それぞれの優先順位の森林資源量とか、あと樹種なども調査をしている状況でございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　村内の、かなりの検体を、植物やら木からいろいろ検体をとって、いろいろなところで検査していただいている方がいらっしゃいますけれども、その方のデータからすれば、植物やら木も含めいろいろ問題点がいっぱいあるわけでありますけれども、その空間線量率のみでやっていくということ、土壌調査、土壌の測定なるものは全く考えないということでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君）　森林といいますか、自分たちが生活している空間もそうでありますが、それぞれ線量的には線量があるところは、近くに、どこかには放射性物質があってそこからエネルギーを出しているという状況だと思っております。でありますので、それがどこかなという部分は今言ったように山であったり、土であったり、そういう部分かなと思っております。今回、森林の部分におきましても、この空間線量率があるということは、木からもエネルギーが出ていますし、土からも出ているという状況と思っております。そういう意味ではやはり、空間線量が低ければ土壌から、あと樹木からの出てくる線量も低いというような判断ができるかなということで、今のところは空間線量率で進めるということであります。ただ、低いからオーケーだという部分は、事業の進め方としては、空間線量率をある程度基準にしますが、やはり午前中もお話ししましたが、やはりその方々が受ける量を少なくする、ゼロにはできないと思いますけれども、少なくするという部分は、作業に当たっては必要かなと思っておりますので、例えば８時間労働ではなくて、６時間とか５時間とか、それぞれの受ける量によっての作業の形態が変わってくるかなと思っております。なお、作業者にとってはやはり無用な線量を受けることがないように、管理が必要だと考えております。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　航空から村全体をとって色づけしてこのくらいだとか、あとは歩いて、車で、村全体やって線量値示しておりますけれども、実際私ども山の中入って、あちこちはかると、ああいう基準でないんですけれども。本当の実態、真実を、そういうものに任せていいものかどうかというね。あの、測定したり、航空からはかっている人は、そこに来て働かないから、浴びないんですけれども、実際浴びるのは村民の、こういう山の作業に従事する方ですよね。だからもっと、きちんと調べるというかね。国でもいろいろはかっていってもデータ出してこないですね。当初、原発事故後、山の中いろいろ歩いていた人いっぱいいるんですよね、検体とりとか、いろいろな測定でね。国が、飯舘の場合だって、レタスと水と土壌と雑草と持っていってはかって、テレビでいきなり発表されたでしょう。だから、ああいうこと、国は村中やったはずなんですね。だからデータ持っているはずなんですね。この間、きのうか、前に、６カ所はかったら６カ所から出たとか、放射性物質、一般質問でかな、３カ所調べたら３カ所から出たなんて、放射性物質のね、だか

ら、３カ所しか検査しないから３カ所から出た、６カ所やって６カ所出たら、100カ所やったら100カ所から出る可能性もある。やっぱり真実の実態はちゃんとつかむべきだと思うんだ、自分で。それが基本でないかと思うんだけれども。安心・安全な村民の作業や生活支援をするということになれば。

復興対策課長（中川喜昭君）　今、お話の中で、多分プルトニウム等の話で、３カ所、６カ所の話があったかと思いますが、私が調べたのではなくて国の文科省がはかって、村内何点、済みません、点数まで覚えておりませんが、その中で３カ所、６カ所から存在していたという部分の報告を受けているということでありますので、３カ所はかったから、３カ所はかったところで全て出たというわけではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

それで、森林再生事業でありますが、29年度全体計画ということで、空間線量、今お話しいただいたように、高空モニタリングからの数値で見ております。それで、優先順位を決めて、今年から年次計画を策定するということで、先ほどの優先順位から進めるということでありますが、まず年次別計画をつくって、その中で今度は林地内に入って線量調査を行います。これは、もう実数字を見ながらやっていきまして、それで計画を策定するという考えであります。今年については、一応これから同意取得をやるところでありますが、それらを含めて2.5マイクロシーベルト以下のところの場所をやっていきたいという計画で、実は９月補正、これからでありますが、それらの間伐等のその実施の事業費も計上させていただいているという状況でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　森林再生事業を終わりまして、河川、ため池、道路、徹底した除染について、河川、道路などの汚染土砂堆積については、環境省で保管管理し、中間貯蔵施設に搬入すると。ため池は村が事業主体となって、国の交付金で底質土除去事業を実施すれば搬出土保管場所までの運搬、そして保管、管理、中間貯蔵施設の搬出は環境省でやるというふうに議事録見た限りではなっておりますけれども、これ、29年度ではどの辺がどこまで実施されたり、計画なり、していたのか伺っておきます。

建設課長（髙橋祐一君）　建設課のほうでは、49ページのほうの河川の維持費の中で、河川等土砂撤去業務ということで4,299万5,800円という数字が上がっております。これにつきましては、夏井川と前田川の土砂の撤去ということで行っております。この土砂に関しましては、環境省との協議をしながら、環境省のほうの仮々置き場にストック、一時ストックさせてもらっているというところであります。これから運搬することに関しては、環境省のほうと協議をして、中間貯蔵なり処分をしてもらうということであります。ただ、これに関しては、ある程度、本来であれば8,000ベクレル以上という部分でお話もあるんですが、8,000ベクレルと8,000ベクレルでない部分もありますので、それらが全て分けてやることができないので、ある程度の土砂等の堆積した部分については一括して環境省の仮々置き場に置いているという状況であります。

そのほか、ため池関係のお話がありましたが、ため池の事業は、今年度から着工するというような方向でおります。内容的には、同じでありまして、ある程度底質の除去をした

物に関しては、環境省のほうでそこで保管をして中間貯蔵に持って行くということがありますが、それも条件としては8,000ベクレル以上という条件になっております。そのほかの土砂については基本的には持って行かないということになりますが、ただ、今回の長泥の再生事業関係もありますので、そういう土砂に関しては、全部環境省で処分してもらえるような形で協議していくというふうに思っております。

委員（佐藤八郎君）　違う人だから安心した。

川は、夏井川、前田川、ため池は本年からなの。去年なんで話ししたの。処分方法を言っただけなの。

いずれにしろ、これ、メートルからして、幅からして、土砂堆積量からしてすごいものになると思うんですけれども、水抜いて、乾燥させて、フレコンバッグに入れて運ぶというふうに。昨年だけでこれ、どのくらいの数になった、まだいれていないのか。入れて積んでいるんでしょう、フレコンバッグ。

建設課長（髙橋祐一君）　河川の分については、全てフレコンバッグに入れて、それを持っていくという形で、そのままトラックに積むということはしていません。ため池関係についてもそういう形になるかと思います。昨年度の部分については、2,400立米ということで、大体2,400袋になっております。

委員（佐藤八郎君）　さっきの話ではないですけれども、これも河川のメートルからいろいろ、全部の河川をやっていくとなれば、これ予算も相当なものですけれども、それは国がずっと処理、最後まで役割責任果たすという確約になっているんでしょうか。

建設課長（髙橋祐一君）　今の国の事業としましては、村管理の河川、水路関係に関しては、32年度の復興再生の期間内であれば実施できるということになっていまして、今年度も実施する予定ではいるんですが、ただ、県管理の２級河川については、実際的には土砂の撤去はできないという状況になっています。県のほうでもいろいろ試行錯誤はしておりますが、去年、おとといしですか、深谷エリアの部分では、若干、100メートルちょっとでしたか、約2,000立米くらいですが、県のほうで土砂の撤去を行っております。ただ、その後についてはいろいろ予算の関係上進まないと。また、今年も臼石の部分はやるとは言っているんですが、なかなか予算の確保が難しいということで、今のところ２級河川については正直言って当てがないという状況ではあります。ただ、村管理については、32年度までに土砂の撤去を終わりたいと思っております。

委員（佐藤八郎君）　これ、飯舘に生まれて飯舘の地形なりいろいろわかっている方は誰でもわかるんですけれども、村全面積の約85％に放射性物質を置いたままの状態です。そして雨、風、雪で低いところに運ばれます。ほこりについても運ばれますけれども。その繰り返しが今後ずっと続く。そして放射性物質は、物質によって半減期が違いますけれども、長い物もあれば短い、既に半減期を過ぎたのもありますけれども、そういう中で県の管理はできないみたいな話でありますと、県河川の近くの人は、水が流れている以上は水で遮蔽されるというのはありますけれども、結果的には水がなくなったときに周りの土手やらそういうものに移行していくわけですよ。拡散するわけですから繰り返すでしょう、そういう意味では。気にしなければ何でもない、においもしない、見えない放射能ですけれど

も、基本的には、私たちが何をしたわけじゃないんですから、そこに返ればやっぱり完全なる除染やちゃんとした処理をするというのは、原子力発電所事故を起こした役割と責任だと思うんですけれども、そういう意味では村は、私たち何もしない人たちのためにはもっともっとため池なり川も進めないと、放射性物質は残っていくんで、水に流れていくからいいということになるのかな、今、原子力発電所のほうで太平洋に流す話ありますけれども。そういう点ではどういうふうに、今後、要望されるのか。

建設課長（髙橋祐一君）　放射線の部分での観点からいきますと、国の方では8,000ベクレル以上というような管轄のもとで動いている部分があります。河川等に関しても、土砂上げした土については8,000ベクレル以上は国が持っていくが、それ以外は持っていかないというふうな今流れになっておりまして、２級河川に関しましては、やはり県管理管轄でありますので、何度も強く要望していくという活動になるのかなと思っております。ただ、村でできる範囲としては、草刈りまではやっておりますが、実際的に基盤整備促進事業等で排水路の出口ですね、河川の出口、そういうところに関してはある程度基盤整備促進事業のほうで撤去しながら、幾らかでも河川の土砂の撤去をしているというところでありますが、それでも限度がありますので、それについては今後とも要望していくという形になるかと思います。あとは、放射線がまた流出してくるという、流れ込むというふうな部分もありますが、実はいろいろため池のほうではずっと調査を行っております。そういう部分でいくと、余り、水に溶けている部分はないので、ある程度粘土質に付着してある程度固定化されているという状況になっています。ただ、大雨等で流出したりということも懸念されますので、そういうところを考えますと、本来的には除染をしておかなくちゃいけないのかなとは思いますが、村でできる、村管理の河川またはため池については、今後少しずつやっていきたいと思っております。

委員長（佐藤一郎君）　佐藤八郎委員の質疑途中ではありますが、以上で本日の委員会は終了します。

なお、明日は引き続き総括審議を行います。午前10時からこの場にて開催しますので、定刻までご出席くださるようお願いいたします。

本日の質疑はこれで終了し、散会します。

ご苦労さまでした。

（午後４時３１分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成３０年9月１１日

決算審査特別委員会委員長　佐藤　一郎

平成３０年９月１２日

平成２９年度飯舘村決算審査特別委員会記録（第３号）

平成３０年９月１２日、飯舘村役場議場において午前１０時００分より開催された。

◎出席委員（７名）

委員長	佐藤一郎君		
副委員長	高橋和幸君		
委員	相良弘君	佐藤八郎君	渡邊計君
	髙橋孝雄君	長正利一君	

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	菅野典雄	副村長	門馬伸市
総務課長	高橋正文	住民課長	細川亨
復興対策課長	中川喜昭	建設課長	高橋祐一
会計管理者	石井秀徳	健康福祉課長	齊藤修一
教育長	中井田榮	教育課長	村山宏行
生涯学習課長	藤井一彦	代表監査委員	髙橋賢治
農業委員会長	菅野啓一	農業委員会事務局長	石井秀徳
選挙管理委員会書記長	高橋正文		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	但野正行	書記	高橋由香
書記	庄司伸也		

飯舘村決算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（佐藤一郎君）　おはようございます。きのうに引き続き決算審査特別委員会を開きます。

（午前１０時００分）

委員長（佐藤一郎君）　繰り返しにはなりますが、質疑の際は挙手の上、委員長の発言許可を受けてから決算書等のページと事業名、項目等を示し、できるだけ簡明にお願いします。

また、答弁者も同じく簡明にお願いします。

それでは、議案第69号から議案第74号までの６議案について一括して質疑を行います。

これから質疑を許します。

復興対策課長（中川喜昭君）　昨日の委員会で、答弁ができておりませんので、それについて答弁をしていきたいと思います。

３点ほどでありますが、まずは蕨平の減容化施設の計画でございますが、５年間焼却をするということで処理量については計画では36万トンでございます。内容的には除染廃棄物が24万トン、片づけ、家屋解体廃棄物が５万トン、村外から発生する廃棄物ということで７万トンということで36万トンであります。

それで焼却から出る灰の状況はということでありますが、まず焼却施設での今の処理状況でございます。27年度から焼却をしまして今年の７月末時点で14万3,200トンを処理しております。そこから出た灰の発生量でありますが、27年から７月末現在で３万1,800トンでございます。灰につきましては、専用の灰保管庫の中で保管しているという状況でございます。一応環境省の計画では今年30年度に焼却灰も中間貯蔵施設のほうへ3,000袋ほど搬出を予定しているということでございます。

３点目が、片づけ回収ごみの実績はということでありますが、平成26年度から回収しまして29年度までが合計で17万2,807立米を回収しているという実績でございます。

なお、30年度につきましては長泥の帰還困難区域のほうも運んでいるということで、今年度分でありますが116トンほど長泥の分を回収しているという状況であります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君）　今の書ききれないので後で資料でください。あちこち書きましたけれども。

除去土壌の保管対応なんですけれども、国から１キログラム当たり8,000ベクレル未満は再利用できるかのような対応、指示があるというふうに村も言っていますので、これ本年度の対応は検討どうされたのか。今のところ長泥での実証事業に云々という話ありますけれども、きのう瓦れきの話もありましたので、使っていると。瓦れき、何だ、何か使っていると、何か、あれか。コンクリの砕いたやつか。何かそういうの使っているとかって話もありましたので、県内でもいろいろ運動もあるようですけれども、二本松では道路に使おうとした際、住民の反対運動で環境省が道路施設利用をやめたという実態もありますけ

れども、飯舘村はまだ放射能のいっぱいあるところだからその基準をどんどん守って、村内に8,000ベクレル以下は残していくんだという方針なのか。対応と課題、どのような検討をされているのか伺っておきます。

復興対策課長（中川喜昭君）　今のご質問は、長泥における環境再生事業のご質問かというふうに思っております。国の除染から出る廃棄物については濃度関係なく全て運び出すというのが今のそれぞれ地区でお世話になっております廃棄物の対応でございます。中にはやはり放射線濃度の薄い土もあったり、実際にはかるとありますので、いわゆる国では8,000ベクレル以下の部分を再利用をしてはどうかということの計画がありまして、28年度南相馬でその再利用の実証をしたところであります。やはり除染から出た土をある一定の濃度以下のものについて再利用をということでの実証をやりまして、私自身もその現場に行って内容を見てきたところでございます。盛土工事という形での内容でありますが、それらを受けまして長泥の南手の農地ですね、これはそこに限定させていただく状況でありますが、今のところ5,000ベクレル以下の土に分別をしながら、その土を盛土をするという計画でございます。それで、まずはその分別ですね、きちんと濃度で分けられるのかということと、あとはその盛土した後、農地として活用するという部分もありますので、その土で作付した場合影響はどのようにあるかという部分も今後実証するということで、まずは盛土のその分別の状況、あと分別した土の再利用した際にその作付での農作物への影響はどうなるのか、移行等はどうなるのかという部分を実証していくという計画でございます。

今年度、来年度当初までその実証はなるのかなと。それらの結果を踏まえて本事業を検討するという内容になっておるところであります。一応今年度使う量については、約9,000袋を実証では使うという計画をしているところでございます。

以上であります。

委員（佐藤八郎君）　昨年、昨々年か、南相馬市でやられた、昨年かな。その結果もらっていますけれども、あの地はその後どういうふうに活用されてきているのか、29年度に現地見てきたというのは南相馬なんでしょう。

復興対策課長（中川喜昭君）　私見に行ったのは、その作業をしているところの状況を見に行ったということでございます。それで、その実証した南相馬の小高区での場所でありますけれども、今現在もその盛土をした状況でそのまま置いてあるということで、いわゆる雨が降った際に地下にどのように地下水が浸透するかとか、そういうものの調査をまだ継続して行っているということで現場はそのまま残してあるという状況だというふうに聞いております。

以上であります。

委員（佐藤八郎君）　南相馬のその置いていろいろ検査も継続しているんだという。その去年の中での検査結果は聞いていないんですか。

復興対策課長（中川喜昭君）　検査、調査をした中で異常はないというふうに聞いています。

委員（佐藤八郎君）　それは後で南相馬のほうからいただくとして。飯館もそういう流れになって、その後の検査、調査が続くということで理解していていいんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君）　実証する中で安全・安心が確認されれば全体の本事業という形

で進める形になります。そういった際に、作物等も作付するという部分もありますので、それらの作物の移行、あとは地下水の状況も調査する形になるかというふうに思っております。

以上であります。

委員（佐藤八郎君）　所信表明か提案理由か質問の中でか出ていますけれども、いいたてホームの労働者確保のために外国人の労働者について可能かどうか検討をするというお話ありましたけれども、労働者確保のために１年間どんな検討なりいろんな雇用拡大のためにしてきた運動、活動について報告願います。

村長（菅野典雄君）　震災になって、全村避難になったことによって従業員が非常に少ないという。随分募集をしているわけでありますけれども、なかなか満たすわけにはいかないということですから当然飯舘村に限らず全国的に外国人の労働者の方、あるいは研修としての入り方というのが必要だろうということなんですが、なかなかやっぱり福祉部門、介護部門については何ていうんですかね、積極的な国の姿勢がなかったわけでありますけれども、多分私の記憶では定かではありませんが、１年かそのぐらい前に大いにこれからやるべきだと、こういうことに国のほうが方向転換をしたということで福島でもかなり前からその動きを国のほうに言っておりまして、そう遠くないときにいろいろ、いわゆるその日本語の勉強をするなども福島内でやりたいという話も伺っているということでありまして、まだまだ現実に入る段階までには、募集する段階までにはまだ至っていないんですが、そういう国の制度なりあるいは福島県としてのその受け入れる状況ができない中で、なかなかそう簡単ではないなという気はしますが、もう既にあちこちの工場はいろいろな形で入っているわけでありますから、これから大きなやっぱり１つの方法だと、このようには考えています。以上のところで、まだ検討段階といいますか、行く先を見ているというこういうような状況でございます。

委員（佐藤八郎君）　国の動き、確かにそういう方向で舵を少しは切ったという話は聞いていますけれども、当飯館の福祉会の中ではこの労働者の確保のために努力というか、何か工夫などあるんでしょうか。現実対応として、現実がこうであればなぜ福祉労働者が少ないかというのがあって、それを確保するのにはということで今村長から言われたように、全国的な問題なので当村云々という形にはならないと思いますけれども、その辺県や国の要望も含めて検討と実際に動いている行政としてやっていることを伺っておきます。

村長（菅野典雄君）　29年度の話でありますけれども、ほとんど毎月とはいきませんが２カ月に１回ぐらいお知らせ版で募集をしています。もちろん職業安定所、今は名前何ていうんでしたっけ、ハローワクのほうにも伝えています。それからもう一つは、結構ほかから来る方がぽつらぽつらと手を挙げていただいて応援していただける方がいるものですから、去年ですかね、いわゆる役場の脇の伊丹沢の分譲住宅の中で建物を壊す方に声をかけさせていただいて３件安く譲っていただいて、リフォームをして、そこに住みながらできますよというところで、今現実には東京から１人の女性がその分譲の住宅に入って働いていただいているということでございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君）　労働者確保難しいのは原因というか、考えられることは何だと思いますか。

村長（菅野典雄君）　やっぱりこの原発事故で村が全村避難したというのが全ての全てだというふうに思っております。

委員（佐藤八郎君）　いいたてホームの職場環境は現在はずっと何回か除染をして安心・安全な環境だというふうに言われていますけれども、どんな実態になっているでしょうか。

村長（菅野典雄君）　確かな数字は見ておりませんが、２回ぐらいやっていただいているようですから全く大丈夫だというふうに思っております。なお、室内はさらに、さらに低いために、いわゆるその入居者は避難しないで済んだということもありますので、環境としてはこの学校関係とそう変わらないぐらいの状況になっているというふうに思っております。

委員（佐藤八郎君）　質問を変えます。

地域携帯電話は普通は地域解消事業で佐須の滑地区、鉄塔建設したわけでありますけれども、この事業では何キロ圏まで大丈夫なのか。村全体を通して実態として電話不通話地域というものはどのように現在捉えているのか伺っておきます。

総務課長（高橋正文君）　携帯電話の不通話地域ということでありますが、その基地局から何キロのエリアが通話可能になるのかということでありますが、それは資料を持っていませんので調べさせていただきたいと思います。

不通話地域の解消につきましては、今年６月、７月ですかの区長会の折にも区長さんにお願いして、行政区の不通話地域の確認を29年度ではありませんが30年度に進めております。現在、取りまとめたその結果をもとに村内全域の不通話地域の解消を目指すということで、県や国にその基地局の建設について予算等のお願いをしている状況でございます。

委員（佐藤八郎君）　地域的には村内ではどの程度の地域が不通話というか、なかなか聞こえにくいというものがあって、その全カ所を予算なり事業要望をしているということですか。

総務課長（高橋正文君）　不通話地域については、村内全行政区を調査しておりますが、行政区によって数件あるところ、一部の地区まとまった家屋があるところ、不通話のところもございます。ただ、その数戸ですね、１戸、２戸のところの解消につきましては、基地局をつくるというのも投資効果がございませんので小型の増幅器ですか、そういうもので対応できないかということで現在庁内でも検討をしております。ただ、国・県にお願いする予算については、ある程度の受益者がまとまっている基地局の建設については現在予算等のお願いをしていると。その小さい地域については庁内で検討中ということでございます。

委員（佐藤八郎君）　いつも川俣から来ると水境あたりになると下がったところも含めて聞こえにくいというか切れたり、あとは大倉から来てかいてきだ道来ると木戸木云々切れたり、今はよくわかりませんけれども。この村境とか全体的に保原、伊達のほうもそう、そういう点ではどのように、自分たちだけという話でもないでしょうから隣接市町村との関係ではどのような検討なり協議があるんでしょうか。

総務課長（高橋正文君）　県道とあとは町村境の件でございますが、震災当時は県道12号線の八木沢から原町に向かうところに、あそこも不通話地区だったんですが道路沿いに小型の中継地といいますか基地局をつけて、八木沢あたりは現在は通話可能の地域になっており

ます。そのようなやり方もあるということは承知しておりますので、その委員おっしゃるところ、町村境の電波の弱いところ、また県道12号線沿いの電波の弱いところ等の対応については今後県とご相談させていただいて解消できるように努力してまいります。

委員（佐藤八郎君）　そうしますと、昨年度の中では具体的な協議とか県に云々はなかったということですね。解除が決定されて戻ってくる中での具体的な県と協議はまだだと。それで今年からそういう部分はしていくというお話ですか。

総務課長（高橋正文君）　昨年度までは、委員おっしゃった今の県道沿い等の協議はしておりません。ただ、滑地区のようにある程度受益者がまとまったところの基地局の建設については協議を昨年までして、昨年その滑地区は実施したということであります。具体的に全村、全行政区について調査をしたのは今年度からしたということで、今後対応してまいります。

委員（佐藤八郎君）　空き家定住をどんどん村外から移住者をふやす流れの中では、このことは非常に、光ケーブル線が入ったというのもありますけれども重要な視点かなって１つは思っているんです、今のＩＴ社会の中で。だからそういう意味では、昨年避難解除されてどれだけその辺を検討し協議されたのか、ちょっと関心があったものですから。今後そういうことで進めるということでその点。

それでは、別質問ですけれども、被災地域農業復興総合支援事業費７億7,000万円ですけれども、17組合への使い方と成果聞いておきます。

復興対策課長（中川喜昭君）　資料を求められておりますので、別紙の資料の９ページに畜産農家の補助事業の活用状況という形で載せさせていただいております。国のほうの事業につきましては、被災地域農業復興総合支援事業ということで加速化交付金の活用と、県のほうは１つはプロフェッショナル形態創出事業ということで補助率が10分の３の事業、あとはいわゆる12市町村の農業者支援事業いわゆる４分の３事業が県の事業であります。村につきましては、県の４分の３事業に上乗せの５％補助が飯舘村営農復興支援事業ということと、あとあわせまして畜産再開素牛導入支援事業という形でそれぞれ状況を載せさせていただいております。

資料的には１番のＡという方につきましては、避難先で営農を再開したということで相馬でやった際にトラクターの購入があったということであります。トラクターにつきましては、避難先での牧草用に使用するということでの購入であります。あと、29年度から村のほうに返ってこられましてパイプ型の牛舎３棟ほど建てています。合わせて素牛につきましては29年度に１頭を導入ということで、村の80万上限とした60％までが補助ということでの48万の支援をしているという状況でございます。以下、２番から６番までについてはパイプ棟の牛舎、あとは機械導入をしているということであります。あと７番目のＧの方は中島村で県のほうの10分の３事業を受けて事業を行っていると。あと８番、あと10番につきましては素牛導入の事業を組んでいるということであります。あと９番の方については、県の４分の３事業でトラクター、あとはその附属部分を４分３の補助で買っていただきまして、４分の１は負担していただくと。あと村のほうから５％上乗せという形でやって、あと素牛導入という形でございます。

以上であります。

委員（佐藤八郎君）　この対象者は住所が飯舘にあるうちは今後も続くということになるんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君）　国、あと県の補助ですね、４分の３事業については多分復興創出期間の補助期間かなというふうに考えておりますので、今のところは32年度までかなと思っております。村としては、村内での営農再開を目指す方を支援していくという姿勢でおるところでございます。

以上であります。

委員（佐藤八郎君）　この方々への助成をしているわけですけれども、飯舘村にほとんどの方が戻ってきてやるという方向になっているんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君）　国のほうの加速化交付金ですね、28年度から村内での営農再開する方について、村を拠点としてやっていただきたいという話をしておりますが、その前については避難先、村に戻ってこれないという状況もありましたので避難先で営農を再開していただいております。ただ、再開するそのとき、国のほうへ申請する際には将来的には村に戻ってくるという約束の中で導入をしているという状況でございますので、今後村のほうに戻っていただくというふうに考えているところでございます。

以上であります。

委員（佐藤八郎君）　この事業で補助を受けるのはいいんですけれども、そういういろんな規定があると思うんですね。それに沿って、沿わないといずれ補助金返還とかいろいろ問題が起きたら困るんで聞いているんですけれども、これはそれぞれ機械や牛やいろいろあるので、それぞれ違うんだろうと思いますけれども、何年という期限とか、今言ったように村に戻る条件とか、牛であれば素牛を売るということは何年を過ぎたら可能なのかとか、いろいろ条件あると思うんですけれども、その辺で心配する必要はないんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君）　国のほうの補助を使う際は、国のほうで75％の補助、あと25％には震災特交という形で合わせて100％の補助になるという形になります。それで、一応事業主体は村という形になります。ですから、例えばＡさんの建てたパイプハウスの財産を持っているのは村と。そしてＡさんに貸し付けをしているという状況でございます。それで、その事業を進める際にはその貸し付けをするというときに確約書を取って、その中で事業を継続するということの内容をうたっているところであります。それで村としては村の財産ということでありますので、それぞれの耐用年数までは実際に使っていただくようにという話をしております。ですので、パイプハウスについては10年であります。あと機械等は７年か８年が耐用年数ということでありますので、その期間は村の財産であるということでありますので継続をしていただくというような内容で話をしているところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君）　ちょっとね、前のことですけれども、例えば車屋さんが車搬送車を一気に何台も村で入れたんですけれども、あれも貸し付けなのかどうかわかりませんけれども、古いのと新しいのがあってね、古いの売って新しいの使えばいいんですけれども、ほとん

ど動いていないものをみんなして入れたんですけれども、ああいうことがこの事業でも起こると何だっていう部分あるんですよね。公費だと言っても、100%補助だからと言っても、村が貸し付け事業者みたいなものでしょう、これ。だから確約書取っているって、それぞれの確約書を見たことないですけれども、ほとんどのものは税金申告で言われるものの減価償却が年数になるというお話ですから、その間は動かせないということで。素牛の条件は何かあるんですか。

復興対策課長（中川喜昭君）　条件的にはこれといったものはございませんが、一応28年度に素牛導入の補助金交付要綱を決めておりまして、その中で先ほどの補助率60%以内というような形で今１頭当たり48万を上限にするということと、あと年度を一応31年度末までの期間とか、あとは10頭以内の導入しかできないというような要綱の中では定めているところでございます。

以上であります。

委員（佐藤八郎君）　そのことも含め、さっきの確約も含め、私らに資料もらえませんかね。聞かれてもなかなか答えられないので。

質問変わりますけれども、福島再生加速化交付金１億3,600万。たしか丸投げなのかな、どうなのか。使い方と成果。

委員長（佐藤一郎君）　質問の内容が理解されていないようなので、もう一度。

委員（佐藤八郎君）　いや、言ったとおりだよ。福島再生加速化交付金。

復興対策課長（中川喜昭君）　福島再生加速化交付金の活用、それで全てが加速化交付金に使われているんです。営農再開の部分、あとは先ほどの建設課でやっている事業も全てその事業なものですから、その１億何ぼというのは何の事業で１億。ページ数はわからないですよね。去年のデータで。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤一郎君）　暫時休憩します。

（午前１０時３８分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤一郎君）　再開します。

（午前１０時５０分）

委員長（佐藤一郎君）　なお、本委員会は平成29年度決算に係る質疑としてください。

総務課長（高橋正文君）　先ほどご質問をいただきました、携帯電話の基地局のエリアの件でありますが、山間部とか地形によっても違いますが約１キロから３キロのエリアに電波が届くということであります。この滑の鉄塔は14.9メートル級の鉄塔でございまして、地域解消の受益者としては10世帯43名でございます。

委員（佐藤八郎君）　先ほどの質問は、議事録を見た限りで何なのかって不思議に思っていましたけれども、正解は52億9,113万8,475円の交付金でありましたので、全体的にきのう今日とまた聞いていますので、その部分については質問を取り下げておきます。

次に、ページ15ページのタブレット端末の予算ありますけれども、利用実態と課題を。今年は違うものに転向というかされたようですけれども、伺っておきます。

総務課長（高橋正文君）　タブレットの利用ということでございますが、今委員からありましたとおり、今年度の10月から新たなタブレットに更新するということになってございます。29年度までの利用でありますが、約2,300枚ほどタブレットを配っておりますが、利用については常時使っているのは約800枚ということでございました。ただ、30年度からはそのタブレットは廃止ということで更新されて、今まで無料で使っていたものは今度１カ月、月額2,000円弱の使用料が発生するということで今後１カ月1,500円程度で有料になるということで今度更新、配付の会を計画しているところでございます。

委員長（佐藤一郎君）　質問者は資料のナンバーとページ数わかるのであるならばページ数を言っていただければと思いますので。

そのほか質疑ある方ございませんか。

委員（佐藤八郎君）　村民の方、配られたものをご心配しているようですけれども、回収なりそのままなり、使う人は料金が発生する。いろいろあると思うんですけれども、その辺は今後なんでしょうけれども周知して徹底していかないと、なんか心配して。最初から袋でもらって、そのまましまってずっといる人も大分見ていますけれども、その人はそのまま持ってくればいいのかもしれませんけれども、どのようになっていくのか。

総務課長（高橋正文君）　タブレットについては以前から何回かお知らせ版等でその取り扱いについては周知しているところでございますが、旧タブレットにつきましては必要のないということで村にお返しいただくという場合は村にお返しいただいても結構ですし、無償貸与ということになっておりましたが、現在のところその回収については考えておりません。村のアプリ等は使えなくなりますが、必要なくて村に返す方以外はご自分で処分をしていただくということで考えております。

委員（佐藤八郎君）　質問を変えますけれども、きこりの管理業務、保守点検、修繕など実施しておりますけれども、実施したことに加えて利用と課題はどんなことになっているのか伺います。

あと、民家園の屋根を鋼板製に変更というのをやったんでしたっけ、これからの話でしたっけ。

復興対策課長（中川喜昭君）　まず１点目、きこりの管理運営であります。29年度につきましては、宿泊も開始するということで５月８日から宿泊も開始しているということです。28年度には風呂をオープンさせまして、29年度については宿泊を５月連休後から始めたということであります。それで従業員のほうも施設の責任者含めて７名の方々を雇用しながら１年間やってきたということでございます。課題という部分では、食事の提供ができない中進めてきたということでございますが、素泊まりという格好で、あとはその食事については持ち込みという形でご利用いただいたということでございます。それで、一応宿泊者は1,964人、29年度で1,964人。あと入浴の方が3,741人で、合わせまして5,705人の方がきこりのご利用をいただいたということでございます。運営につきましては、独立採算という部分までいかないところでありますので、国のほうの交付金を活用させていただいて運営をしてきたというところでございます。やはり今後、食事の提供が今後のやはり課題かなと、重要課題になるのかなというふうに思っているところであります。

続いて、民家園につきましてはページ61ページのほうに、上の村民の森管理事業の中でありますが、下のほうに工事請負費ということで民家園ふるさとということで、カヤぶき屋根から鋼板の屋根に変えたと。あとは内部塗装、あと照明ですね。前は座敷の部分に1灯でありましたが、間接灯もつけながらやってきているという状況であります。あと、エアコン等も単費ではありますが取りつけをしたり、あとはトイレ関係も水洗化を図っているという状況でございます。交付金活用で国のほうから財政支援をいただくということで、前と同じグレードのものについては補助金対応でありますが、先ほど言った照明ですね、台数を多くするとかエアコンとか、あと水洗化については単費で事業を組んだということでございます。

以上であります。

委員（佐藤八郎君）　施設全体としては、駐車場含め施設全体使用可能になっているのか。あとは、屋根の鋼板にしたのはカヤぶきの上に鋼板をかぶせたのか、全部取ってしまってやったのかをお聞かせください。

復興対策課長（中川喜昭君）　まず工事、民家園の話でございますが、全て改修をしたということでございます。フル活用ができるという形になっております。それで、カヤぶきから鋼板製の部分については、鋼板をかぶせるに当たって邪魔になるカヤぶきを取って、残ったカヤぶきの上に鋼板を設置したという状況でございます。

以上であります。

委員（佐藤八郎君）　きこり内の施設はどの部屋も全部フル稼働で利用できるということ。

復興対策課長（中川喜昭君）　今、お話いただきましたように、きこりについては全て使える状況でございます。ただ、二段ベッドの入っていた部屋で6人くらい泊まれる部屋があったんですが、やはり二段ベッドはやっぱり今のニーズに合わないということで二段ベッドを取り外しまして、普通のシングルサイズのベッドを2つ入れて、6人から4名の宿泊定数にしながら改修をしたということで、後については全て前の状況と同じ内容になっております。

以上であります。

委員（佐藤八郎君）　質問変えますけれども、室内放射線量測定機器購入補助ということでありますけれども、実態としての購入実績、管理のあり方、伺っておきます。

復興対策課長（中川喜昭君）　ページ64ページになります。下から3行目の室内放射線量測定器購入補助ということで80、資料ナンバー7です。ページ64ページに記載してありますが、室内放射線量測定器購入補助で実績としましては記載あるとおりに86件であります。補助事業でありますので、本人に購入していただいて6万を支払いいただいて、その領収証等を役場のほうに申請いただいて2分の1でありまして3万の補助ということで86件で3万で258万ほど支出をしておる状況であります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君）　飯舘村、何で放射線にかかわってきたかと言えば、事故が起きて放射性物質が落ちた。ご存じのように除染はされたといっても約85%の土地のものは置いたままなので、今後避難解除されてから来年は今度帰還困難区域も住宅費打ち切りということな

ので、今度は最終決断の時が来るんではないかと、村民にとってね。そうした場合、村に戻ってくるわけでありますけれども、非常にそういう意味では自然を自由に歩いたりなんなりいろいろしていくと思うんです。だからこの室内放射線量の画面に出るやつなんでしょうけれども、あの機能がどこまでどういうふうに持ち歩いてもスマホやタブレット的な活用できるのかどうかわかりませんけれども、その辺はこの機器でどこまで活用できて、今度避難解除に伴って家屋除染打ち切りによって戻ってくるであろう方々の安心・安全の放射線測定はどういうふうになっていくんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君）　昨日来からの除染によりまして、除染の後の放射線量のご心配をいただいているところでございます。村としましては、やはり発災後、事故後どれだけの線量が村の中にあるのか、地元がどうなっているのかということで各行政区ごとの農地宅地の線量をはかりましてお知らせ版で毎月２回お知らせをしていると、あとはやはり自分の地区がどうなっているかって心配だということでありますので、国、県のモニタリングポストのほかに村で90基、村の事業として設置をしながら村に帰って来られる方々に自分の地域の線量を知ってもらうということで、モニタリングポストの設置などもしてまいりました。村としてはやっぱり村民の方々の健康を守るというのが一番であります。ただ、現状を知ってもらうというのも１つの村民の方々にも安心を与え、あとは心配もされる部分もありますが、そういう意味で外の部分については対応してきたということでございます。それで、村民の方が戻ってくる家の中はどれだけあるんだろうというような心配の声も聞いておりました。そういう中でメーカーさんと、その外にあるモニタリングポストと同じ機能で室内ではかれるものを開発できないかということを２年近く相談しながら、今その各お宅に補助として導入しております室内測定の事業を組んできているところでございます。やっぱり家の中に飾っておくばかりではなくて、外でもちょっと見たいということで、当初は電気しか電源はとれない状況であったんですが、後から電池式でも可動するように変更しまして、今現在外のほうでも調べられる状況にしているという状況でございます。

　以上であります。

委員（佐藤八郎君）　村では90基設置モニタリングポストなんでしょうけれども、それは継続なり変更なり、場所とかは今のところはどういうふうに考えておりますか。

復興対策課長（中川喜昭君）　村で設置したモニタリングポストについては、村民の方々から仮々置き場を置く際に、その周辺の線量が心配だという声が多くありました。ということで今設置しているところが仮々置き場付近の道路沿いにほとんど設置しているという状況であります。今後、仮々置き場の除染廃棄物を運ぶ状況になるかと思いますが、当面は場所を変えずにそこに設置をしていきたいというふうに考えております。

　以上であります。

委員（佐藤八郎君）　資料を提出求めていますのであれですけれども、国保の加入の診療要因についていただいていますのですけれども、全体的に健診比率はそれぞれ横ばいなのかな、実態としてはね。病気診療要因もそうは変わらない。平成29年のこれ件数は幾らでしょうか。それぞれの。

住民課長（細川　亨君）　件数については、今手持ちの資料にありませんので、件数出るかどうかはわからない状況なんですが、あくまでこの順位については医療費の順位ということになっておりますので、こちらのほうよろしくお願いしたいと思います。

委員（佐藤八郎君）　次の資料も私が請求したと思うんですけれども、そもそも震災前を考えてみますと、犬を飼っていて注射を受けることで登録、わざわざ犬連れて来て登録っていうのを余り覚えないんですけれども、その辺のことも含め注射費用的にはどのぐらいかかるのか。

住民課長（細川　亨君）　まず、登録料が１頭当たり3,000円となっております。あと、注射料が獣医さんに払うお金と注射済み表で3,050円ぐらいだったと思います。そんな形でやっておりますので、あとは件数もこちらに表記のとおりになっておりまして、震災前と比べますとちょっと注射率が下がりあんばいではありますが、こちらも愛護団体のほうに預けている関係上なかなか数値がはっきりしたところが上がってこないという状況でありますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

委員（佐藤八郎君）　そうしますと48％ですから、この倍ぐらいは犬はいるということ、推測はしてはだめなんでしょうか。

住民課長（細川　亨君）　犬の頭数はこの頭数で登録はしてありますが、いかんせん皆さん避難しておるものですから、あとは愛護団体に預けているという状況の中でなかなかしっかりした登録件数がつかめないという状況もあります。届け出があるものは登録件数から減っていくんですが、そういう中で注射率だけが低くなっているという状況ですのでご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

委員（佐藤八郎君）　本当に犬については愛護団体のおかげでこの７年間生き延びたり健やかに成長しているなというふうに思っていますけれども、この愛護団体に現在預けている頭数、犬の数は幾らでしょうか。

住民課長（細川　亨君）　震災時、大分混乱の中ペットを預かっていっていただいた経緯はあります。ただ、村としましてはそういうふうな状況の中で愛護団体さんを紹介したということでありまして、実際の頭数については把握できておりません。

以上です。

委員（佐藤八郎君）　たしか証明書、資料もそうでしょうから、ですけれども、余り比較としては変わっていない現状ですけれども、これに今はある証明書というのは死亡とか誕生とか結婚とかいろいろあるんでしょうけれども、そちらの推移はどうでしょうか。

住民課長（細川　亨君）　昨年も死亡者の推移ということで聞かれた分あります。死亡者数は年間80人ほどで推移しているということで、ここ４年間大体80人台になっているという状況であります。出生届、婚姻届、そちらの件については今数字つかんでおりませんので、そちらのほうは後ほど報告できればなと思っております。

委員（佐藤八郎君）　パークゴルフ場、きのうも質問ありましたけれども、私の記憶違いか、八和木、前田のほうの牧野ってお話もあったような気がしたんだけれども、それはわかりませんけれども、その他きちんとお話で要望が出たところはないんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君）　パークゴルフ場の整備する用地の部分でありますが、平成28年

度に基本設計を立てるということで予算化しておりまして、どの場所にということを考える際に村のほうとしてはその土どり場の跡地を利用してはどうかなという思いがありました。やはり実際に使われる方々、パークゴルフ協会も設立してありましたので、境界の方々と相談しまして一応予定地という形でそこの土どり場と、村民グラウンドと、あと大森と、あとはあいの沢の広場と、あとは昔の孫兵衛といいますか今は特老の南側に盛土した土地があるんですが1ヘクタールくらいの、そことあとは深谷拠点の後ろの広場というような話が出されました。それで一応最初に土どり場のほうの状況を見ていただきまして、協会の方々はそこの場を見た瞬間にこの場所でいいなという話になりまして、あとの5カ所ですね、復興拠点の部分は村の計画があるという話もしたり、あとあいの沢の広場的にはもう面積的には18ホール取るには足りないというようなこともあったものですから、その辺は見ずにということですが、そのほかにも村民グランド、あと飯舘高周辺の農地という部分も見ずにパークゴルフ協会に見ていただいた方々には土どり場のところがいいでしょうというふうになりまして、すぐさま基本設計を発注して計画を立てたところでございます。その後、その報告を議会のほうにしましたら、やはり村民グラウンド、あとは飯舘高周辺の農地でも検討したらどうかということで29年度にその基本計画をあとの2カ所分を立てまして比較検討をしてきたというところであります。一応、パークゴルフ協会の方々とは協議のつめの中で進めてきているという状況でございます。

委員（佐藤八郎君）　あそこ、そこになるということになりますと、当然村民だけ使用というものではなくなって、多種多様に使用していただくという方向になると思うんですけれども、そういう意味では道路網も含め交通安全の部分では何か検討されているんでしょうか。

復興対策課長（中川喜昭君）　基本計画を立てる際に、業者のほうとの話ではやはり交通事故等の部分も含めて検討が必要という形でございます。村民グラウンドにおいては、一方が2.5車線っていうんですか、2車線化までされていない状況でありますけれども、大型車が1台通れるかなということと、あとは町裏線という狭い道路があって、ちょっと道路の交通安全としては向かないのかなと。あとはその飯舘高の農用地については、あそこの部分、道路が農道改良をずっとしてきたと、それはあくまでも農作業をするための農地ということで、そこに農地をつぶしてパークゴルフ場になればその農道の補助金も返還になるかなということで、なかなかそこの道路関係も難しいという形でございます。センター地区については2車線化になっておりまして、あと進入路、あと中に駐車場という形になります。つくる際には左右確認ができるような状況もと考えておりますので、そういう意味では比較検討する中で道路的には土どり場、センター地区が一番安全性がとれるという確認はしているところでございます。

以上であります。

委員長（佐藤一郎君）　ほかに質疑ある方ございませんか。

委員（佐藤八郎君）　暫時、休議を求めます。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤一郎君）　暫時休憩します。再開は11時30分とします。

（午前１１時２３分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤一郎君）　休憩前に引き続き委員会を続けます。

（午前１１時３０分）

住民課長（細川　亨君）　先ほどの質問でありますが、飯舘村の出生数、離婚届、婚姻届の件数ありますので、ただし飯舘村に本籍のある方、いわゆる3,588籍で8,598人、こちらの方が対象になりますが、出生数が77人、婚姻届が69件、離婚届が22件、こちらが本籍のある方の届け出でございます。村居住の住民票を置く方の人数については、これより少し減るという状況になっております。

以上であります。

再度お話しますと、飯舘村に本籍のある方、資料７の21ページの一番上に戸籍、本籍が3,588籍、8,598人、こちらの方の中で出生届け出があったのが77人、婚姻届が69件、離婚届が22件ということであります。住民票のあるなしにかかわらず本籍のある方でありますので、飯舘村にある住民票のある方についてはこの数字よりは低くなるということでございます。

委員長（佐藤一郎君）　そのほか質疑ございませんか。

委員（佐藤八郎君）　制服作成にかかわる資料をいただきました。このいただいた資料で他の市町村の制服と比較してどういうふうにするんでしょうか。どこをどういうふうに違いを見ればいいんでしょうか。

教育課長（村山宏行君）　他の市町村との比較ということでございましたが、今回載せた資料は平成28年度、これは一般の市販されている制服を購入をして、そして村として被災児童生徒の就学支援事業で支給をしておりましたので、そのときの１人当たりの金額を参考に載せさせていただきました。つまり、一般の市販されている学生服、セーラー服という形になります。これでいきますと、内容が学生服、スラックス、ワイシャツ、セーラー服というような形でございまして、１人当たり６万と163円というのが村として、これまでの制服を続けていた場合の金額というふうな形になります。そして、29年度実はこれが改めて制服をコシノヒロコ先生にデザインいただいてつくったものがこちらの数字になります。制服400人分ということでつくりましたので、１人当たりですと４万6,899円。それから、手数料というのがございます。これは制服の採寸であるとか、子供たちのその例えば大きかった、小さかった、そういうところに取りかえたり、いろんな手間がかかりますのでそういった部分を含めて６万3,461円でございます。それから、28年度中には運動着のほうも支給をしておりましたので、運動着こちらもデザインのほうを改めております。つまり小学校、中学校、同じ同一のデザインで色が違うというふうな形に改めましたので、こちらの金額が１着当たり、１人当たり１万4,842円ということで、運動着、制服含めますと７万8,303円ということになってございます。単純に比較しますと制服ふえているかなというふうに思うんですが、内訳のほうを見ていただきたいんですが、コシノ先生のデザイン上、上着とそれからスラックス、夏冬デザインが別でございます。それから長袖シャツ、こちらについても２枚支給しておりますし、半袖シャツも同じく２枚。また、女子のスカートについても夏と冬別ということがございますので、そういったところで枚数がふえている

というところがありますので、このような金額になっているということでございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君）　夏冬別なので全部２枚ということと、内訳のスラックス夏冬これも２足、長そでシャツ２枚、半袖２枚。ということが含まれててこのようになるということでしょうか。

教育課長（村山宏行君）　はい、そのとおりでございます。

委員（佐藤八郎君）　400人分の制服は今後どのように活用されて、どういう保存の仕方しているのかわかりませんけれども、ずっと今後400着あるうちは使うことなのか、どういう見通しを持っていらっしゃるのか。

教育課長（村山宏行君）　制服につきまして、型紙をつくるという関係もありますから400着ということで、正確には400人分ということで小学校の男子が100、女子が100、中学生の男子が100、女子が100ということでありますから、中学校だけで見ますと、例えば男子だけでみますと100着という形になります。そこで一番出るそのサイズというのもありますから、そういったところでサイズを展開をさせて、そしてつくっていただいたと。当然在庫があります。こちらについては今後入学されるお子さんに支給をしていくというふうになるかと思っております。また、保管につきましては随時対応できるように衣料品組合のほうに何着かは置いております。ただ、大量の部分ですね、そこの部分については制服製作いただきました会社のほうで保管いただいているというのが多いということでございます。

委員（佐藤八郎君）　会社で保管、無料でしょうか。あとは、100、200、100ということなんですけれども、使用したものは終わりですよね。新しい人ということになってくるので、いつか100が100人突破するとなくなるんですけれども、なくなったときには同じものをまたつくるということになるんでしょうか。

教育課長（村山宏行君）　まず保管料でありますが、製作会社のほうで保管、こちらについては今善意で無料で預かっていただいているような状況でございます。また、男子100、女子100と中学生になりますけれども、こちら当面は間に合うということがあるのでここ３、４年は大丈夫かなというふうには思っております。その後については、継続してやる場合には改めて何着かを足していくような形が必要というふうに思っております。

委員（佐藤八郎君）　飯舘村の学校に通う子供にとっての制服、運動着にるる聞きました。これ飯舘村に住所ある子供さんにとって14％というお話聞いています。そうしますと、残り86％の子供たちはこの予算執行に該当しないんですけれども、この方々への対応といいますか、公正公平性から言ってどのように考えていらっしゃるのか、教育長の考えをお聞きします。

教育長（中井田　榮君）　ご承知のとおり、震災以降このような形で全村避難というようなことで、さらに４月から開校になったわけでありますけれども、全体で震災がなければ700名近くのお子様がいて、そして就学をしていただけるというのが流れでありましたが、震災によってそれぞれの家庭の事情、仕事の事情等々があって転校されて、それぞれの地域で頑張っていくというようなことで転校されていったわけでありますから、それぞれのところで教育を受けていただく。ただ、村にあってはそれはそれとしても、今まで村民であ

ったわけでありますから、今村の置かれているその情報発信を継続して続ける。さらには、今のその村の学校をきちっとやる。家庭で言えば実家みたいなものですから、きちっとこの学校を運営していくことが転校していった、避難をしていった、心の復興にもつながるわけでありますから、引き続きその辺は心に銘じて学校運営をしていきたいというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君）　学校運営っていうんじゃなくて、飯舘村の子供なんですね。子供に対して学校を選ぶに当たって、それぞれに考えあって選んでいる。しかし行政執行の中で助成といいますか、支給が違っていることに対してどうですか。

教育長（中井田　榮君）　何度も申し上げますけれども、それぞれの家庭の事情等々があって避難をし、転校をしていっているわけでありますから、そこはそこでそれぞれ転校されていったところで頑張っていただく。あと村は村で、ここに就学していただいた子供たちにはその制度の中の限られた範囲の中で支援をしていく。そうは言っても、先ほど言ったように村の今までの子供たちでありますから、心の復興、さらには情報の発信は引き続きやっていきたいというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君）　飯舘村総合健診内容、私もらったのかどうかわかりませんけれども。個人負担なしでずっと健診勧めていますけれども、この表を見る限りでは総合健診ですけれども甲状腺とかいう検査については全体的にどういうふうに推移しているのか。

健康福祉課長（齊藤修一君）　甲状腺検査につきましては、今現在、県と村隔年ずつで検査引を続き行っているわけなんですが、震災以降経年によります傾向かどうか徐々に受診される当時お子さんですか、そういった対象者が少なくなっているということがあります。特に29年度につきましては、受診された人数が158名というふうになっております。対象者が当時の子供たちが1,135人ということで13.9%の受診率というふうになっております。

以上です。

委員（佐藤八郎君）　この総合健診は震災以前と変わった検査、種類は29年度では何かあるんでしょうか。

健康福祉課長（齊藤修一君）　健診の内容につきましては、震災前から比べますと特に中段ほどの県民健康調査、特にこういった白血球等々こういった部分が今回の被災以降ふえている部分だということであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君）　喉とか目の患者がいっぱいふえているように私は村民の方々に聞いているんですけれども、担当としてはいかがですか。

健康福祉課長（齊藤修一君）　特に今までの検査の結果等々におきましては、特段そういった多くなったとかという傾向は見られない状況にあるかと思います。

以上です。

委員（佐藤八郎君）　甲状腺18歳未満という流れで来ていますので、７年で25歳、今ね。それは継続してずっとこの先まであるのか。あと18歳以上を超えていた人でかなり甲状腺にかかっている方いるんですけれども、そのことへの対応はどういうふうになっていくんでしょうか。

健康福祉課長（齊藤修一君）　甲状腺検査につきましては、当時18歳未満ということもありました。そういった中で経年によりましてどんどん大人になりまして、村あるいは県外等々に転出された方々がその後そういった健診、検査等々を受ける場面が少なくなっているかなというふうには感じております。また、この検査につきましてもこの後こういった制度といいますか補助といいますか、そういったことが続く限りは村のほうとしても対応をしてまいりたいというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君）　放射性物質の影響は尿検査とか白血球とかでかなりいろんな点でわかるんだという、そういうお医者さんのお話を聞いたことありますけれども、そういう意味ではこの検査において震災以前に比較してその部分が、白血球は後からという話でしたので、何か変化は見られるのかな。ここのこれは二重丸してるから県民健康調査、二重丸っていうのこれ請求先ですか、負担先。その辺の変化はあるんでしょうか。

健康福祉課長（齊藤修一君）　特に提出しました資料のここのマル・バツ等々につきまして請求関係ということで、今の質問とは関係ない部分であります。それで避難以降どういった症状という部分でありますが、特に肥満、高脂血症、高血圧等がふえている部分が多いかなというふうに思っております。

以上です。

委員（佐藤八郎君）　この７年で亡くなった方、いろいろ死亡要因聞いていると心筋梗塞、脳梗塞、あとはがんとか、詳しく聞くわけじゃないので漏れ伝わる話ではそんなことが多いわけでありますけれども、そういうことでしょうか。

健康福祉課長（齊藤修一君）　避難以降の死亡者数の傾向でありますが、特にこれが一番というような形にはなっておりませんで、毎年それぞれ例えば１位から５位という５つぐらい見ますと、心疾患、がん、老衰、肺炎、脳血管疾患等がそれぞれその間に上下しているような形であります。そういったことで、特段何が多いというような形は見られないかなというふうに思っております。

以上です。

委員（佐藤八郎君）　先ほど産後ケア事業のことに、休憩中に聞いたら対象者いなくてやらなかったということなんですけれども、産後ケアを必要とした人は先ほどの住民課長からすれば出生があるわけですからあると思うんですけれども、なぜ対象というかそういうものが必要なかったのでしょうか。

健康福祉課長（齊藤修一君）　ただいまの産後ケアの部分でありますが、実際的には28年度中に、29年にそういった方が出るであろうということで準備してまいった経過があります。その中で29年度中に転出をしてしまったという部分で該当者がなかったというものであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君）　出生する出生届出す、そうするとそれに必要な事業紹介を村がする、それでも事業申し込みなかった。そうすると今課長が言う28年を見て29年必要であろうという考えで用意した。なんか、なかなか理解しにくいんですけれども、今後もそうするとケア事業みたいなものは必要ない時代に入ったということですか。

健康福祉課長（齊藤修一君）　ただいまの件、大変申しわけありません。今ほど申し上げました部分につきましては、一旦準備をしてきた中で実際出産時点では転出していたということなんですが、これは出産の際に特にひとりでそういった部分が見れない、ヘルパーみたいな制度でありまして10日間泊まり込みをしながら子供の面倒を見ていくという部分があります。そういうこともありまして該当者がいるであろうということで準備した結果、それがいなかった。今後も逆にそういった今若い世代とか、それぞればらばらにいる部分がありますので今後ともそういった方がふえるであろうということで準備はしているところであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君）　何日か前にテレビ特集かなんかわかりませんけれども、自殺者が大変産後に多いというニュースを聞いて驚いたんですけれども、そうしたらその原因は産後の子育てにストレスやら精神的不安がいっぱいあったり、相談する相手いなかったりいろいろ社会全体に影響するようなお話でした、原因はね。飯舘の過去というか歴史を見ますと、やっぱりじいちゃんばあちゃんまでいる家と、単身の子供さんといろいろお話すると違いがあったような気がするし、そういう部分もあってなかなか大変なことなんだなというふうに実感したので、あえて質問しているところでありますけれども。飯舘の人たちは福島に避難しても飯舘って言わないで暮らすとか、県外に行っても福島って言わないで暮らしている人が多いんです。そういう中で子供を出生しているわけですけれども、今言ったように相談相手やらいろいろなかなかない。頼みの綱は飯舘から来る資料なりそういうものに頼ったりいろいろするんでしょうけれども、そういう部分でこの事業そのものが宿泊というのがあって考えさせられてそこに至らないという結果なのかとは思いますけれども、これにかわるというか、出生した産後の人たちのケアというのは何か29年の実態見てどのように考えたものがあるんでしょうか。

健康福祉課長（齊藤修一君）　ただいまの部分でありますが、委員おっしゃるとおり避難以降、家族ばらばらで生活している中でさまざまなストレス等々からいろんな形が出ていることも確かであります。ただ、村のほう先ほど住民課長のほうからもありましたように出生数、避難以降、避難前よりふえている状況にあります。そういった中で、余り大変なことが起こらなかったなということもよかった部分でありますが、担当といたしましても特に産科、産婦人科等々、そこから随時いろんな情報を得ながら、特に心配のあるようなケースにつきましてはその部分に村の保健師等々が頻繁に家庭訪問、そういった健康相談をしながら今まで行っていますし、これからもそういったことを重点的にやらなければならないなというふうに準備しておりますので、ある程度問題はないかなというふうに思っております。

委員（佐藤八郎君）　放射性物質測定結果報告をいただいているんですけれども、２カ所からのものを使ったということになるのか。これ採取場所は１カ所だから１カ所なのか。なかなか専門的な報告書なのであれですけれども、今後こういうものをどんどん使っていくために今蓄積しているというか、材料を保管しているんでしょうか。

建設課長（髙橋祐一君）　まず資料のほうの説明としましては、これ２枚ありますが材料がゼロ～40、ゼロミリから40ミリの材料と５～40ということで単粒砕石というふうな形で２つ

に分かれております。ストックの関係ではありますが、それについてはある程度昨年の段階で隣のところに多少ストックをしながら活用していたということと、今年度に関しては環境省にあるプラントのところのストックヤードで今ストックをしてある部分を随時運搬してもらったり取りに行ったりというふうな活用をしております。今後の活用としましても、まず単粒に関しては暗渠配水の材料として使っております。そのほかゼロ～40の関係については道路の路盤材または村道の穴埋め材料として使っていますので、そういう形で無償でもらえるというふうなことでありますので、そういうものを活用しながらいくらでも事業費を下げていきたいというふうに思っています。

委員（佐藤八郎君）　そうしますと、村でそれを保存しているわけじゃなくて必要なときに申し出て無料でいただいているということになるんですか。その無料でいただく場所というか、保管場所はどこになるんでしょうか。

建設課長（髙橋祐一君）　基本的には環境省のプラントのストックヤードがいっぱいになるまではそこで保管してもらうというふな方向で、あとはそれがいっぱいになってくれば村のほうで保管をしてそれを使っていくというふうな形になっています。

委員（佐藤八郎君）　現地はどこなんでしょう。見て計測できるものだから計測したい、分析したい。

建設課長（髙橋祐一君）　環境省のほうのストックヤードというかプラントについては、外内のところになっています。こちらから草野飯樋線下りまして飯樋川の手前の左側のところで、そこでプラントとして使っております。また多少のストックとしては道路の脇のほうにストックしてあるというふうな状況であります。

委員長（佐藤一郎君）　本日の委員会において質疑者が佐藤八郎委員だけの状況となっております。

これよりお諮りしたいと思います。これで質疑を全て終了したいと思いますが、委員の皆さんのこれに賛成かどうかお諮りしたいと思います。

委員（長正利一君）　今の諮り方、ちょっとまずいような気がします。このような機会がばんたびあるんだったら、後の機会もそれは理解できますけれども、大事なこの決算審議のときに佐藤八郎議員がこれ以上質問ないということであればそれに越したことございませんけれども、まだまだあるとすればこの日程の中でやっぱり審議を尽くすのが当然であろうと思います。そんなことで、ここで賛成反対で処理するのはいかがなものかなと私は思っています。

委員（相良　弘君）　ただいま長正委員からご意見がありましたが、私の意見はよくわからないんですけれども、この議会できのう今日は決算特別委員会であります。そのときはどうしても腑に落ちないとか、これだけは言っておきたいとか、これだけは答弁をお聞きしたいというものを重点的にみんなが質問するべきの委員会であろうと私は感じておりました。ただ、佐藤委員の質問についてはそういうものもありますが、ほとんどは各課に行って数字だなんの聞けばわかることです。果たしてそれがこの議場で何時間もかけてやるような質疑ではないと私は感じております。だから、私が質問しましたが（「異議あり」の声あり）今発言しているんだって、発言しているんだから（「問題発言だ」の声あり）後で言

ったらいいでしょう。私はそういうふうに感じております。

以上です。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤一郎君）　喫飯のため、休憩します。再開は１時10分とします。

（午後　０時０７分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤一郎君）　再開します。

（午後　１時１０分）

委員長（佐藤一郎君）　休憩前に引き続き委員会を続けます。

先ほど進行に不備があり少し混乱を招きましたことにおわび申し上げます。

質疑を許します。

副委員長（高橋和幸君）　私のほうから２点のご質問をさせていただきます。

資料ナンバー７の58ページ。６款２項１目鳥獣被害防止対策事業についてなんですけれども、これに関して決算書にこれだけの人数が上がっていますけれども、この種類ごとの報酬とあと行政区ごとのハンター人数がわかればお示しいただければと思います。

復興対策課長（中川喜昭君）　大変申しわけありません。まず、隊員の行政区別については後ほど調査してお答えいたします。あと前段の質問がちょっと聞こえなかったので済みません。

副委員長（高橋和幸君）　種類ごとの報酬の金額がわかれば。

復興対策課長（中川喜昭君）　有害鳥獣の種類ということでよろしいですか。（「はい」の声あり）58ページに記載してありますとおりイノシシ、ニホンザル、ハクビシンということで、イノシシについては232頭、ニホンザルについては21頭と（「金額」の声あり）済みません、イノシシにつきましては１頭当たり２万円、ニホンザルについては３万円、ハクビシンについては5,000円であります。

以上です。

副委員長（高橋和幸君）　さきの一般質問にもあったと思うんですけれども、これは双葉地方も含めて飯舘村も例外にはあらずハンターの高齢化問題、また担い手減少、深刻化していますけれども、それで今金額のほうを教えてもらったんですけれども、私の行政区のほうにも後輩がハンターをしておりまして、ニホンザルとかハクビシンとか鳥関係であればさほど問題はないと思うんですけれども、イノシシなどであれば多分皆さんもご承知のとおり、当たったからといってすぐしとめられるわけではなく、何百キロも何キロも追ってつかまえるという状態というのを聞きまして、結構大変な仕事だなというのをお聞きしたんですけれども、そういう中において今この金額も結構な金額だと思うんですけれども、これまで以上の意欲促進のためにもありますけれども、また担い手不足これは大変問題であり、警察署に行くだけのことですから資格審査も大変厳しく今後ますますの後継者不足が考えられると思いますけれども、これをどのようにして解決していくのか行政として何か考えがあればお聞かせ願います。

復興対策課長（中川喜昭君）　お質しのとおり後ほど名簿のほうを、人数のほうを出していき

たいと思いますが、やはり年齢構成として60歳以上の方が多いという状況であります。今、高橋委員からありましたけれども若手では小宮の方が一番若いかなというような状況でございます。捕獲の状況でありますが、イノシシ等は箱わなに入ったイノシシをその場で撃ったり刺したりということでのしとめが多いということで、なかなか動いているものを撃つという部分でもやっぱり安全を考えればなかなか撃てないということで、箱わなでのしとめが多いようであります。あと、やはり年齢的にも高齢化しているという現状もありますので、一般質問の中でもお話ししましたようにまずは猟友会のほうの方々が25名ほどいますので、その方々を捕獲隊に推選してもらうとか、あとはハンターの養成といいますか取得をされる方については補助金などの支援なども次年度考えていくということもお話していますので、何しろイノシシ、猿等がふえる中、やっぱりその捕獲というものに対してでありますので、今話したような内容で進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

副委員長（高橋和幸君）　今の見解についてはわかりましたが、箱わなということもありましたけれども実際足でとっている方もおられますので、この報酬の面に関してはもう一度検討していただければと思います。

もう一つ、同じく資料ナンバー７、22ページ。３款１項４目の最後です。避難者生活支援事業に関してなんですけれども、これおかえりなさい補助金で20万村から出ていると思うんですけれども、今帰還者が700何十名いる中で花卉栽培を始めたり、農業を始めたりしている方も数多くいますけれども、その中でもほとんどの方が無職という言い方をしてはちょっと申しわけないんですけれども、収入のない中で帰ってきている方が数多くいることは私は聞いております。そこで引っ越し代も実際自分で運んだ方は負担がなかったと思いますし、いや20万以上かかって支援という名目があるにも値しないよという声もお聞きしたんですけれども、今賠償も打ち切られ、ＡＤＲも打ち切られ、事実としてやっていく上で賠償問題に関してはちょっと余り触れたくはないんですけれども、生活支援事業なのでこの20万円のほかに何かしら生活再建のため生活支援策を行政として考えることはないのか村長にお伺いします。

村長（菅野典雄君）　村民の皆さん方が避難をした中で、村に戻ってきていただけるというところで、多分引っ越し大変なんだろうなということでおかえりなさい補助金をつくらせていただきました。多分こういうやっている自治体は避難地域で多分ないだろうと、ちょっと調べてはいませんがないだろうと思います。非常に行政としては非常にゆるやかにさせていただいています。つまり自分で全部運んでも出しますよ、あるいは家族の中のひとりでも例えばおばあちゃんだけがひとり帰って私たちは福島に住むという形でもおばあさんはそこに住んでいただければ、それも出します、こういう形でゆるやかにさせていただいているところであります。いわゆるその飯舘村に住んで、なかなか制限はできないけれども生きがいを持って住んでいただければというのがこの趣旨であります。その上で、生活のということになりますとなかなかやっぱり難しいかなという気がいたします。近頃新聞をいろいろ見ますと、かなりの新聞で今までの価値観とは違った価値観を持つ若者やその他がふえている、こういうことであります。つまり、今まではやっぱりそれなりのお金が

あって、少しでもやっぱり豊かな生活をしたいということなんですが、もう最低限のお金で、最低限の生活ですね、お金さえあれば十二分に自分のそのやりがいというか生きがいを持って住めるという形であります。そういう意味で年配の方、全く生活が困るということであれば生活支援制度というのがありますから、遠慮なく言っていただければ該当する範囲では支援はさせていただきますが、できるだけその何ていいますか、自家野菜とかいろいろなものをちょっと工夫をして生活をしていくというのになれていただくというか、そこに生きがいを見つけていただくような形にしていければなというふうに思います。ただ、少なくともいろいろな課題はいっぱいあると思います。から村としてできる事業、あるいは補助事業の中でできる事業、この前も説明させていただきましたけれども、福祉介護に必要なのとか、あるいは皆さんが集まって楽しく過ごすとか、そういうものには精一杯行政としてこれからもやっていきたいと、そのように思っているところであります。

以上であります。

副委員長（高橋和幸君）　今のおかえりなさい補助金ですけれども、私にはこれはすごい賛成でありまして、今後も継続していただきたいと思います。でも一方では、やはり以前の一般質問でも述べさせていただいたとおり、仮設住宅を回ったときに帰りますよというご年配の方が結構多く、でも帰ってもお金はないよってずばっと私言われたんですけども、それで今村内に帰還している方もちょっと何家庭か回らせていただいて、ある家庭においてはご高齢の方というか70過ぎの方ですけれども、もうそんなにはっきり言って貯金はないよと、長生きしたから生活資金はないという現実を聞きましたので、補助制度があると今お聞きしましたけれども、再度何かしらこれからの村民の生活支援のために行政として考えていただけることを提案します。

村長（菅野典雄君）　一人一人が皆様方、考え方も違いますし健康状態も違うかもしれませんが、一番はやっぱり自分が頼られているというのが大切なんだろうなという気がします。そういう意味で、老人クラブのほうにも話しておりますが何かこれからみんなで花植えをするとか、なんかこう我々、我々というのはどうかわかりませんが私も老人に近いわけでありますから、ちょっとした小遣い程度が入るような形で、しかも自分のその生きがいと健康至るという、そんなものはやっぱり村として組み立てていけばある程度のそのお金がその事業を遂行するために予算を取るということはできるだろうというふうに思っています。ですから、そんなことはもう考えさせていただくのがこれから大切ではないかと。そのときに足の確保とかなんかをすれば１カ月にいろいろと10日ぐらい出れば２、３万ぐらいの何かちょっとしたプラスアルファがとれるというそういうのもやっぱりいろんな形でやっていく必要があるだろうと思いますから、こんなのどうという考えがあればまた提案していただければできるんではないかなと、このように思っているところであります。

副委員長（高橋和幸君）　生活支援に限らず県や国や村の補助があることは今までの議会ないし答弁を聞いて私はわかっておりますけれども、村民の方にはやっぱりわからない方も数多くいらっしゃいますので、月２回ですかその広報が配られると思うんですけれども、そういういろいろな制度や仕組みをもっと村民にわかりやすく周知していただけるようにお願いいたしまして私の質問を終わります。

委員長（佐藤一郎君）　そのほか質疑ありませんか。

委員（佐藤八郎君）　質問をさせていただきます。

まずは緊急通報体制整備事業、予算委員会の資料でありますけれども、現在は家庭型のスマートフォンなんかなっているのか、これ大変帰村された高齢者にとって重要な問題について確認をしたいと思います。

健康福祉課長（齊藤修一君）　緊急通報装置につきましては、固定電話型と携帯電話型というかたちでこちらも要望がありましてそれぞれ対応しているような状況になっております。

委員（佐藤八郎君）　台数31台でなかったよね。

健康福祉課長（齊藤修一君）　決算説明資料７の40ページにございますように、本年３月末現在28台をリースしているなかで、基本的に避難以降、固定型が減少していまして携帯型の部分が多くなってきているというような状況になっております。

以上です。

委員（佐藤八郎君）　資料請求してもらったので教育の関係で教育振興推進事業です。この内容は読ませてもらってわかりましたけど、私はもっと違う研修会しているのかなと思ってもらいましたけれども、学校運営の中で子供たちの状況というのは、例えば健康問題、不登校、いじめなどの実態として飯舘の子供たちがどんな実態という、つかんでいらっしゃるんでしょうか。飯舘の学校に上がっている人以外の子供たちも含めて、村に住所、籍ある子供全てについて、どういうふうに把握されているのか伺います。

教育課長（村山宏行君）　村の子供たちの状況ということでございますけれども、まず飯舘村の学校に通っていらっしゃる児童生徒の中でということで見ますと、不登校は若干名おります。こちらについては毎月確認をしておりまして、またスクールソーシャルワーカー、それからスクールカウンセラーが入ってそういったところの対応をしているということでございます。いじめ等については現在、軽微な、やはり集団生活をしておりますので、軽微な摩擦等はあります。ですからそういったところを大きくならないうちに早目に先生方がケアをしていじめに発展しないようにケアをしているという状況でございます。村外の部分でございます。こちらについては、情報共有を図りながらそういった対応をしてはいるわけですけれども、やはりすべてを把握しているわけではございません。

委員（佐藤八郎君）　子供たちいるお母さん、いろいろ聞くといろんな問題が外部で起きているわけでありますけれども、やっぱりきちっとつかんで対応したほうがいいのではないかって思うんですけれども。今、何か起きると学校で例えば部活とかいろいろでけがすると先生が教育委員会、親は子供の状況を見て学校なり教育委員会なり、ものによっては警察というふうになるんですけれども、そういう流れのものはなかったという今の答弁だと思うんですけれども、きちっと対応しないと、いろいろ心配しているんです。

教育長（中井田　榮君）　学校におかれましては、ご承知のとおり毎月学校運営協議会があって、その学校運営協議会というのはＰＴＡも入り、教育委員も入って、地域のボランティアの方も入って、その前の月の報告をしながら児童生徒の動きを報告しながら、意見をもらいながら毎月進めているものですから、そういう意味では今まで以上にコミュニティスクール、学校運営協議会を立ち上げたことによって状況は把握しているものというふうに。

今後とも続けていきたいと考えております。

委員（佐藤八郎君）　これは単純に聞きます。66ページに川口電機倉庫のミツバチの巣駆除が３個で８万1,000円なのですけれども、村内、戻った方、訪問して歩くと大変蜂の巣が多いですね。そういう意味ではその対応というのは、どういうふうになるのか。この３個で８万1,000円なので巣数えたら切りがないんですけれども、どのような対応をして、蜂に刺されないとか、蜂も刺される人によって死に至るというのもありますので、聞いておきます。

住民課長（細川　亨君）　まず、川口電機ですがこちらのほうは業者委託ということで駆除分を委託したということです。あと、戻られた村内の方々、スズメバチを初めアシナガバチが大分今、軒下のほうに食いはじめまして結構大変だというふうな話は聞いております。村ではずっと避難の前から防護服を貸し出しするということでありまして、あとは退治については業者に委託していただくということで業者の連絡先等をお知らせしているということであります。そういうようなことで対応をしているということでございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君）　ばあちゃん、じいちゃん防護服借りてとれるかどうかわかりませんけれども、委託するというふうになると３個で８万1,000円、そういう対応しかできないんですか。

住民課長（細川　亨君）　ここに出してある部分については、川口電機倉庫の軒下のスズメバチ、アシナガバチの巣３個を駆除したということで、中学校もありましたから緊急性を要したということで村では施設に関するものについてはやっておりますが、それぞれ民家に関しましては高齢者の世帯もあるでしょうが、業者のあっせんとそちらのほうにはあっせんできるという状況でございますので、それ以上のことはちょっと村ではできないという状況であります。

委員（佐藤八郎君）　あっせんいいけど、幾ら払うの。

住民課長（細川　亨君）　金額については、それぞれ業者の皆様が現地を見て対処方法を考えてそれぞれ見積もっていただいて金額はそれぞれ変わってくるということでございますので、一概に３万とか５万とかそういうふうな金額はこちらでは示せませんので、ご理解お願いしたいと思います。

委員（佐藤八郎君）　何とかもっと簡素化して蜂に刺されない対策というのは考えられないということですか。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤一郎君）　暫時休憩します。

（午後　1時３５分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤一郎君）　再開します。

（午後　1時４０分）

住民課長（細川　亨君）　中断してしまったんですが、まずスズメバチが巣を食う場所はかなり高所の場所もありますし、天井裏そして解体を要しないとスズメバチの巣を退治できないというふうな状況下が大分多いんであります。簡単に軒下で取れるようなスズメバチの

巣が全然多くないという現状から見ても、やはり専門の業者にお願いしてやるというのが一番安全な方法かなというふうに答えておきます。

以上であります。

委員（佐藤八郎君）　また故障するとなりませんので、次に進みますけれども。深谷の最後のお話ですけれども、花弁施設の中心鉢物ということでスタートしていますけれども、実態と生産内容とそれにかかわる雇用した人数あれば聞いておきます。

復興対策課長（中川喜昭君）　深谷拠点にありますガラスハウスの部分でございますが、これについては道の駅までい館をつくる拠点としてその場所のテーマとして花ということで、村のほうでも計画している中でありますが、その計画の中で農家さんが会社関係の方でありますが、１社の方が村の考えであればそのハウスのほうを使って花を栽培していきたいという形で今現在進んでいるという状況でございます。最終的には、北側の２連棟、２棟ですね、４つハウス見えるところと、あとまでい館の脇にあるハウス棟が一体となって花の栽培等をするという最終的にはそういう流れになっております。北側のほうで育成等をしてガラスハウスですね、までい館の脇で仕上げをして市場等へ出荷、あと道の駅への出荷等々をするということでございます。それで品種的にはタイタンビカス、鉢物が主でありまして、タイタンビカス、あとは西洋シャクナゲ、あとはクリスマスローズを主に鉢物として生産をしていくという考えでございます。今現在、雇用人数は２名という形になっておるところでございます。

以上であります。（「終わります」の声あり）

先ほど高橋委員からありました、実施隊の行政区別の人数という形でありましたので報告させていただきます。

18名おりまして、草野行政区が２名、あと深谷行政区が３名、伊丹沢行政区が２名、小宮行政区が３名、あと大倉行政区１名、佐須行政区１名、宮内行政区２名、飯樋町行政区が１名、上飯樋行政区が１名、あと比曽行政区が１名、蕨平１名の計18名であります。それで年齢構成でありますが、18名中17名の方が60歳以上の方で、40代の方が１名で18名という状況であります。

以上であります。

副委員長（高橋和幸君）　済みません、今のちょっと書ききれなかったので委員長後で資料提出お願いいたします。

委員長（佐藤一郎君）　後で資料ということなんですが、整理して提出するということなのでご了解お願いします。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

委員長（佐藤一郎君）　これで全ての質疑を終わります。

これから、議案ごとに採決します。

議案第69号「平成29年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」という声あり）

委員長（佐藤一郎君）　この採決は起立によって行います。

この決算は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

委員長（佐藤一郎君）　起立多数です。よって、本案は、認定すべきものと決定しました。

議案第70号「平成29年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（佐藤一郎君）　異議なしと認めます。よって、本案は、認定すべきものと決定しました。

議案第71号「平成29年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（佐藤一郎君）　異議なしと認めます。よって、本案は、認定すべきものと決定しました。

議案第72号「平成29年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（佐藤一郎君）　異議なしと認めます。よって、本案は、認定すべきものと決定しました。

議案第73号「平成29年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（佐藤一郎君）　異議なしと認めます。よって、本案は、認定すべきものと決定しました。

議案第74号「平成29年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（佐藤一郎君）　異議なしと認めます。よって、本案は、認定すべきものと決定しました。

なお、委員会の審査結果報告の作成については委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（佐藤一郎君）　なしと認め、そのように決定しました。

以上をもって、決算審査特別委員会を閉会します。

これにて散会します。

長時間にわたり、ご苦労さまでした。

（午後３時４５分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成３０年９月１２日

決算審査特別委員会委員長　伊藤　一郎